

決算常任委員会議事録

(令和6年9月3日)

決算常任委員会議事録

- 1 日 時 令和6年9月3日（火） 午前 9時30分 開会
- 2 場 所 太子町議会全員協議会室
- 3 出席委員

委 員 長	森田 忠彦	副委員長	藤井千代美
委 員	斧田 秀明		建石 良明
	西田いく子		村井 浩二
	辻本 博之		
監査委員	中村 直幸	議 長	山田 強
- 4 欠席委員 _____
- 5 説 明 員

町 長	田中 祐二	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	小路 展裕
教 育 長	中道 雅夫	自治防災課長	辻中 一嘉
政策総務部長	小角 孝彦	税 務 課 長	田中 信幸
まちづくり推進部長	鳥取 勝憲	住民人権課長	木村 厚江
健康福祉部長	子安 逸二	子育て支援課長	胡麻 千代
教 育 次 長	東條 信也	福祉介護課長	辻本 知也
秘書政策課長	小南 考弘	いきいき健康課長	田村 尚子
企画担当課長	杉山 裕二	保険医療課長	堀内 孝茂
総務財政課長	小泉 大吾		
- 6 議会事務局 事 務 局 長 正野 正 書 記 木下 雄平
- 7 傍 聴 者 _____
- 8 会議に付した事件

（１）認定第１号 令和５年度太子町一般会計歳入歳出決算認定について

午前 9時30分 開 会

○森田委員長 皆さん、おはようございます。

本日、決算常任委員会を開催いたしましたところ、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

会議に先立ちまして、町長より挨拶を受けます。

○田中町長 皆さん、おはようございます。

決算常任委員会の開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には大変お忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本委員会に付託された案件でございますが、認定第1号、令和5年度太子町一般会計歳入歳出決算認定についての1件でございます。何とぞよろしくご審議いただき、ご認定賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

○森田委員長 本日は全員出席していただいておりますので、会議は成立いたしました。

よって、これより委員会を開会いたします。

それでは、会議に入ります。

この度、本委員会に付託されました案件は、決算認定案件1件でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

認定第1号、令和5年度太子町一般会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

本件について説明を求める前に、皆様方にお諮りいたします。

内容の説明につきましては、まず、会計管理者から決算の概要の説明を受けます。その後、所管ごとに歳入歳出の説明を受け、質疑を行います。全ての説明と質疑が終了した後、討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○森田委員長 ないようでございますので、順次、説明を求めます。

それでは、まず、決算の概要説明を求めます。

○小路会計管理者兼会計課長 おはようございます。

それでは、私のほうから、令和5年度の歳入歳出決算書附属説明資料に基づき、一般会計の歳入歳出決算の概要につきまして、ご説明を申し上げます。

では、まず、資料の１頁、第１表、収支の状況の表からでございます。①の歳入総額は、前年に比べ、１億９千９５７万２千円、３％の減、６３億７千５２０万６千円。②の歳出総額は、前年に比べ、２億２千８５６万６千円、３．６％の減、６１億７千１６３万円。歳入総額から歳出総額を差し引いた③の形式収支は２億３５７万６千円となっております。

また、この形式収支から④翌年度へ繰り越すべき財源３千９０８万２千円を差し引いた⑤の実質収支につきましては、１億６千４４９万４千円となっております。

次に、歳入の状況でございますけれども、３頁をお願いします。第２表、歳入決算額の状況の表をご覧ください。

まず、町税でございますが、前年度と比較して、１千２２７万６千円、０．９％の増、１３億８千７６９万５千円となっております。主に個人住民税の所得割と固定資産税の増となっております。

続きまして、地方譲与税以下、記載の各種交付金などのうちから主なものについて申し上げます。

まずは、地方消費税交付金でございますが、前年度に比べ、１４９万２千円、０．５％の減の２億７千９９２万円。

次に、地方特例交付金が、９２万円、８．１％の減、１千３７万２千円。地方交付税が、８千４４３万２千円、４．２％の減の１９億４千４８７万１千円となっております。内訳としまして、普通交付税は前年に比べ９千９９０万６千円の減で、令和４年度に交付税の錯誤等で１億２千８００万円あったため、それによる減額となっております。

特別交付税は、１千５４７万４千円の増で、主に公共交通に係る費用の増加分によるものとなっております。

次に、分担金及び負担金ですが、前年度に比べ、８１万４千円、２．４％の増の３千４９７万６千円となっております。これは、主に柏原羽曳野藤井寺消防組合負担金の増などによるものです。

使用料及び手数料につきましては、前年度に比べ、１７６万１千円、９％の増、６千９５３万６千円となっております。これは、主に地域公共交通運行バス使用料の３２３万６千円、生涯学習センターの貸室の使用料で１６２万８千円、総合スポーツ公園使用料で１１９万５千円などの増などによるものです。

次に、国庫支出金ですが、前年度に比べ、１億４千７８７万９千円、１３．５％の減、

9億4千747万円となっております。これは、主に物価高騰対応重点支援助地方創生臨時交付金で1億624万4千円、介護給付・訓練等給付費等負担金で1千995万8千円の増となったものの、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事務費・事業費補助金で6千533万6千円、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事務費・事業費補助金で2千638万9千円の減のほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で1億14万1千円の減となったことなどによるものです。

次の府支出金は、前年度に比べ、1千636万9千円、3.1%の増、5億4千926万6千円となっております。これは、主に大阪府の市町村振興補助金で1千280万円、介護給付・訓練等給付費等負担金で572万9千円の増となったことによるものです。

次に、財産収入ですけれども、前年度に比べ、1千199万9千円、26.3%の増、5千767万8千円となっています。これは、財産の売却収入で974万1千円、財産貸付収入で122万4千円、基金運用で92万2千円の増となったことによるものです。

次は、寄付金ですけれども、前年度に比べ、3千655万円、10%の減、3億3千22万8千円となっています。これは、クラウドファンディング寄付金で529万9千円の増となったものの、ふるさと太子応援基金寄付金で4千184万9千円の減になったことによるものです。

次の繰入金につきましては、前年度に比べ、5千419万6千円、28.5%の増、2億4千454万7千円となっております。これは、主に森林環境譲与税基金繰入金で384万8千円の皆増となったものの、給食無償化事業に充当するためなど、ふるさと太子応援基金繰入金で5千683万3千円の増となったものなどによるものです。

次に、諸収入は、前年に比べ、1千623万3千円、33.8%の増、6千430万8千円となっております。これは、主に地域スポーツ施設の整備助成事業助成金で1千600万円、大阪府町村長会町村振興共催事業負担金で194万2千円、退職消防団員報償費等で101万3千円の増になったことなどによるものです。

次の町債につきましては、前年度に比べ、2千746万5千円、14.4%の減、1億6千300万4千円となっております。これは、主に公園整備事業費で5千700万円、小中学校改修事業債で820万円の増となったものの、高規格救急車整備事業債で4千60万円、生涯学習センター整備事業債で1千470万円の皆減、臨時財政対策債で3千666万5千円の減になったことなどによるものです。

次に、4 頁中段から自主財源と依存財源についてでございます。

次の5 頁、図4、構成比の円グラフにありますように、令和4 年度に比べ、自主財源比率が35.5 %から37.1 %へと1.6 ポイントの増となっております。これは、依存財源である交付税及びコロナ関係の国庫収入の減少に加え、自主財源である、ふるさと太子応援基金繰入金の増加が主な要因となっております。

続きまして、歳出の状況ですけれども、少し飛んでいただきまして、10 頁となります。第6 表、性質別歳出決算額の状況をご覧ください。

この中の一番上、義務的経費ですけれども、前年度に比べ、1 億6 千3 4 6 万7 千円、5.9 %の増、2 9 億1 千9 4 4 万3 千円となっております。

次に、この義務的経費のうち、人件費につきまして、前年度に比べ、5 千2 2 2 万8 千円、4.5 %の増、1 2 億1 千1 4 4 万8 千円となっております。これは、主に職員給で9 2 3 万5 千円、退職手当で1 千9 2 4 万9 千円、会計年度任用職員報酬で1 千1 9 1 万2 千円の増となったことなどによるものです。

次の扶助費は、前年度に比べ、1 億2 千9 1 万7 千円、10.2 %増の1 3 億1 1 6 万5 千円となっております。これは、主に電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金で6 千2 2 0 万円、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金で2 千2 6 0 万円の減になったものの、低所得世帯生活支援給付金で1 億2 千6 0 5 万円、物価高騰対応重点支援給付金で1 千6 9 0 万円、子ども医療費助成費で8 0 6 万7 千円の増になったことなどによるものです。

また、公債費で、前年度に比べ、9 6 7 万8 千円、2.3 %の減、4 億6 8 3 万円となっております。これは、主に元利償還額のうち、教育・福祉施設等整備事業債で2 8 8 万9 千円、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債で3 4 6 万6 千円の増となったものの、旧の緊急防災・減災事業債で9 4 8 万4 千円、一般単独事業債で3 2 9 万9 千円、臨時財政対策債で2 3 4 万3 千円の減となったことなどによるものです。

次の投資的経費につきましては、前年度に比べ、1 千7 0 9 万5 千円、6.2 %減の2 億5 千6 7 6 万4 千円となっております。

普通建設事業費では、前年度に比べ、2 千7 1 3 万7 千円、9.9 %減の2 億4 千6 7 2 万2 千円となっております。

単独事業に係る決算額については、前年度に比べ、1 億8 千9 5 3 万1 千円で、前年度と比べて6 7 0 万3 千円、3.4 %の減となっております。主な事業は、町道老朽化

対策事業として太子中央線のほか、山田小学校東校舎トイレ改修事業、総合スポーツ公園照明等の改修事業、国指定史跡二子塚古墳史跡整備事業です。

災害復旧事業の決算額は1千4万2千円となっております。これは、主に6月豪雨被害によるものなどで、農林施設災害復旧事業で498万6千円、公共土木施設災害復旧事業で489万3千円の増によるものです。

続きまして、その他の経費ですけれども、前年度に比べ、3億7千493万8千円、11.1%の減、29億9千542万3千円となっております。

次に、その他経費のうち、物件費が前年度に比べ1億8千595万2千円、15.1%の減、10億4千168万8千円となっております。これは、主に産官学連携事業創生プロジェクト研究委託料で1千650万円の皆増、地域公共交通運行管理委託料で538万6千円の増となったものの、物価高騰対策キャンペーン事業委託料で6千41万6千円、生涯学習センター備品購入費で3千67万5千円、新型コロナウイルスワクチン予防接種委託料で2千952万9千円の減になったことなどによるものです。

次の補助費等では、前年度に比べ、2千444万4千円、3.0%増の8億2千862万7千円となっております。これは、主に大阪広域水道企業団水道料金減免負担金で2千666万7千円、太子町版特別定額給付金で970万円、新入学応援緊急給付金で612万円の減となったものの、小中学生子育て応援緊急給付金で2千170万円、学校園給食費保護者負担金補助金で1千585万5千円、高校生等学習応援事業商品券代で1千187万6千円、地域公共交通活性化協議会負担金で1千172万5千円の増となったことなどによるものです。

また、積立金は、前年に比べ2億2千898万7千円、30%減の5億3千344万3千円となっております。これは、主に減債基金積立金で1億987万1千円、ふるさと太子応援基金積立金で3千936万4千円の減となったことなどによるものです。

繰出金につきましては、前年度に比べ、1千992万4千円、3.6%増の5億7千387万3千円となっております。これは、主に介護給付費繰出金で728万3千円、後期高齢者医療給付費等に係る定率負担金で474万5千円の増となったことなどによるものです。

維持補修費は、前年度に比べ、436万7千円、19.7%減の1千779万2千円となっております。これは、主に町道維持管理事業で105万1千円の増となったものの、総合福祉センター維持管理事業で252万3千円の皆減、庁舎維持管理事業で27

6万3千円の減になったものでございます。

次に、また少し飛んでいただきまして、16頁の地方消費税交付金が充てられる経費についてでございます。この表は、地方消費税交付金の社会保障財源化分について、地方税法及び総務省通知に従い、掲載しているものです。

次に、17頁の新型コロナウイルス感染症対策事業及び物価高騰対応重点支援事業でございます。この第7表は、令和5年度に実施しました、主な新型コロナウイルス感染症対策事業及び物価高騰対応型重点支援事業を款別にまとめたものとなっております。

続きまして、18頁の経常収支比率についてでございます。

令和5年度の経常収支比率につきましては、下の第8表に記載のとおり、令和4年度の87.9%から93.4%、5.5ポイント増となっております。これは、経常的収支である交付税の減収と経常的収支である退職金、扶助費が増加したものが要因と思われます。

次に、20頁、地方債現在高の状況でございますけれども、上段に、令和5年度の主な地方債発行事業としまして、町道老朽化対策事業（太子中央線）のほか、4件を記載しております。

令和5年度末の地方債現在高につきましては、第10表に記載のとおり、前年度に比べ、2億2千518万2千円、5.3%減の39億8千537万6千円となっております。これを住民1人当たりで見ますと、前年度に比べて、1万3千872円、4.3%減の31万1千42円となっております。

次に、21頁の積立金現在高の状況、第11表でございます。

令和5年度末の積立金の現在高の合計は、前年度と比べまして、3億68万5千円、9.7%増の33億9千514万3千円となっております。このうち財政調整基金は、前年度に比べ、8千406万2千円、5.7%の増の15億7千163万8千円となっております。

なお、基金の主な充当事業につきましては、上段に企画一般事業（三世代同居・近居支援補助金）、学校給食運営事業のほか、4件を記載しております。

また、令和5年度末の積立金を住民1人当たりで見ますと、前年度に比べ、2万6千188円多い26万4千976円となっております。

以上、誠に簡単ではございますけれども、私からの令和5年度の一般会計歳入歳出決算の概要につきましてはの説明を終わらせていただきます。

○森田委員長 続きまして、政策総務部関係の歳入歳出について説明を求めます。

○小角政策総務部長 おはようございます。

それでは、議会事務局、会計課及び政策総務部所管の歳出について、事業別区分の決算額の大きいものを中心にご説明申し上げます。

なお、１００万円以上の不用額につきましては、別途、不用額調書を添付させていただいております。したがいまして、説明は省略させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

タブレットのファイル、０３の０１０１、令和５年度太子町歳入歳出決算認定についてをお開き願います。

それでは、４８、４９頁をお願いいたします。

１款議会費、１項議会費、１目議会費、支出済額８千９９９万４千９２２円。主に議会事務局職員の人件費及び議員報酬並びに政務活動費、ペーパーレス会議システムの保守委託料、議会ライブ配信に係るインターネット配信業務委託料などの議会運営経費でございます。

２目議会広報費、支出済額８４万２千１６０円。年５回の議会だより発行に要した経費でございます。

５０頁、５１頁をお願いします。

２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、支出済額８億５千７６万５千７４１円。職員人件費につきましては、各部局の費目にも共通しますが、ここでは全体の概要についてご説明申し上げます。以降については、各部局における人件費の説明について省略させていただきますので、その点、ご理解よろしくようお願い申し上げます。

まず、一般会計における給料支給人員は、特別職３名を含めて１１６名と、前年度と比べ２名減となっております。

給料総額については、４億６千２１５万５千３３０円、前年度と比べ、１３５万８千１６５円の増額となっております。

地域手当は、給与月額、扶養手当、管理職手当の合計額に１００分の６を乗じた額となっております。

時間外勤務手当の支給総額は、２千１６１万２千８４６円で、前年度に比べ、２７５万３千６２５円の増額となっております。

期末手当の支給割合は、６月期は２．２月、１２月は２．３月、年間トータルで４．５

月となっております。

退職手当は、職員の自己都合退職者３名分となっております。

続きまして、職員研修事業１７５万４千７３０円は、職員研修の専門機関への実施委託料や、南河内郡町村職員研修協議会負担金など、６４の研修会に延べ５５９人の参加となっております。

衛生委員会事業１３万４千円は、産業医の報酬でございます。

非常勤職員公務災害補償事業１万５千円は、非常勤職員公務災害認定委員会事務費負担金でございます。

秘書人事管理事業２千８８７万３千３９５円は、会計年度任用職員延べ１２９人の報酬、期末手当、共済費等でございます。

５３頁をお願いいたします。

１１節役務費のうち、職員採用試験検査手数料１４万６千８５０円は、民間企業等の採用で活用されておりますＳＰＩ試験、いわゆる適性検査に係る手数料で、行政職の募集で１８人の受験に活用した経費でございます。

１２節委託料のうち、職員健康診断委託料１１５万２千７１２円は、職員及び会計年度任用職員１９５名の健康診断の委託料、職員厚生事業委託料１０１万７千９０６円は、福利厚生事業の職員会への委託料、職員採用試験業務委託料４２万９千１４９円は、行政職の二次試験の専門業者による面接試験及び３町村共同採用試験の基礎能力・事務能力検査の委託料でございます。

１３節使用料及び賃借料１５２万８千６８０円は、人事給与システム等に係る電算機器及びシステムプログラムの賃借料でございます。

総務一般管理事業４３５万２千９２１円のうち、１２節の委託料の顧問弁護士等法務相談委託料６８万５千円は、顧問弁護士への簡易な法務相談を含む顧問弁護士料でございます。

例規集更新業務委託料２７２万８千円は、条例、規則の制定、改廃に伴う電子データ更新及び自治体法務ＮＡＶＩ利用料でございます。

１３節使用料及び賃借料１８万８千７６０円のうち、行財政情報サービス利用料８万９千７６０円は、職員が業務で使用する行政手続き、訴訟事務、情報公開、個人情報保護、契約実務等の情報活用システムなどの利用料でございます。

入札参加資格審査申請システム利用料９万９千円は、入札参加者名簿登録システムの

利用料でございます。

共通一般管理事業、総務財政課配当の624万3千655円のうち、10節需用費の消耗品費312万1千222円は、各課共通のコピー用紙やトナー、インクなどの購入費用でございます。

13節使用料及び賃借料、55頁をお願いいたします。

複写機等賃借料194万9千711円は、13台分の印刷機器等の賃借料、会議録作成支援システム使用料112万2千円は、AI会議録作成支援システムの導入に係るものでございます。

共通一般管理事業、会計課配当の106万2千542円、10節需用費79万5千242円は、各課共通の事務用消耗品の購入代及び封筒の印刷製本費でございます。

情報公開事業3万4千600円のうち、1節報酬2万8千円は、情報公開審査会委員等5名分の報酬でございます。なお、情報公開請求が12件、個人情報保護制度に基づく請求が8件ございました。

基金積立事務事業、秘書政策課配当の3億2千492万9千円は、個人並びに企業などから頂きましたふるさと太子応援寄付金の積立てでございます。

基金積立事務事業、総務財政課配当の2億608万1千255円は、財政調整基金へ8千374万4千円、減債基金へ1千811万9千円、退職手当基金へ50万円、公共施設整備基金へ1億296万6千円、環境衛生等基金へ75万2千255円、それぞれ積立てを行っております。

基金積立事務事業、会計課配当の63万557円は、財政調整基金のほか8基金の定期預金利息を積み立ててございます。

2目財政管理費、支出済額141万5千810円。

財政管理事業、56頁をお願いいたします。

10節の需用費のうち、消耗品費16万5千550円は、書籍等の購入、印刷製本費15万5千100円は、令和6年度予算書55冊に要した印刷代でございます。

12節の委託料のうち、電算機器・プログラム保守委託料35万2千円は、地方公会計システム保守業務、財務書類作成支援業務委託料72万4千900円は、公会計処理業務の委託料でございます。

3目会計管理費、支出済額363万5千526円。

会計管理事業、10節の需用費のうち、印刷製本費28万9千190円は、決算書7

0冊に要した印刷代と、13節使用料及び賃借料176万5千104円は、財務会計処理システムに係る経費でございます。

4目財産管理費、支出済額8千815万2千144円。

庁舎維持管理事業4千266万9千169円のうち、10節需用費で電気料1千54万9千812円、修繕費105万3千751円は、役場内センサーライト取付工事や庁舎2階給湯室電気温水器取替工事などを行っております。

12節の委託料2千466万4千620円のうち、庁舎警備委託料で812万9千44円、庁舎設備保守点検委託料で551万9千316円、庁舎清掃委託料で358万2千260円などを支出しております。

13節使用料及び賃借料289万1千398円のうち、来庁者駐車場用地等賃借料で279万3千円を支出しております。公用車管理事業402万4千833円は、公用車等27台の燃料費や保険費用及び検査費用等の経費でございます。

58、59頁をお願いいたします。

町村賠償保険加入事業334万1千79円は、庁舎等の建物共済等掛金で198万2千102円、全国町村総合賠償保険で124万1千760円を支出しております。

普通財産管理事業49万3千230円のうち、12節委託料46万7千500円は、登記・測量等委託料で、普通財産売払いに係る土地の鑑定委託料等でございます。

ESCO事業3千746万5千186円は、役場庁舎等のESCO事業に係るサービス委託料でございます。

5目公平委員会費、支出済額7万5千円は、富田林市、河内長野市、大阪狭山市、河南町、千早赤阪村と本町の6市町村で構成する南河内広域公平委員会の負担金でございます。

6目自治振興費、支出済額1千783万6千995円。

表彰事業5万8千387円は、表彰審査委員4名分の報酬及び被表彰者5名に対する記念品の経費でございます。

地区・町会等運営事業1千777万8千608円は、町会・自治会の振興並びに集会所の維持管理等に係る経費で、7節報償費210万1千795円は、区長及び町会長等の報償費でございます。

10節需用費、60頁、61頁をお願いいたします。

修繕費44万2千695円は、春日、太子、山田、聖和台集会所の消防設備の修理及

び太子集会所の空調施設の修理の費用でございます。

1 1 節役務費の郵便料 1 万 9 千 9 5 8 円は、町会の補助金説明会案内通知などに係る郵送料でございます。

1 2 節委託料 8 万 3 0 0 円は、地区集会所 6 か所の消防設備点検の委託料でございます。

1 3 節使用料及び賃借料の 2 2 万 8 千 8 8 8 円は、地区集会所 6 か所に配備している A E D の賃借料でございます。

1 4 節工事請負費 6 9 万 1 千 4 6 0 円は、太子、山田地区集会所の消防設備の改修工事でございます。

1 8 節負担金補助及び交付金 1 千 4 2 1 万 3 千 5 1 2 円は、自治振興補助金 9 2 1 万 6 千 5 1 2 円と地区集会所維持管理補助金、町会等集会所整備事業補助金としまして、伽山集会所の空調更新、及び一般コミュニティ助成金としまして、後屋町会のだんじりの修繕等に係る 2 5 0 万円でございます。

7 目交通安全対策費、支出済額 1 9 万 2 千 3 5 5 円は、交通安全推進事業で、1 0 節需用費の消耗品費 8 万 4 千 2 5 5 円で、イベント時等に配布する交通安全啓発備品の購入費と、1 8 節負担金補助及び交付金の 1 0 万 3 千 8 0 0 円は、富田林警察署管内交通安全協会負担金でございます。

8 目防犯対策費、支出済額 8 7 9 万 8 千 2 5 2 円は、防犯委員会事業で、1 8 節負担金補助及び交付金 6 5 万 5 千円で、富田林警察署管内防犯協議会負担金及び太子町防犯委員会助成金でございます。

防犯灯維持管理事業 6 1 1 万 3 千 7 4 5 円のうち、1 0 節需用費 3 1 9 万 5 千 1 5 8 円は、町内の防犯灯 1 千 8 8 8 灯分の電気料、1 3 節使用料及び賃借料 2 7 4 万 8 千 8 1 6 円は、防犯灯の L E D 灯具等リース料でございます。

1 4 節工事請負費 1 6 万 9 千 7 7 1 円は、L E D 防犯灯の新設、移設、撤去、各々 1 基に係る費用でございます。

地域安全センター事業 1 6 万 9 千 9 7 7 円は、1 0 節需用費で青色防犯パトロール車両の「防犯パトロール中」のマグネットシート等の消耗品と、1 1 節役務費 4 万 3 千 5 8 0 円は、青色防犯パトロール車両の保険料、及び地域安全青色防犯パトロール隊員のボランティア保険料でございます。

1 3 節使用料及び賃借料 1 1 万 8 千 8 円は、地域安全防犯パトロール隊で実施した研

修に係るバス借上料などがございます。

62、63頁をお願いいたします。

防犯カメラ維持管理事業185万9千530円のうち、10節需用費の23万8千793円は、町会で設置いただいたカメラ76台分並びに町で設置しました11台分の電気料でございます。

12節委託料9万9千円は、町で設置しています防犯カメラの保守点検委託料でございます。

14節工事請負費137万8千577円は、太子町が新たに設置した防犯カメラ3か所の工事費でございます。

18節負担金補助及び交付金12万6千円は、防犯カメラ更新補助金2台分と防犯カメラ維持管理補助金として、カメラに画像を記録するSDカードの補助金でございます。

9目広報費、支出済額1千154万5千575円。

広報事業1千13万975円のうち、10節需用費の印刷製本費505万320円は、広報たいしの印刷経費等で、令和5年度の総発行部数は7万2千部、月平均で6千部となっております。

12節委託料242万9千131円は、ポスティングによる広報各戸配布業務委託料でございます。

13節使用料及び賃借料229万6千800円は、LINE公式アカウント情報配信サービス利用料でございます。

ホームページ管理事業141万4千600円は、町ホームページのプログラム保守料及び賃借料でございます。

10目企画費、支出済額2億2千760万4千406円。

その右、繰越明許費の1千100万円は、地域公共交通計画策定委託に係る事業費の翌年度繰越額となっております。

企画一般事業1千199万9千241円のうち、12節委託料の地籍整備推進調査費176万円は、公民館の取壊しに伴い、役場前の空き地について、用地測量及び筆界確認などを行った経費でございます。

64、65頁をお願いします。

18節負担金補助及び交付金、三世代同居・近居支援補助金952万5千円は、三世代同居・近居を始めるために、中学生以下の子どもがいる世帯に対して定住促進の支援

で、２１件の申請がございました。

住民協働による地域活性化プロジェクト事業２０万円は、１８節の負担金補助及び交付金の地域伝統文化保存継承事業支援補助金で、山田地区だんじり祭り実行委員会への負担金でございます。

ふるさと太子応援基金寄付金事業１億４千１５４万７千３７円は、ふるさと納税の返礼品等運営などに要した経費で、１１節役務費、広告料２４１万５千５６８円は、より効果的に寄付を募るため実施した、民間ポータルサイトや雑誌等への広告掲載に係る経費でございます。

１２節委託料１億３千８９９万７千４９７円は、返礼品代金、配送料、手数料などに係る経費でございます。

１３節使用料及び賃借料９万９千円は、プレスリリース配信サービス利用料に係る費用で、先のポータルサイト等への広告掲載と併せて効果的に情報発信を行ってございます。

地域公共交通事業４千３０６万１千５２７円については、太子町コミュニティバス及び４市町村コミュニティバスの運行に係る経費に要した費用で、１節報酬２２３万９千７６０円は、地域公共交通会議６回開催の委員報酬とコミュニティバスの補助員に係る費用でございます。

１０節需用費のうち、燃料費１９２万１千７８円は、コミュニティバスのガソリン代で、月平均１６万円となっております。

印刷製本費２３万５千９５０円は、お出かけ支援利用券及びコミュニティバス定期券の印刷に係る費用でございます。

修繕費９３万１千６４５円は、コミュニティバス車両に係る１２か月法定点検などをはじめ、スタッドレスタイヤの交換、ランプ類の修繕などの費用でございます。

１２節委託料のうち、運行管理委託料１千８９８万５千４３８円は、太子町コミュニティバスの運行業務委託に係る費用でございます。

１３節使用料及び賃借料１８２万１千６００円は、２台運行しておりますコミュニティバスのうち、１台の車両レンタルに係る費用でございます。

６６、６７頁をお願いいたします。

１７節備品購入費５２万６千２５５円は、「たいしのってこバス」の表記のマグネットシート等コミュニティバスの備品に係る費用でございます。

18節負担金補助及び交付金のうち、福祉センター利用者支援制度補助金115万6千120円は、福祉センター利用者への補助金でございます。

お出かけ支援事業補助金224万6千300円は、12月20日までの、70歳以上の利用者への1回につき100円の補助金でございます。

乗換運賃補助金10万8千560円は、こちらも12月20日までの、バスを乗り継ぐ際に発行している乗継割引券発行に対する補助金でございます。

地域公共交通活性化協議会負担金1千172万5千46円は、4市町村コミュニティバスの運行等に係る負担金でございます。

新型コロナウイルス感染症対策事業1千205万4千666円は、高校生世代1人当たり3万円のギフト券支給に要した経費でございます。

産官学連携プロジェクト事業1千662万2千59円については、事業構想大学院大学と太子町の未来の発展に寄与する新規事業を構想するプロジェクト研究に要した経費でございます。

大阪・関西万博機運醸成事業112万26円については、2025年大阪・関西万博の機運醸成を行う事業に係る費用で、10節需用費17万9千196円は、機運醸成イベント用の消耗品などに係る費用でございます。

12節委託料70万3千450円は、ハンドタオルやエコバックなど、万博PRノベルティに係る費用でございます。

18節負担金補助及び交付金10万円は、万博首長連合正会員に係る負担金でございます。

クラウドファンディング寄付金事業77万4千690円については、クラウドファンディングの実施により、コミュニティバスに係る経費の一部を寄付により募る事業を実施するための寄付金業務委託に係る費用でございます。

新型コロナウイルス感染症対策事業（繰越明許分）10万円は、令和4年度中に生まれた新たに住民となる子どもに対し、給付金の支給を行う費用で、年度終了間際に生まれた対象者に対し、翌年度へ予算を繰り越し、支給した費用でございます。

11目電子計算費、支出済額6千423万4千329円。

電算共通維持管理事業416万1千387円。

68、69頁をお願いいたします。

17節備品購入費381万8千760円は、パソコン33台の購入を行ったものでご

ございます。

情報施策推進事業 792万9千778円は、インターネットやLGWAN、庁内ネットワークに係るプログラムの保守委託料や賃借料などでございます。

社会保障・税番号制度システム管理事業 516万200円は、国が管理する情報ネットワークシステムと本町システムとの中継を行う中間サーバーやプラットフォームの運営に係る負担金でございます。

情報セキュリティ強化対策事業 359万206円は、情報セキュリティの強靱化に対するセキュリティクラウドの保守委託料などでございます。

自治体クラウド推進事業 3千505万8千230円は、基幹系情報システムの共同クラウド化に伴う利用料でございます。

自治体DX推進事業 833万4千528円のうち、12節委託料は、基幹系システムの標準化・共通化に向けた業務委託料で423万5千円、自治体オンライン手続推進業務委託料として、マイナンバーカードを利用したぴたりサービスの対応に係る業務委託で13万2千円などの支出を行ってございます。

13節使用料及び賃借料 171万8千640円のうち、行政手続きオンライン化に係る自治体専用フォームツール利用料で120万3千840円などの支出を行ってございます。

12目人権啓発費、支出済額 177万8千798円。

70頁、71頁をお願いいたします。

人権啓発事業で、18節負担金補助及び交付金 104万7千200円のうち、人権啓発・人材養成事業等負担金 18万5千100円は、部落解放・人権夏期講座や人権に関して大阪府と市町村が共同事業を実施するための負担金でございます。

町人権協会助成金は、72万6千円でございます。

2項徴税費、1目税務総務費、支出済額 9千618万6千866円。

徴税総務事業 702万9千791円のうち、10節需用費、印刷製本費の 396万3千589円は、納税通知書等の印刷費でございます。

13節使用料及び賃借料 262万1千870円は、滞納管理システムの賃借料でございます。

72頁、73頁をお願いいたします。

町民税課税事業 641万185円は、町民税の賦課等に係る経費で、うち12節の委

託料 4 4 1 万 2 千 7 0 2 円は、町・府民税賦課事務に係る委託料でございます。

固定資産税課税事業 1 千 3 6 4 万 1 千 7 4 5 円は、固定資産税の賦課等に係る経費で、うち 1 2 節の委託料で、固定資産税賦課事務委託料 2 0 0 万 2 4 7 円は、固定資産税賦課事務に係る委託料、税務地図情報システム保守業務委託料 1 8 2 万 6 千円は、地番図修正等の業務委託料、また、令和 6 年度評価替えに係る路線価算定業務委託料で 6 8 8 万 6 千円でございます。

軽自動車税課税事業 1 8 1 万 9 千 4 2 5 円は、軽自動車税の賦課等に係る経費で、うち 1 2 節の委託料で、軽自動車税賦課事務委託料 5 0 万 5 千 6 6 2 円は、軽自動車税賦課事務に係る委託料でございます。

町税収納整理事務事業 8 8 4 万 6 千 2 1 2 円は、各税目の収納等に係る経費で、7 4、7 5 頁をお願いします。

うち 1 2 節委託料のコンビニ収納代行業務委託料 8 3 万 1 千 8 0 円は、コンビニ等での納付に係る経費、口座振替伝送業務委託料 9 5 万 5 千 7 4 9 円は、各銀行等へ口座振替データを送受信するための業務委託料でございます。

また、2 2 節償還金利子及び割引料の償還金 4 5 8 万 1 千 8 3 5 円は、法人 2 1 件、個人 9 0 件などに対する償還金でございます。

国税連携システム管理事業 1 0 1 万 6 千 4 0 0 円は、確定申告データ及び年金特別徴収データの連携に係る経費でございます。

3 項戸籍住民登録費、1 目戸籍住民登録費、支出済額 7 千 5 8 4 万 2 千 5 8 4 円。その右、繰越明許費の 1 千 3 1 7 万 8 千円は、戸籍等への氏名の振り仮名表記に係るシステム改修に要する経費の翌年度繰越額となっております。

戸籍住民登録事業 2 千 2 1 6 万 3 千 6 2 5 円のうち、1 節報酬の 6 8 3 万 2 千 8 4 3 円は、マイナンバーカード業務に係る会計年度任用職員 3 名分の報酬でございます。

7 6、7 7 頁をお願いします。

1 2 節委託料 4 7 1 万 7 千 9 0 0 円及び 1 3 節使用料及び賃借料 5 6 8 万 3 千 3 8 0 円は、コンビニ交付や戸籍、住民基本台帳ネットワークの電算システム機器及びプログラムの保守及び変更と賃借料などとなっております。

旅券事務事業 9 5 万 4 千円は、パスポート発給事務に関する富田林市への委託料で、令和 5 年度の交付件数は 3 0 0 件となっております。

その下、過誤納還付事務事業 3 8 万 1 千円は、前年度の事業費確定に伴う国庫への償

還金でございます。

社会保障・税番号制度促進事業 4 3 2 万 9 千 7 1 0 円。

1 2 節委託料で、庁舎 1 階に開設したマイナンバーカード特設窓口に係るマイナンバーカード取得促進業務委託料 3 4 9 万 8 千円の支出などがございます。

4 項選挙費、1 目選挙管理委員会費、支出済額 3 2 万 9 千 1 7 円。

選挙管理委員会運営事業のうち、1 節報酬 2 4 万 2 千円は、選挙管理委員 4 名の報酬でございます。

7 8、7 9 頁をお願いします。

2 目町長選挙費、支出済額 2 3 4 万 3 千 7 7 1 円は、本年 4 月 7 日執行の太子町長選挙に係る事務経費で、1 0 節需用費のうち、印刷製本費 6 3 万 3 千 3 8 0 円は、入場整理券及び投票用紙の印刷に係る経費でございます。

3 目大阪府知事選挙費、支出済額 2 9 1 万 2 千 8 1 9 円は、昨年 4 月 9 日執行の大阪府議会議員選挙と同日に行われた大阪府知事選挙に係る事務費で、投票率は 4 3 . 9 7 % となっております。

3 節の職員手当等のうち、時間外勤務手当 1 1 4 万 5 千 2 9 0 円は、投開票に係る 3 7 名分及び選挙期間中の事務局職員 4 名分、また、管理職特別勤務手当 2 2 万 8 千円は、投開票に係る 2 2 名分の費用でございます。

8 0、8 1 頁をお願いします。

4 目府議会議員選挙費、支出済額 7 1 万 6 千 8 6 0 円は、府議会議員選挙事業に係る事務経費で、無投票となっております。

1 2 節委託料 3 4 万 7 千 4 8 7 円は、ポスター掲示板撤去に係る委託料で、設置箇所は 3 6 か所となっております。

5 項統計調査費、1 目統計調査総務費、支出済額 4 8 万 1 千 9 9 8 円は、令和 5 年度住宅・土地統計調査などの統計調査に係る経費でございます。

6 項監査委員費、1 目監査委員費、支出済額 3 4 万 8 千 9 9 9 円は、監査委員 2 名の報酬でございます。

少し飛びまして、1 4 0 頁、1 4 1 頁をお願いいたします。

8 款消防費、1 項消防費、2 目常備消防費、支出済額 1 億 8 千 9 0 8 万 9 千 1 3 7 円。

1 0 節需用費の修繕費 6 万 3 千 2 6 円は、太子分署のシャワー、トイレ等の修繕に要した費用でございます。

12節委託料1億8千431万9千807円は、富田林市への常備消防業務委託料で、令和5年度中の火災出動は4件、救急出動は553件ございました。

13節使用料及び賃借料11万6千160円は、オークションによる救急車売却に係る官公庁オークションシステム利用料でございます。

18節負担金補助及び交付金151万9千545円は、救急安心センターおおさかの運営分担金26万6千円と消火栓管理負担金として消火栓2基の交換費用125万3千545円でございます。

常備消防広域化事業の307万599円は、12節委託料132万円は、太子分署を大阪南消防組合に譲渡するための分筆測量委託料でございます。

18節負担金補助及び交付金175万599円は、はしご車の購入に係る車両の登録及び税金の太子町の負担分5千12円、及び常備消防広域化初期経費として、名称変更に伴う看板や制服の変更及び各システムの変更等に係る太子町の負担金174万5千587円でございます。

3目非常備消防費、支出済額1千625万6千294円のうち、非常備消防管理事業1千472万3千930円は、消防団に係る経費でございます。

1節報酬761万1千450円は、142、143頁をお願いします。

消防団長以下団員109名分の年間報酬と、消防団員火災等出動費は、火災応援及び各種訓練等、延べ1千421人分の報酬でございます。

5節災害補償費の7万3千500円は、消防団員福祉共済入院見舞金1名分でございます。

7節報償費の267万円は、令和5年度中に退団した消防団員6名分の退職報償金でございます。

10節需用費47万3千249円のうち、被服費31万9千689円は、消防団員活動服や階級の変更に伴う制服やキャップ等の購入費用でございます。

14節工事請負費40万400円は、分団詰所の電気料金を町が負担するために必要なメーター分割工事に係る費用でございます。

18節負担金補助及び交付金341万2千31円は、消防団員が業務遂行により災害を受けた場合の賞じゅつ金支給のための掛金や、消防団員の公務災害補償と退職報償金支給のための掛金などでございます。

次に、消防資機材整備事業の153万2千364円は、消防団の業務遂行に必要な資

機材に係る経費でございます。

１０節需用費７１万８９３円のうち、修繕費６３万３千９５８円は、各分団の消防車両の車検・点検時の修繕費用でございます。

１１節役務費２５万１千５９０円は、消防団の分団消防車の車検手数料、任意保険と自賠責保険料でございます。

１３節使用料及び賃借料４７万１千２８１円は、消防団のＭＣＡ無線１２台分の利用料など、及びオークションによる消防ポンプ車売却に係る官公庁オークションシステム使用料でございます。

２６節公課費９万８千６００円は、各分団の消防車などの車検車両の自動車重量税でございます。

１４４、１４５頁をお願いいたします。

５目災害対策費、支出済額３３９万６千４０５円。

災害対策事業で、１０節需用費２９万７千５２円は、災害備蓄品の購入と防災行政無線屋外受信機１２台分の電気料金、及び防災行政無線戸別受信機３１台の修繕費でございます。

１１節役務費８万１千２４８円は、防災委員の書面会議開催通知のためなどの郵便料及びドローン運用に係る保険料、防災行政無線戸別受信機の外部アンテナ設置手数料でございます。

１２節委託料１８７万４千６００円は、防災行政無線機器保守委託料でございます。

１３節使用料及び賃借料５８万６千５０５円は、防災行政無線パンザマストの一部電柱共架に係るもの及びＭＣＡ無線１７台分の使用料などでございます。

１８節負担金補助及び交付金５３万８千円は、自主防災組織１３団体に対する消火器などの購入に対する防災資機材整備補助金などでございます。

少しまた飛びまして、１８４、１８５頁をお願いいたします。

１１款公債費、１項公債費、１目元金、支出済額３億８千８１８万５千５０４円、町債の元金償還金でございます。

２目利子、支出済額１千８６４万４千８３円、町債の利子償還金でございます。

１２款の予備費でございますが、都市公園整備事業（公民館解体撤去工事請負費）に３００万円を充当してございます。

以上で、歳出についての説明を終わります。

引き続きまして、政策総務部所管の歳入についてご説明申し上げます。

20頁、21頁をお願いいたします。

1款町税、収入済額13億8千769万4千997円。前年度と比べ1千227万6千274円、0.9%の増収となっております。

1項市町村民税、収入済額7億1千170万5千666円。前年度に比べ、1千706万4千792円、2.5%の増収。

1目個人住民税、収入済額6億7千686万3千316円。前年度と比べ、1千741万8千442円、2.6%の増収。所得の増による影響が主な要因でございます。

2目法人住民税、収入済額3千484万2千350円。前年度と比べ、35万3千650円、1.0%の減収。均等割法人区分の変更による影響が主な要因でございます。

2項固定資産税、収入済額5億896万5千133円。前年度と比べ、654万635円、1.3%の増収。コスモス薬品の家屋・償却資産の課税開始及び家屋の新築や新築軽減期間の終了による増収が主な要因となっております。

3項軽自動車税、収入済額4千312万4千434円。前年度と比べ、68万9千434円、1.6%の増収。軽自動車の新規購入及び買換え等による新税率対象車両の増加の影響が主な要因でございます。

4項市町村たばこ税、収入済額1億2千314万7千739円。前年度と比べ、1千268万2千187円、9.3%の減収。課税標準数量の減の影響が主な要因となっております。

5項入湯税、収入済額75万2千25円。前年度と比べ、66万3千600円、750.5%の増収。新たな特別徴収義務者の経営開始による影響が主な要因でございます。

2款地方譲与税、収入済額3千448万1千円。前年度と比べ、25万3千円、0.7%の増収。

1項地方揮発油譲与税、収入済額813万3千円。前年度と比べ、1万9千円、0.2%の増収でございます。

2項自動車重量譲与税、収入済額2千452万2千円。前年度と比べ、23万4千円、1.0%の増収。

3項森林環境譲与税、収入済額182万6千円。前年度と同額でございます。

3款利子割交付金、収入済額152万6千円。前年度と比べ、11万7千円、7.1%の減収でございます。

22、23頁をお願いします。

4款配当割交付金、収入済額1千523万5千円。前年度と比べ、151万7千円、11.1%の増収。

5款株式等譲渡所得割交付金、収入済額1千634万5千円。前年度と比べ、653万9千円、66.7%の増収。

6款法人事業税交付金、収入済額2千255万6千円。前年度と比べ、627万3千円、38.5%の増収。

7款地方消費税交付金、収入済額2億7千992万円。前年度と比べ、149万2千円、0.5%の減収。

8款ゴルフ場利用税交付金、収入済額1千535万8千841円。前年度と比べ、98万3千181円、6%の減収。

9款環境性能割交付金、収入済額920万1千円。前年度と比べ、163万9千円、21.7%の増収。

10款地方特例交付金、収入済額1千37万2千円。前年度と比べ、92万円、8.1%の減収。

1項地方特例交付金、収入済額1千18万8千円、前年度と比べ、110万4千円、9.7%の減収でございます。

24、25頁をお願いいたします。

11款地方交付税、収入済額19億4千487万1千円。前年度と比べ、8千443万2千円、4.2%の減収でございます。内訳としまして、普通地方交付税が16億7千820万2千円、前年度と比べ、5.6%の減収。また、特別地方交付税が2億6千666万9千円、前年度と比べ、6.2%の増収でございます。

12款交通安全対策特別交付金、収入済額163万1千円。前年度と比べ、28万円、14.7%の減収。

13款分担金及び負担金、1項負担金、1目消防負担金、収入済額132万円は、太子分署を大阪南消防組合に譲渡するための分筆測量に係る費用を柏原羽曳野藤井寺消防組合が負担するものでございます。

14款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、26頁、27頁をお願いいたします。

1節庁舎等使用料、収入済額137万8千600円は、庁舎内の飲料水自動販売機や

J A大阪南のA T M、また、広域水道企業団庁舎使用などに係る行政財産目的外使用料でございます。

2節万葉ホール使用料、収入済額29万2千950円は、ストレッチ教室やダンス教室等の有料使用分でございます。

3節地域公共交通運行バス使用料、収入済額460万1千870円は、コミュニティバス利用者延べ2万1千80人からの運賃収入でございます。

6目消防使用料、1節消防分署使用料、収入済額1万7千760円は、太子分署の分署内の自動販売機に係る行政財産目的外使用料でございます。

28、29頁をお願いいたします。

2項手数料、1目総務手数料、1節総務管理手数料、収入済額72万4千137円のうち、税務証明手数料が46万5千700円、件数が1千435件。また、督促手数料が25万6千937円、件数が2千570件となっております。

罹災証明手数料1千200円は、9月の台風7号による証明書2件及び能登半島地震による証明書2件、計4件に係る手数料でございます。

その他手数料300円は、地縁団体の印鑑証明交付手数料でございます。

2節戸籍住民基本台帳手数料、収入済額457万6千200円。内訳としましては、戸籍謄抄本等手数料が184万800円で、3千282件。住民票の写し等手数料が152万8千800円で5千96件。印鑑登録証明手数料が110万7千900円で3千693件。また、閲覧その他証明手数料が9万8千700円の329件となっております。

30頁、31頁をお願いいたします。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金、収入済額2億1千618万700円。マイナンバーカード交付事務費補助金1千407万2千円は、マイナンバーカード交付事務等に対する国庫補助金でございます。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金9千163万円は、新型コロナウイルス感染症に係る町独自の取組に対する国庫補助金でございます。

デジタル基盤改革支援補助金423万5千円は、基幹系システムの標準化とぴったりサービス対応に係る補助金でございます。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億624万3千700円は、物価高騰による負担が大きい低所得世帯への負担軽減をするための給付金に対する国庫補助でござ

います。

３２、３３頁をお願いいたします。

３項国庫委託金、１目総務費国庫委託金、収入済額２５万６千円のうち、１節総務管理費委託金５万４千円は、自衛官募集事務委託金でございます。

２節戸籍住民登録費委託金２０万２千円は、中長期在留者事務委託費交付金でございます。

３４、３５頁をお願いいたします。

１６款府支出金、２項府補助金、１目総務費府補助金、１節総務管理費補助金、収入済額６千４３６万１千円のうち、総合相談事業交付金２５１万７千円は、人権相談や就労支援相談に係る交付金、移譲事務交付金総務財政課所管分としまして６万６千円は、ＮＰＯ法人の設立認証等に係る交付金、移譲事務交付金自治防災課所管分としまして２万５千円は、路外駐車場の認可等に係る交付金でございます。

振興補助金６千７５万円は、常備消防委託事業に対する補助金でございます。

デジタル人材シェアリング事業費補助金５９万９千円は、市町村のＤＸ推進に当たり、専門知識を有したデジタル人材を市町村が共同で活用する事業に係る補助金でございます。

大阪・関西万博地域連携イベント開催支援事業補助金４０万４千円は、２０２５年大阪・関西万博の機運醸成を行う事業に対する補助金でございます。

２節戸籍住民登録費補助金、収入済額５９万８千６００円は、人口動態統計調査費交付金で１万６千６００円、旅券事務交付金で５８万２千円でございます。

３６、３７頁をお願いします。

７目消防費府補助金、１節消防費補助金２６万４千円は、保安３法に関する移譲事務交付金でございます。

３８、３９頁をお願いします。

３項府委託金、１目総務費府委託金、１節総務管理費委託金、収入済額３９万７千円は、人権啓発活動委託金でございます。

２節徴税費委託金、収入済額２千６６万４千７３８円は、府民税徴収事務委託金でございます。

３節選挙費委託金、収入済額４４５万６千７１７円、大阪府知事選挙に係る委託金でございます。

4 節統計調査費委託金、収入済額 5 2 万 8 千 4 0 0 円は、農林業センサス交付金及び住宅・土地統計調査に係る交付金でございます。

1 7 款財産収入、1 項財産売却収入、1 目財産売却収入、収入済額 5 千 4 1 7 万 2 千 8 0 0 円は、聖和台等の町有財産売却等による収入 5 千 2 1 9 万 1 千 4 0 0 円、及び官公庁オークションによる救急車、消防ポンプ車の売却による収入でございます。

2 項財産運用収入、1 目財産貸付収入、収入済額 1 9 5 万 4 千 6 6 2 円。N T T ドコモの電波塔敷地の貸付け及び大阪ガスへのプロパン庫敷地の貸付けなどによる収入でございます。

2 目利子及び配当金、収入済額 1 5 5 万 2 千 5 1 8 円は、基金の定期預金利息でございます。

1 8 款寄付金、1 項寄付金、1 目指定寄付金、4 0、4 1 頁をお願いいたします。

1 節ふるさと太子応援基金寄付金、収入済額 3 億 2 千 4 9 2 万 9 千円の寄付がございました。

2 節クラウドファンディング寄付金、収入済額 5 2 9 万 9 千 4 0 0 円は、主にクラウドファンディングにより、コミュニティバスに係る経費の一部を寄付金により募る事業を実施した収入でございます。

1 9 款繰入金、1 項基金繰入金、2 目太子まちづくり「夢」基金繰入金、収入済額 4 0 7 万 1 千 9 4 3 円。これは、教育振興事業、特色ある学校づくり補助金へ充当してございます。

3 目ふるさと太子応援基金繰入金、収入済額 2 億 2 千 6 5 1 万 3 千 9 7 1 円は、ふるさと太子応援基金寄付金事業のほか、一般事務事業、産官学連携プロジェクト事業、学校給食運営事業等へそれぞれ充当してございます。

4 目環境衛生等基金繰入金、収入済額 1 3 7 万 8 千 5 7 7 円は、常備消防事業へ充当してございます。

5 目老人福祉基金繰入金、収入済額 7 9 万 2 千 7 4 2 円は、高齢者介護予防拠点づくり事業、敬老祝い事業に充当してございます。

2 項特別会計繰入金、3 目山田財産区特別会計繰入金、収入済額 3 8 万 6 千 3 3 6 円は、南今池の災害復旧に充当してございます。

4 2、4 3 頁をお願いします。

2 0 款繰越金、収入済額 1 億 7 千 4 5 8 万 1 千 9 2 7 円のうち、8 6 9 万 5 千円は、

繰越事業費等充当財源繰越額でございます。

2 1 款諸収入、1 項町預金利子、収入済額 3 万 3 千 1 3 6 円。

2 項延滞金加算金、収入済額 1 6 5 万 1 千 2 9 7 円。町税の延滞金でございます。

4 項雑入、1 目雑入、1 節退職消防団員報償金等収入として 2 6 7 万円は、6 名分の退職金に係る消防団等公務災害補償等共済基金からの収入でございます。

2 節雑入のうち、政策総務部所管に係る主なものといたしまして、市町村振興協会交付金 1 千 7 0 5 万 6 千 6 5 8 円は、市町村振興宝くじのサマージャンボ分で 1 千 9 3 万 5 4 円、ハロウィン分で 6 1 2 万 6 千 6 0 4 円、これらは宝くじの収益金からの交付金でございます。

その下、大阪広域水道企業団庁舎経費負担金で 3 1 万 3 千 6 0 1 円。

その下、水道料金等収納事務取扱手数料で 9 万 2 千 4 3 6 円。庁舎内の指定金融機関窓口が閉まっているときの事務取扱手数料でございます。

その下でございます。広告料 6 2 万 1 千 8 0 0 円は、ホームページのバナー広告や広報紙の広告掲載料でございます。

その 3 行下でございます。消防団員福祉共済入院見舞金 1 名分で 7 万 3 千 5 0 0 円。

その 9 行下です。一般コミュニティ助成事業助成金としまして 2 5 0 万円。これは、地区・町会等運営事業負担金補助及び交付金として、後屋町会のだんじりの修繕等に係る補助金に充当してございます。

4 4、4 5 頁をお願いします。

4 5 頁中ほどの大阪府町村長会町村振興共催事業負担金 1 9 4 万 1 千 9 8 3 円は、寒地稲作成功 1 5 0 周年記念、郷土の偉人中山久蔵顕彰事業に充当してございます。

2 2 款町債、1 項町債、収入済額 1 億 6 千 3 0 0 万 4 千円。

1 目総務債、収入済額 1 5 0 万円。

イベント広場改修事業債で、万葉ホール屋上のイベント広場の老朽化対策工事の設計業務委託に対するもので、借入先は地方公共団体金融機構、利率は 0.6 %でございます。

2 目農林業債、収入済額 2 3 0 万円。

農業用水路改修事業債で、山田地区水路改修工事に対するもので、借入先は地方公共団体金融機構、利率は 0.7 %となっております。

3 目土木債、収入済額 7 千 7 1 0 万円。

1 節道路橋梁債 1 千 4 2 0 万円のうち、町道老朽化対策事業債 1 千 1 4 0 万円は、太子中央線及び西山龍王寺線修繕工事に対するもので、借入先は大阪府で、利率は 0.5 % となっております。

また、橋梁等保全事業債 2 8 0 万円は、鹿向谷大橋修繕工事に対するもので、借入先は地方公共団体金融機構、利率は 0.5 % となっております。

2 節河川債 5 9 0 万円は、緊急浚渫推進事業債で、太井川、浦ン川、唐川に係る護岸及び河床の整備工事に対するもので、借入先は地方公共団体金融機構、利率は 0.7 % となっております。

4 6、4 7 頁をお願いします。

3 節公園債 5 千 7 0 0 万円は、公園整備事業債で、防災公園整備に係る公民館解体撤去工事の設計業務委託に対するもので、借入先は地方公共団体金融機構、利率は 0.6 % となっております。

5 目教育債、収入済額 5 千 2 9 0 万円。

1 節社会教育債 4 8 0 万円は、歴史資料館改修事業債で、町立竹内街道歴史資料館の老朽化に伴う改修工事設計業務に対するもので、借入先は地方公共団体金融機構、利率は 0.7 % となっております。

2 節保健体育債 2 千 5 5 0 万円は総合スポーツ公園改修事業債で、総合グラウンド照明等改修工事に対するもので、借入先は大阪府、利率は 0.8 % となっております。

3 節学校債 2 千 2 6 0 万円のうち、小学校改修事業債 4 4 0 万円は、磯長・山田小学校の小荷物昇降機改修工事に対するもので、借入先は大阪府市町村振興協会で、利率は 0.4 %。中学校改修事業債 3 8 万円は、キュービクル改修工事に対するもので、借入先は同じく大阪府振興協会で、利率は 0.7 %。山田小学校東校舎トイレ改修事業債（繰越明許費分）1 千 4 4 0 万円は、借入先が近畿財務局で、利率は 1.3 % となっております。

6 目臨時財政対策債、収入済額 2 千 4 0 9 万 4 千円。近畿財務局での借入れで、利率は 0.7 % となっております。

7 目災害復旧債、収入済額 4 3 0 万円。

1 節公共土木施設災害復旧債 3 0 0 万円は、令和 5 年 6 月豪雨災害の復旧事業に対するもので、近畿財務局で借入れで、利率は 0.7 % となっております。

2 節農林施設災害復旧債 1 3 0 万円は、同じく令和 5 年 6 月豪雨災害の復旧事業に対

するもので、近畿財務局で借入れ、利率は0.7%となっております。

23款、1項、1目自動車取得税交付金、収入済額41万8千707円は、自動車取得税の遡及課税による追加交付でございます。

以上で、議会事務局、会計課及び政策総務部が所管します歳入・歳出の説明を終わります。

○森田委員長 ただいま政策総務部関係の歳入・歳出について説明がありました。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時25分をお願いいたします。

午前11時13分 休 憩

午前11時25分 再 開

○森田委員長 それでは、再開いたします。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○斧田委員 私のほうからは、まず、附属説明資料04の01の01の18、19頁をご覧くださいと思います。

財政分析の経常収支比率についてなんですけれども、前年度より5ポイントですか、上がっているというふうなことなんですけれども、これは5ポイント上がっているということは、財政構造の弾力性というのが良くなったのか、それとも反対に鈍くなったのかというのでいうと、どちらになるのでしょうか。

○小泉総務財政課長 経常収支比率に関するご質問だと思いますが、率が上がりますと硬直性は悪化するということになります。

以上です。

○斧田委員 今の説明で5.5ポイント上がったというふうなことが反対に硬直性というふうなところの説明だったんですけれども、特に今回、こういうふうなポイントが上がったという大きな要因としたら何でだったのでしょうか。多分説明いただいたんですけれども、もう一度お願いしたいと思います。

○小泉総務財政課長 今回、経常収支比率が5.5ポイント上昇している、まず1つ要因は、昨年度、交付税のほうは錯誤がありまして、1億2千万円ほど多めに入ってきたところの影響がまずございます。それは、その分を差し引きますと実質的には3ポイント程度の上昇ということになってございます。

そのほかの要因といいますと、扶助費の伸びでありますとか、各費目を細かく見ていく必要があるんですけれども、そうですね、主には扶助費の伸び、あと、補助費の伸びという部分になってきますが。よろしいでしょうか。

○斧田委員 ありがとうございます。よく分かりました。

続いて、今度は令和5年度の決算書030101のほうをお願いします。これの53頁、総務一般管理費の弁護士法務相談の件についての質問になります。どのような相談で、何件ぐらいこれでかかっていたかというふうなことから、ちょっと教えていただけたらと思います。

○小泉総務財政課長 弁護士の法務相談の件数ということだと思いますけど、今、資料を調べております。ちょっとお待ちください。

すみません、今確認したところ、件数は0件ということで、委託料のみ発生しているという形でございます。

以上です。

○斧田委員 ありがとうございます。ということは、係争というんですか、そういうふうなものがないので、弁護士との相談をしていることがなかったというふうなことで受け取ればよろしいのでしょうか。

○小泉総務財政課長 はい。具体的な相談の件数は0件ということでございます。

以上です。

○斧田委員 ありがとうございます。

それでは、続いて、63頁の広報事業について質問したいと思います。LINEの公式アカウント情報のサービス料についてなんですけれども、これについては何件の利用実績というふうなこととかは分かるのでしょうか。それと、費用対効果ということで、これから先ますます利用件数が増えても、別に費用的な部分が発生するのかわからないのかというのも教えていただけたらと思います。

○杉山企画担当課長 私のほうからお答えさせていただきます。

まず、LINEの公式アカウントの登録者数に関しましては、3月時点で1千488人の登録のほうがございました。登録アカウントが増えることによって費用負担のほうが増えるということはございません。

以上です。

○斧田委員 ありがとうございます。

それから、ちょっと頁のほうが飛ぶんですけども、141頁、非常備消防の消防団のことについての質問です。消防団員のほうについては、中々受けていただける方が厳しい状況だというふうなことは聞いていたんですけども、令和5年度の実績というんですか、どういうふうな状況だったか教えていただけたらと思います。

○辻中自治防災課長 太子町消防団の活動実績ということでよろしいでしょうか。活動実績としまして、火災等の出動は2回でありました。そのほかですけれども、定例訓練につきましては毎月2回、延べ961名が参加しております。そのほか、年末夜警でありますとか、あと、各種教育総合訓練等に参加しております。

以上です。

○斧田委員 もう一つ聞きたいのが団員の数なんですけれども、定数に対してどのような状態になっているか教えていただけたらと思います。

○辻中自治防災課長 太子町消防団の定数ですけれども、定数は120名となっております。そのうち5名は機能別消防団という形になっておりますが、現在、109名が消防団員という形になっております。

以上です。

○斧田委員 ありがとうございます。

それと、その説明の中に、団員とは違うんですけども、MCA利用料というふうな形で上がっていたんですけども、これのことについて説明をお願いしたいと思います。

○辻中自治防災課長 太子町の消防団並びに防災につきましては、無線で連絡を取るようになっています。その無線がMCA無線という形の無線を取っておりまして、携帯電話等に比べて輻輳、たくさん利用があるから通話できなくなるということが少ないという形のメリットですとか、1つの本部から各局へ一斉送信ができるというふうなメリットがあるという形で使用しているものです。

以上です。

○斧田委員 以上で結構です。ありがとうございました。

○森田委員長 ほかに。

○村井委員 先ほどの斧田委員の質問と関連してくることだと思うんですけど、財政のところで、経常収支比率の話で財政の硬直化といったところ、これはずっとどこの団体でも、交付団体、特に小規模の交付団体においては、どうしてもこれはよく似たところだと思うんですけどね。その状況を少しでも改善していくというのは、具体的に分かりや

すく言えば、どういうふうなことをしていかなければならないというふうにお考えでしょうか。

○小泉総務財政課長 経常収支比率の指標としての数字の改善に向けてということだと思いますけれども、数値が低いほど財政に余裕があるというようなことを見て取るための指標だと思うんですけれども、現在は各建設事業等に利用できる起債等のメニューが充実しておりますので、また、交付税の算入率、充当率とかも高いので、昔ですと一般財源で措置していたところを、起債を有効に活用することで、結果的に一般財源を節約といたしますか、負担を抑制するというような形で、今、財政運営を続けているところなんですけれども。そういったことからいいますと、公債費のほうにその分、数字が上がってくるので、どうしても経常収支比率としては、ポイントとしては上がってくるんですけれども。経常収支比率を押し上げている要因となっている部分は、有効に活用している起債の部分、公債費の上昇ですけれども、交付税算入をされるような有利な起債で起こすようにしておりますので、直ちに財政の硬直化が一気に進んでいるというような、直ちに財政が立ち行かなくなるというようなものではないというふうにご理解いただければというふうに思います。

○村井委員 決算の審査意見のところにも出てきますし、いつものところなんですけど、要するに、地方財政のところでしたら、自主財源と依存財源のところの自主財源の25%の流用財源、自主財源を幾らしっかり確保して、そのうちの25%の柔軟性を持った予算の幅を1%でも増やしていくといったところが1つ、小規模団体の財政の基本だと思うんです。その中で、ふるさと納税、寄付金のところですね。やっぱり町税、使用料、寄付金といったところの3本柱のところをどうしっかり計画的にやっていくのかといったところが1つ、計画的に改善していく1つの道筋だと思うんですけれどね。町税といったところには、やっぱり都市計画のところをしっかりと考えて、このエリアでお住まいの人口構造の中で、どれくらいのことが入ってくるかという、そういう試算をしっかりとやっていただいて、計画立てて、少しでも改善していくような感じで、「硬直していく、していく」と言う一方、毎年それじゃなくて、少しずつ改善していくような計画を立ててやっていただきますように、お願いしておきます。

○森田委員長 ほかに、どなたが。

○建石委員 ちょっとお聞きしたいんですけど、附属説明書の6頁、図5の人口1人当たりの町税額の推移という表があるんですけれども、この対比、この表を見てどういう分

析をされますか。例えば、単純に見て、これは黒丸が太子町ですね。令和４年度でいったら１０６．１、府内町村の平均とか類似団体を見たら１３３．４と１３５．４、１３万５千４００円の単位だと思いますけどね。これで確かに固定資産税も町民税も若干増えているんですけどね。ぱっと見た感じ、このままでいいのかと。太子町、これ、うまいこと黒字化されていてるのは、例えば交付税とか府とか、ほかの交付金が多いとか、それによって補ってもらっているとか、これは、太子町は法人税は少ないので、あまり念頭に入れなくてもいいと思うんですけども、ずっと気になっておったのは、この差がやっぱりあると思うのでね。その辺のところ、我々はどういうように財政的に理解すればいいのか、それをちょっと教えてほしいんです。

○小泉総務財政課長 町税の伸びに関する部分に関しましては、令和４年度と令和５年度を比較しますと、個人住民税と固定資産税のほうで若干伸びているということですが、こちら、個人の所得の状況でありますとか、個人住民税のほうですね、所得の状況とかにもよりますので、ちょっと年度によってばらつきがあるのかなというふうには思いますが、固定資産税のほうは、家屋の件数の伸びとかいうところですので、景気には左右されずに安定的に入ってくると見込めるのかなというふうには思います。

あとは交付税のほうですね。交付税のほうは、国の全体の景気の動向とかにも左右されますし、政策的な要因でも左右される部分はあるんですけども、ここ、令和４年度、５年度という形で増額されてはおります。ただ、今後、国全体が人口減少に向かっていく中で、このまま交付税が同じようなレベルで必ず入ってくるかということになりますと、必ずしも保証はないということですね。

以上です。

○建石委員 単純に考えれば、平均して太子町の住民さんの町税というのは、そんなに多くでもない、そんなに貧困でもないというふうに考えられるのか、それとも、ほかの団体を分析した場合に、ずっとこれは数年続いているわけですね。これはあまり念頭に入れなくてもいいというふうに我々は取ったらいいのか。ただ、この表を出してくるといのは、何らかの形の評価がされている、分析されているんだと思うんだけどね。今後、やっぱりそういったことも考えてもらって、今、太子町は町税以外でいろんな財源があると思うので、今後のことも、この表を踏まえながら、今後、起債等々云々が枯渇してくるというふうになるので、人口減少になっていった場合に、財政的にもやっぱり考えていかなければならないと思うので、その辺のところをもっともっと分析して、１０年、

20年後を見据えながら財政運営していただきたいなと思っていますので、その辺のところをよろしくお願いします。

○小角政策総務部長 今、この表を見てどういうふうに解釈するかというところで、先ほど村井委員のほうからもございましたけど、町をどういうふうにしていくか。税金を納めていただく、そういう生産年齢人口を増やさないといけないというところがまず一番にあるのかな。それとあと、また、企業をどういうふうな形で呼び込んでいくのかというのも含めまして、その点につきましては、今、総合計画であつたり、そういうのを作成する上で、どういうふうにしていけばいいのかというのと、あと、三世代同居・近居等で人口を少しでも呼ぶような形にはしようというふうにやっております。実際にそれで何名か入ってきていただいているというところもございます。その辺をいかに有効に活用していくか、どういうふうな形で町を盛り上げて、人口が来ていただく、職場というか、就職口もあるような、そういう町にしていく必要があるのかなというふうに考えております。

あと、香芝太子沿いの提案基準26というところも、業者さんも何社か今、問合せ等ある状況でありますので、その辺を活用して、町にとってメリットというような形で整備を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○建石委員 それと、予算書の61頁で、町内の防犯灯がLEDにのこれ、恐らく環境省のメニューであつたと思うんですけど、リース化されて町会負担ではなくなったと思うんですけど、今現状において、今後何年間、まだこれが続くのか。また、この事業が始まって以来、灯具の交換がやっぱり発生してきているのか、その辺のところはどうでしょうか。

○辻中自治防災課長 太子町の防犯灯のLED化、平成30年にされたと思うんですけども、そこから一応10年間のリース契約という形になっています。

あと、防犯灯につきましては、町会のほうからの要請等において、毎年何基かずつ増えておるんですけども、リース契約中は保守点検も含まれていますので、毎年やっぱり何件か、ついていないとか、つきっ放しとかというふうなご意見をいただいているのは、そのリース契約の中で全て修繕していただいているという形になっています。

○村井委員 先ほど建石委員の質問の財政のところの話なんですけど、課長から、交付税のところの見通しといったところの答弁があつたんですけど、私、これ、やっぱり地方

自治体としては、この6月に発表のあった骨太の方針、それから年末年始にかけての地方財政計画、これは国の大きな指針なので、その中での地方財政の財源、地方行財政基盤の強化というところで、骨太の方針では、今年度発表のところでは、2024年の地方財政計画水準を下回らない実績、水準を確保してということで、あまり交付税が不安だとか、その前に国の指針がやっぱりしっかり出るので、交付先自治体がね、交付してもらうところからね。そういうところのことをしっかりと鑑みた上で予算編成といったところ。あくまでも、先ほど言いましたように、私たちは交付団体なので。不交付団体だと、また別の考えがあってもおかしくないと思うんですけどね。交付団体なので、そういうところの基本のところは国がどういうふうに地方財政をしていくのか、これをしっかり網を張って、情報をして、しっかりとその辺に合ったような予算編成というのがありきだと思うんですけどね。これは国が、この後の年末で地方財政計画といったところでこれから発表があるかと思うんですけど、基づいていったら、24年度ベースを下回らないということは出ているので、その辺のところを一回ちょっと、そういう観点から、先ほどの地方財政、何と言うんだろうな、財源確保のところのご答弁をもう一回お願いします。

○小泉総務財政課長 委員ご指摘のとおり、地方財政計画、骨太の方針等に基づいて各自治体、交付団体に交付税措置されるものと、おっしゃるとおりと思います。それに加えて、中長期的なリスクとしまして、自主財源が少ないということは、本町の将来的な財政運営の1つのリスクとして考えまして、足腰の強い財政基盤づくりということで、委員おっしゃられた、ふるさと納税の部分でありますとか、あとは企業誘致の部分でありますとか、そういった自主財源の確保の取組というものを進めつつ、交付税の部分に関しても、しっかり国の計画等を注視しながら財政運営を進めていきたいと考えております。

以上です。

○村井委員 今ご答弁いただいたように、私がいろいろ調査している中で、日本の今の地方公共団体、特に不交付団体と言われる町、もしくは財政力指数がすごく高いような町というのは、やっぱり都市計画をしっかりと計画された上で、徴税といったところをどうしていくんだというふうな計画をしっかりと立てられている。特に、不交付団体においては、都市基盤の、何と言うのかな、アクセスがいいとか、そういうところのことが大きな要因の1つだと思います。また、それと併せて、特殊な財源、財布を持っておられ

る自治体もあるかと思うんですけどね。私たちはその団体ではないでしょうし、先ほども言いましたが、残念ながらという表現はちょっとおかしい、私もおかしいと思うんですけど、大阪府においても、この太子町においても、交付団体でございますので、その辺はしっかりと把握した上で、認識を持った上で、自主財源の確保というところをしっかりとやっていかなあかんと思うんですけど、その辺のお考えをもう一回伺いできますか。

○小泉総務財政課長 安定的な財政運営に向けての取組ということですが、そうですね、引き続き、財政運営としましては、特目基金の有効活用、あと、有効な起債の活用というところを考えながら、いずれにしても、ちょっと繰り返しの答弁になってしまうかもわかりませんが、将来的な財政不足等に耐え得る強い財政基盤づくりに向けて、引き続き継続して財政の健全化に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○西田委員 いろいろ聞きますが、経常収支比率、この数字を見たら、数字は令和3年、4年、5年と悪くなっているんですが、説明を聞くと、1つは錯誤があったと、もう一個は扶助費の伸びがあったと。扶助費の伸びは何だといったら、説明資料の13頁に戻ったら、いろいろ、コロナ禍の中でお金が出たわけじゃないですか。それに使ったということが伸びじゃないですか、特に低所得者の。ということは、今年度で見たときには、数字上には何か悪化しているかのように見えるけれども、太子町としては、経常収支比率、イレギュラーなことを除けば、良くなったと言えるんでしょうかね。

○小泉総務財政課長 はい。委員おっしゃられていますとおり、経常収支比率の部分にしましては、錯誤の部分であったりとか、予算総額が、コロナの大きな国の交付金とか、事業がなくなったりということで予算規模も変わっておりますので、各費目の単純比較というのが難しい部分ではありますけれども、コロナの対策でありますとか、物価高騰の対策とか、臨時的な事業を除きました経常的な費用に着目しますと、やはり昨年度は職員の人件費の伸びですとか、そういった要因があり、経常収支比率を押し上げているということは間違いなくございます。

あと、公債費の部分につきましても、構造的なお話としてご理解いただければなというふうに思うんですけども、起債の活用というところでやっておりますので、構造的に公債費の上昇が経常収支比率を押し上げる要因となっているというふうにご理解いた

できればなというふうに思っております。

以上です。

○西田委員 人件費の中には、コロナだったらお金が出たじゃないですか。それでも人件費を押し上げたというのか。起債をこの後、返さなあかんしと言うけれども、それは、今のお金を使うよりも有効な起債を使っているから有効活用しているというのをプラスの物言いをされたのに、何か相反するように感じるんですけれども。それはそうですね。家を買うのに、現金がたまるのを待って家を買わないように、ローンを組んでちゃんと計画的に返すという意味では、起債を借りることが何か分からない。悪いのか、いいのか、どう思っ言っておられるの。

○小泉総務財政課長 まず、人件費のほうに関してですけれども、令和5年度に関しましては、退職金、退職手当の部分で大きな伸びがございました。またあと、会計年度任用職員でありますとか、その他職員給もプラスになったというところと、あと、扶助費のほうでは、障がい者の自立支援給付や障がい児の通所等給付で大きな伸びがありましたので、そこが経常的な支出として押し上げる要因になっております。ただ、委員おっしゃられているとおり、コロナの臨時的な経費が、令和4年にあったものが令和5年には皆減になっているような事業も多数ありますので、そこは単純比較という形、各費目を見ていかなければならないという部分はありますけれども、まず、人件費と扶助費の部分に関しては、そういった実績がございます。

また、公債費の部分につきましては、普通建設事業等の投資的な経費のほうで有効活用しているという形になりますので、その点でご理解いただければと思います。

以上です。

○西田委員 だから、出てきた数字が良くなった、悪くなったは、こっちで見たときに数字が悪くなったら悪いんだなと思うけれども、お金を担当している人は、その裏。今言ったのなんかは分かりやすかったじゃないですか。扶助費は何が多かったからと。こういうのは錯誤なんて一番あり得ないことで、押し上げたというところなんて、ものすごく分かりやすく。今、太子町は財政がいいのか悪いのかって、数字だけを見たら、私は基金が増えていたら良くなっているやんと、これだけ貯金があったらというところでよく物を言いますし、今、自主財源が少ないことが問題だと言いますけれども、自主財源が少なかったら国から入ってくるだけで、自主財源を努力して努力して上げたら、国から入ってくるのが減ってくるだけで、太子町はこの規模でやれという中で運営して

いると思うんだけど、太子町で増えたなと、太子町が努力とは言いませんが、増えたお金として表れるのは、ふるさと納税の分ぐらいかなと思うから。数字は計算したらこうなんだろうけど、この裏というか、太子町としてどうなんだというのは、やっぱりしっかり説明できるようにしておかなあかんと思います。

建石委員が言った町税の推移ですけど、そしたら聞きますけど、府内町村平均から見たら低いねと思う。見たらね。府内町村平均の中には不交付団体の田尻町も入っているの。

○小泉総務財政課長 はい。この中には田尻町も入ってございます。

以上です。

○西田委員 では、それは田尻町が押し上げているのか、千早赤阪村が入っているし、それはどうなのかということです。類似団体というのは面積とか人口を言っているの。

○小泉総務財政課長 はい。ここに掲載しております数字は、大阪府内の町村全ての数字ということになってございます。

以上です。

○西田委員 町村平均と類似団体と違うということなんですか。

○小泉総務財政課長 類似団体の定義ということでのご質問かなと思いますが、こちら、大阪府が発表しているものを引用しておりまして、今、類似団体の定義に関する資料がございませんので、ちょっとお調べさせていただけたらと思います。

以上です。

○西田委員 調べてくれなくてもいいけれども、これだけを見たときに、太子町、税収が少ないやんと、平均に比べても、大阪に比べても思っちゃって、これは大変だと思ってもらいたくて出しているんだったらね。だからその背景。町内の平均だったら田尻町が断トツに引き上げていて、こういう平均になっているのか。類似団体が面積、人口だけで、田舎のほうだったら、ちょっと交付税が多めについていたりとかもあるじゃないですか。町税でいったら違うのかな。そういうことも含めて、この表が出ているんだということを分かっていたきたいと思うので、類似団体がどこを指すのか、別に調べていただかなくてもいいので、ちょっと背景を調べて説明もしていただきたいということをお願いしておきます。

○森田委員長 質問の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

開会は1時から始めますので、よろしく。再開は1時でございます。

午後 0時02分 休憩

午後 1時00分 再開

○森田委員長 それでは、再開したいと思います。

なお、本日午後3時に大阪880万人訓練が実施されます。訓練放送とその後のメールが流れましたら、一旦議事を止めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質問に入ります。

質問ございませんか。

○村井委員 すごく基本的なことをちょっとお伺いしたいんですけど、直近でも分かっただけかと思うんですけど、太子町の人口と、それと、現在、決算なので、どこのデータか分からないんですけど、在留外国人の数、それと在留外国人の方の主な出身、母国というんですか、出身国のことが分かれば教えていただけませんか。

○木村住民人権課長 3月末現在の人口になります。住民基本台帳上の人口となります。

1万2千762人となっております。外国人の数なんですけれども、こちらも3月31日末の人数となっております。145人で、国籍別で見ますと、ベトナムが63名、次いで韓国が19人、次いでインドネシアの方が12人となっております。

以上です。

○森田委員長 ほかに、どなたか。

○辻本委員 午前中、斧田委員の関連のお話になるかと思いますが、消防団、今現在109名で、本当にいろいろな部分での活躍に本当に感謝申し上げます。ありがとうございます。その中で今回退職される方というのは何名おられるのでしょうか。

○辻中自治防災課長 消防団、昨年度、令和5年度で退職された方ということですが、9名おられます。

以上です。

○辻本委員 ありがとうございます。本当にいろいろ災害が今、頻繁に起こっている状況でございます。消防団の方々、また、今回も台風で小型ポンプ操作法の大会が延長になったということで、次回、9月8日になるんだったんですか、みんなで応援をしっかりとさせていただきますので、優勝を目指して頑張ってください。ありがとうございました。

○森田委員長 ほかにございませんか。

○村井委員 決算書の最初の職員さんのところで、今、説明では特別職を含めて116名、2名減と。会計年度職員さんが129名ということで、会計年度職員さんのほうが、今、交代があるからどうなのか分からない、総数でいったら多い状況。説明の中に時間外手当の増といったところの説明もあったんでしょけど、これ、時間外手当増となった要因は、コロナの対応とかもいろいろあるのかと思うんですけど、その辺の主な要因、分かるようだったら教えていただけませんか。

○小南秘書政策課長 委員おっしゃられますように、令和4年度、5年度を比較しまして、時間外手当のほう、およそ1千時間ほど延べで増えております。ただ、おっしゃったコロナのほうのうち時間外を計算しますと、コロナに係る業務における時間外というのは100時間ちょっと減っている状況になります。ですので、人事の担当の課として考えるのは、やはり既存の事業等の複雑化であったりとか、新規事業の増加によって各課の業務量のほうが若干増えて、1人当たりの負担が増えているのかなというような形の印象を持っております。

以上です。

○村井委員 今、課長から踏み込んだご答弁をいただきまして、ありがとうございます。私も思いますけど、この116名、すごく少数精鋭というところのことで、多岐にわたる業務を迅速に対応していくといったところで、やっぱり個々のパフォーマンスというか、正直、もういっぱいいっぱいなのかなと。よくあるのが、それを組織で対応しようというところのこともよく言われるかと思うんですけど、ちょっとその辺のところも、組織で対応といっても限界もあるでしょうし、今度は、組織でいったら組織と組織の連携というのもすごく大事になってくると思うんです。この116名という数について、私はちょっと、正直言ったら少ないんじゃないか。会計年度職員さん129名ということになるんだったら、少しでも正規と言ったらいいのかな、そっちの雇用のところを増やして、何とかこの難局を乗り越えていかなあかん。そもそも太子町役場が、この太子町のまちづくりを陰ながら先頭になって、企画立案、準備からいろいろやっていく組織だと思いますしね。この組織が機能しなかったら、この太子町のまちづくり、太子町の未来はどないなるねんというようなところにも関わってくることだと思うので、その辺のところ、この116名といったところはどうお考えなのか、お考えを教えていただけませんか。

○小南秘書政策課長 現在の職員の数の方ですね。令和5年度までに関しましては、人

材の適正化計画の中で定員として太子町のほう、１１７人の設定を行っておりました。令和５年度に関しましては、それに対しての１１６人という職員数での運用という形になっていたんですけれども、委員おっしゃっていただいていますように、組織としてのマンパワーの不足、あと、それぞれの職員の資質というか、能力の向上、これらが業務量に対する組織としての対処方法なのかなというふうに私は感じております。

今年度の話になって申し訳ないんですけれども、適正化計画のほうも１１７人から今年度におきましては１２２人に見直しを行っております。また、現状的に、優秀な人材の確保というのもだんだん困難になってきているんですけれども、そちらのほうに対応するために、太子町、河南町、千早赤阪村の３町で合同の採用試験を行ったり、また、通常ですと４月１日からの採用というのが基本なんですけれども、年度途中、今年度も１０月１日から４人の職員を採用する予定を今のところしております。そういう形で、見直した１２２人に、その数にとらわれることは、固執するわけではないんですけれども、随時、柔軟に状況を見ながら適正な人数を設定して、それに対する雇用のほうを進めていきたいと思っております。

以上です。

○村井委員 今、１２２名で、随時採用のほうを増やしていきたい、マンパワーの不足といったところのご発言がございましたけど、私も、そういうところの人員をしっかりと確保して業務を進めていかなければ、例えば精神的にちょっとしんどくなったとか、例えばそういう過労と言われる中での事故が発生したとか、そういうのもやっぱり危惧されるところもあるかと思うんです。その中で、先の議会でも私、言いましたように、職員採用といったところのこと、勤務のところで、勤務環境の改善もどうですかねというようなお話をさせてもらったと思うんですけどね。例えば休憩スペースの充実化とか、例えば、今、具体的に言ったら、先ほどの昼食の時間もちらっとのぞきましたけど、自席で昼食、お弁当を取られている方がすごく多いなという印象。それと併せて、太子町の経済では、私は警鐘で、これはもうどうないか手を打たなあかんと言った、この役場周辺の飲食店の、役場食堂的な役割をしていただいていた食堂も今、休業中ですし、やっぱり職場環境の周辺環境を含めたところの全体的なところもしっかり考えて、この役場というのを運営していかなあかんと思うんですけど、その辺のお考えは、どう考えておられるのか教えていただけませんか。

○小南秘書政策課長 まず、昼食場所の確保ですけれども、以前お話しいただいた中で、

庁舎管理の担当である総務財政課のほうとも協議というか、協力いただいて、お昼時間に空いている会議室のほうを職員用の昼食場所として一定開放するというような形の試みは今行っているところでございます。

あと、職員の福利厚生的な意味での役場周りの飲食店であったりとか、休憩の環境ですよね。休憩場所とかになりますと、また庁舎の中のスペースでそういう可能な場所があるのかどうかとか、そこら辺は今後もまた協議を進めていきたいと思っております。ただ、周辺的环境に対しては、職員の福利厚生面を考えると、当然充実したほうがより組織に対しての魅力というか、そういうのも上がるのかなというふうには考えておりますので、そこら辺は企画政策とか都計、そちらの担当課のほうとも今後、話をして、何とかできたらいいかなというふうに私個人的には思っております。

○村井委員 ありがとうございます。特に、お昼の休憩時間に庁舎外に昼食を取られに行かれるというのが、今、ご想像のとおり、そういう店も徒歩圏内にあるというのもなくなったという状況ですしね。となれば、お手製のお弁当、もしくは給食、お弁当の配達とかいうところでカバーしてくれておられるのか分からないですけど、そうなれば、庁舎内で昼食を取るというのが日常、普通になってくる。それしかできないという対応になってくるかと思うんですね。これが合わせて何人なのかな、日常で今、役場の中で勤務している方となってきたら。やっぱりそういうところも、町の役場周辺の環境が変わってきていますよといったところを敏感に感じて、職場環境の改善といったところに反映していかなあかんと思うんです。だから、その辺のこともしっかり踏まえて、私は決して、役場職員さんがその辺で食堂をやってくださいとか、そんな考えも持っていないし、できれば民間の方で役場周辺でそういう飲食店、軽く軽食などを食べられるようなお店がもうちょっとあれば、町もにぎやかになってくるだろうし、また、職員さんの昼食を確保できるという可能性も出てくるでしょうし、その辺のところもしっかり頑張ってくださいますようお願いしておきます。

あと、この通勤手当のところのお話をちょっと聞きたいんですけど、私も基本的なところがちょっと分からないので、通勤手当に関しては、勤務されている職員さんが、私は車で通勤します、私は電車・バスで通勤します、私は徒歩で通勤しますとは、本人さんの希望でそうなることですか。

○小南秘書政策課長 はい。通勤方法に関しましては、職員自身で選択していただいて、その通勤方法を申告というか、申請していただくような形になっています。

○村井委員 例えば車で来ますといったところで、今日はちょっと電車で来ますといったときの、そういうところの通勤手当というのは出ていないということですかね。例えば逆パターンもあって、電車で通勤と言っていますが、ちょっと今日は用事があって車で行かなあかんねんと。そういうところの対応というのはどうされているんですか。

○小南秘書政策課長 まず、通勤手当なんですけれども、自動車でとかで通勤という形の方に関しまして、距離に応じて通勤手当を支払っております。また、例えば、普段電車での通勤をやられていまして、何かどうしてもやむを得ない理由なんかで、その日だけ自動車で来るような形のときに対しては、一応所属長とかと相談をしていただいて、例えば災害絡みで車でしか来られない時間とか、そういう形であれば、そういうのは認めているというような形で運用はしております。ただ、特に正式に届出とかいう運用では今のところないという形です。

○村井委員 毎日電車で来ますと言っている方が車で来たら、おかしい話ですけど、やっぱり勤務の状況、遅くまで残る、また、車でどないしても行かなあかんという特別な事由があるときは、それはしゃあないと思いますしね。ちょっとその辺の運用もしっかりしていただけますようにと。

それと、太子町ではやっぱり公共交通というところで、今、のってこバス、もしくは近鉄さんのバスも走ってもらっているわけですから、できるだけ電車・バス利用で、利用促進といったところもしっかり考えてもらいますようお願いしておきます。

○森田委員長 ほかにございませんか。

○西田委員 では、人のところで。職員さんが今116人、会計年度職員さんが129人。本当に会計年度任用職員さんのほうが多くて、そしたら、単純に足したらあかんと思うねんけど、足し算したら245人ね。だけど職員健康診査195人、この差は何ですか。

○小南秘書政策課長 健康診断の受診の人数に関しましては、ご本人さんで、例えば、近々、人間ドックを受診されるので職場の健康診査のほうは受けませんというような方もおられます。ですので、そういう方の関係で人数にちょっと差が出ているような形になります。

○西田委員 職員さん、会計年度任用職員さんも含めて、企業でも健診は受けさせましょうというぐらいの働きかけをしていると思うんですけれども、では、ほかの方はよそでやっていて、それで245人全員が受けているとか、そういうのをチェックするんですか。

○小南秘書政策課長 はい。基本的に、おっしゃっていますように、職員健診のほうを受けてくださいという形でアナウンスのほうを行います。例えば、人間ドックを受けるので「私、今回はいいです」とかいう形になりましたら、その結果のほうを提出していただくような形を取っております。そういう形でチェックといいますか、言い方はあれですけど、確認を取っているような形になります。

○西田委員 単純に足したら、245人は何らかの形で受けているということですね。

○小南秘書政策課長 はい。対象になられる方に関しては、そういう形で確認を取って、一定皆さん、そういう形で受けていただいております。

○西田委員 245人、半分以上が会計年度任用職員さんかと思っちゃうんだけど、いえいえで、前半だけとか後半だけとか、いろいろあってという話も聞いていて。では、太子町の役場で今日働いている人というのはどれぐらいという感覚ですか。

○小南秘書政策課長 こちらもちよっと古いんですけども、一応手元で持っています最新の分でいいますと、会計年度職員さん、今年の7月1日現在で149人ほど来ていただいているような形で把握しております。

○西田委員 さっきのコロナが、もしかしたら半期だけだったら、そのときは来ているけど後半は来ていないみたいなことになるじゃないですか。だから、1日休む人もいてると思うんだけど、正職員は116人、管理職も入っていると言っていましたけど、は来ておられる、基本。有給も取られるだろうけど来られると。だけど、この太子町役場を1日動かそうと思ったとき、会計年度職員さんに半分頼って動いているのか、いえ、そういうので回し回し、毎日じゃない人もいてるから、この129人の半分ぐらいですという感覚なのか、どうなんですか。

○小南秘書政策課長 あくまで私の感覚ですけども、人数でいいますと単純に半分以上という形に今現在なっているという形にはなります。ただ、会計年度職員さんに行っていただく業務というのは、正職員と区別といいますか、分けたような形での業務をやっていただくような形になっておりまして、単純に業務量とか、判断が必要な責任性とか、そこら辺になってくるとちょっと微妙な形になるのかなと思います。ただ、ですので、何割とか、半分以上という形での印象というのはちょっとお話しできないんですけども、ただ、会計年度職員さんがおられないと、自治体としての運用といいますか、そこはかなり困難になるのかなという状況になっているというふうな印象は持っております。

○西田委員 今、何か本当に職員さんがとても忙しそうと思うし、土日に休めているのと

思いますし、特にこの時期から、秋になるといろんな行事があって、どこかしらに行っているような気がするんですが、先ほど適正人数を増やしました、122人にしましたと。隙間があるのは、もうちょっと努力してもらわなあかんねんけれども、この122人は、この課、この課、この課を積み上げての122人ですか。

○小南秘書政策課長 122人の内訳とといいますか、選出の方法としては、課ごとに積上げというよりは状況ですね。全体的な数字を見て、去年、おととしまでの実績を見た形の中で増やさせていただいているような形になっています。

○西田委員 職員の能力もあってとか、いろんな計画を立てることもあってとか、いろんなことを言っておられたと思うんですけども。やっぱりそれぞれ話をすると、しんどさを抱えているじゃないですか。そのときは、おめでたいことで妊娠・出産とかいうこともあるだろうし、気持ちの問題でちょっとメンタルでということもあるだろうし、突然、その人の理由だけじゃなくて退職を余儀なくされることもあるだろうし、そういうことがいろいろあると思うんだけど、やっぱり122人、分からないけど、何々課はやっぱり1人足りないままずっと動いているとか、ここの課も1人足りないままで動いているといったら、課は何ぼあるのかな。それが117人から122人、5人増やせば、太子町の職員さんは有給も100%取れるぐらいやし、管理職が管理職の名の下、サービス産業しているような気もするんだけど、そういうことなく動けるのが122人という適正な人数なんですか。

○小南秘書政策課長 122人採用した中で、すぐに、おっしゃっているように、有給が100%取れて、皆さんの時間外がなくなるというふうには人事のほうも考えておりません。ただ、今の太子町における規模とか財政状況とかも鑑みて、117人という目標で組織の運用をというふうに考えていたところ、どうしてもその人数ではやっぱりしんどいというような形の判断の下、一定その一段階として122人という形で、目標で、当面そちらのほうの人材を確保して組織の運用を行うというような形の数字として設定はさせていただいております。

○西田委員 おっしゃったように規模と財政状況、それはお金を預かるものとして、いろいろ考えなあかんと思いますけれども、やっぱりそこには人が働いておられるから、お金のために、その人が2人分働くようなことはあったらあかんと思うし、この規模だったらこんだけやねんというけど、規模だけでなく、そこに住んでいる住民さんがしんどかったら、それだけどこかの課は住民さん対応で大変ということもあるかと思うので、

それは頭に入れつつ、やっぱり職員さんのしんどさとかをよく見て、適正が規模と財政だけで言われると、それはしんどい人がいっぱい増えてくると思いますので、その仕事秘書の仕事だと思いますので、よく見てやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それで、116人の中に3人は管理職。管理職はどの人が管理職になるんですか。

○小南秘書政策課長 今のご質問、管理職というか、特別職のほうは、町長、副町長、教育長の3人になります。

○西田委員 それで、今はだから2人じゃないですか。そこでまず1人欠員なんですけれども。でも、回っていていますよね。ちょっと答えにくいと思いますから、部長か町長か。ちょっと困っているのか、これは大切なのか。

○小角政策総務部長 特別職、今、副町長が不在の状況で、これで役場が回っているのかというご質問ですけれども、本来、副町長が行うべき業務等がございます。その代わりに違う者が実際やっております、これが本当に正常な状況であるかといえ、正常な状況ではないというふうには考えております。

以上です。

○村井委員 例えば、再任用職員さんの制度が始まったり、定年の延長というところで国が大きなところで動いてきたりというところで、太子町役場においても、長年勤めていただいた後、また再任用職員として太子町で勤務してもらおうというところで、今まで先輩の職員さんがそうやってきたかと、やってこられたかと思うんですけど、私、ちょっとと思うのが、最近、途中で退職されるというケースが、ここ数年ちょっと目立つようになってきているような感じもするんです。いつもおられた方が、あれっと、急におらなくなったみたいだなという感じでは感じておるんですけど、そういう再任用職員さんの雇用形態というんですか、職場のところとか、その辺ちょっと一回見直しというようなところが必要じゃないのかなと私は思っておるんですけど、今、その辺のお考えがあれば教えていただけませんか。

○小南秘書政策課長 ご質問のほうは再任用職員さんの雇用の方法という形だと思います。実際、おっしゃっているように、定年延長であったりとか、再任用の方で年度途中で辞められたりとかいう形の方もおられました。一定、業務に対して業務量がちょっと多くてというようなお声の方もおられたように思うんですけども、うちの組織の中での勤務という形であれば、一定の業務のほうは出てくるのかなというふうに私個人的には思

っております。

ただ、雇用の方法に関しましては、その方のライフ設計というか、人生設計的なものもありますので、いろんなケースが出てくるのかなと思うんですけれども、経験と知識とを持っていらっしゃる貴重な戦力だと思っていますので、できるだけ仕事をこの組織の中で続いてやっていただけるように、ご意見のほうも聞きながら、検討を随時して対応していくべき案件かなというふうに思っております。

○村井委員 再任用職員さんということは、ベテランの、今までずっと太子町役場で勤務されて太子町のこともよくご存じでしょうし、周辺自治体、また大阪府、そういうところのコネクション、人脈のところもいろいろあるでしょうし、やっぱりそういうふうな経験をフルに発揮していただけるような、そういうところの役割を担ってもらおうというようなところのことがすごく重要になってくるんじゃないかなと。今でいったら、この116人の中に入っているのか入っていないのか、よく分かりませんが、ただの頭数で、その数字のところ、そこに配置されていますという感じにしか私は捉えられていないのでね。その辺のところも、お一人が辞めたら、その課が回らなくなったとかいうことのないように、そういうところもちょっと見直していただけるんだったら、職員さんの皆さんのご意見を伺った上で、しっかりと対応してもらいますようお願いしておきます。

○森田委員長 ほかがございませんか。

○西田委員 それでいくと、定年が65歳に延びたわけでしょう。そこまで働きましょうということになって、それが幸せかどうかは別として、そういう中で、今そこに座っていらっしゃる方のこれからの未来が65歳で済むか分からない。70歳になるかもしれないというところが、そうやって、もうちょっと能力を活かして働いてもらいましょうという今の状態が、辞めていかざるを得ないという60歳以降の働かせ方というところを考えていかないと、明日は我が身のところがあると思ったら、これが成功している、その後の、それは人生設計の中で辞める人があるのは構わないんだけど、ほとんどの人が最後までやっていく、65歳までやっていくという自治体があるのであれば、それを学ばなきゃと思うんですけれども。途中で辞めていくというのは、危機感を持っておられますか。

○小南秘書政策課長 65歳まで、今、厳密に定年のほうはまだ65歳までは延びてはないんですけれども、段階的に延びている最中で、定年延長、役職定年などの定年まで勤

めていらっしゃる方であったりとか、再任用のほうでの方が途中で辞められているという形のもですね。先ほどもちょっとご説明させていただいたとおり、また、言っていたとおり、そういう経験と知識とを持っていращやる重要な戦力の方だと思っています。若い職員だったりとかに、そういう経験であったりとか知識の引継ぎとかも、管理職と担当という立場とはまた別で、担当同士という形で同じ仕事をするという中で、そういう引継ぎも出てきたりするのかなというふうに考えております。

そういう面では、例えば、「こんなん、もうやってられへん」というような形で辞められるということであれば、それは当然、組織のマネジメントをする立場としては危機感を持っております。ただ、先ほども言いました、言っていたとおり、ご本人さんも60歳を回って、いろいろと考えられるところもあって辞められる方の中では、そういう理由で、やっぱりしばらく働くつもりであったけれども、自分の人生を考えて、ここでこういう仕事に変わるとか、もう仕事を辞めるとかいうような形の理由で辞められる方も多くおられますので、そこは組織としては残念ですが、個人的な方の判断も優先されるべきかなというふうには思っております。

○西田委員 今回、大分フレッシュな課長さんで始まってきたと思うんです。それでも課長になった、この席になったら、今までやったことがなくても、こっちも課長さんだと思うから質問もするし、答えなあかんというのはすごくプレッシャーだと思うんですけれども、では、その経験豊かな方が指導係になるのも1つじゃないですか。聞くところによると、企業だったら、それこそ引継ぎに1週間とか、きっちり時間を持って引き継ぐけれども、どうも役所、次の仕事を自分も覚えなあかんのに、教えている時間がないとか、そういうこともあるらしいので、そういうこともちょっと考えながら。きっとその後、今ここに座っている方が、こういうのが整って整って、65歳まで働きやすい太子町役場だったらいいじゃないですか。だから、今のうちからそれはいろいろ検証していくし、調査していったほうがいいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、その上で。太子町って何か暗いですよ。暗い。庁舎、生涯学習施設がきれいになって、利用する方は9時まで使えるじゃないですか。使っている方は、若い方もいらっしゃるかと思いますが、年配の方もいらっしゃるじゃないですか。ちょっとつけてくれたけど、本当に駐車場に行くの、足元が見えなくて暗いと。特に向こう側。向こう側は使わないぐらいに思っているかもしれないけど、下りで。あそこなんかは何もなくて、高齢の方、健康のためにヨガとかに来ておられるかな、あの坂がまた怖いと

かね。怖さもあるけど。何しか足元が見えなくて暗い。防犯灯も言ってよかったね。町の中も暗い。これ、LEDに替えていきましょうというんだったら替えていくべきだと思うんですけど。まず1つ、夜の駐車場が暗いというのが、いろいろ努力はしていますけれども、暗いんですけど、これを変えていく考えはありますか。

○小泉総務財政課長 敷地内、保健センターと生涯学習センターがございますが、本庁舎としてまとめて答弁させていただきますと、駐車場、その3施設共有で使っておりますけれども、確かにご指摘のとおり、夜間の照明というものはあまり考慮されていないと思いますか、確かに暗いという点はございます。ただ、住民さんから今までそういったご指摘はなかったので、私個人としてもちょっと気づきがなかったなというふうに、今ご指摘を受けて感じたところです。

今後の対応といたしましては、今この場で何か対応というのは持ち合わせてはいないんですけども、持ち帰り、対応をちょっと検討したいなというふうに思います。

以上です。

○西田委員 自分で経験したのは、参議院か衆議院か忘れましたが、あの選挙って終わるのがとても遅いから、本当に怖かったなというのを自分でも体験したので、夜、お時間があったら暗いなというのを実感してもらったらいいかと思います。

なので、町の中が暗いという点ではどうなのでしょう。それも住民さんから、ここに電気をつけてと言ったら、つけてもらえるのか。そのあたりも教えてください。

○辻中自治防災課長 町の中の防犯灯ということですけども、毎年十数件の予算を持っています、特に、一応原則としては各町会のほうから、防犯灯をつけると、その周辺の方の「明るくなったから」というようなご意見もいただくことがあるので、その辺のご意見をまとめていただいた上で申請いただければ、すぐにつけさせていただくという形にしております。

以上です。

○西田委員 それでいくと、個人というよりも町会とかでまとまったほうがつけてもらいやすいということですか。

○辻中自治防災課長 個人であるからつけないということはないんですけども、その周辺の方のご意見をまとめていただくという意味では、町会のほうから申請いただくのが一番やりやすいというか、スムーズにいくと考えております。

○西田委員 それでいくと、ここ何年間ずっと続けているんですけども、境界を越えち

やうところ、上ノ太子駅が北の玄関でしたっけ、そこを使って通勤通学、そういう人たちも町にたくさん入ってきてもらおうと言っているのにもかかわらず、帰りが本当に暗い。何回も言っていますけど。太子中央線しかり、それから旧のコンビニのほうもしかり。それは言い続けていただいた上で暗いんですか。つかないんですか。

○辻中自治防災課長 太子中央線の上ノ太子に行くまでの道でありますとか、セブンイレブンから北側の道、羽曳野市の市域、行政域になります。太子町のほうで、もちろん単独でつけることは中々できないということで、羽曳野市のほうにもいろんな意見を聞きながら進めているというか、意見交流をしているところなんですけれども、中央線につきましては、電柱自体には照明がついていたり、道路灯という形がついているので、羽曳野市のほうでも今すぐにつけるというふうな形では動いていないというふうに聞いています。

以上です。

○西田委員 それは羽曳野市は動きませんよ。羽曳野市の住民さんは使っていませんもん。唯一、駅の近所の方が使われるのが、そこ、使いませんもん。でしょう。切実なのは太子町の住民さん。羽曳野市が率先してつけるわけがないじゃないですか。そこは太子町が言わなあかんし、機材はうちがつけますから、電気代はというのか、そこら辺の話し合いに持っていかないとあかんじゃないですか。羽曳野市のほうの水道、どうなるんだとって接続したじゃないですか。町に流れるようにね。それと一緒に、境界をまたいでもやらなあかんことはやらなあかんし、防犯灯はつけられないというんだったら、最終便までバスを出せばいいんですよ。そしたら、みんなバスで帰ってこれるから。そういう何か考えがありますか。暗いから、怖いから何とかしてほしいという声にどう応えようとしているのかを教えてください。

○辻中自治防災課長 自治防災のところでは、何度か羽曳野市のほうにもお話をさせてもらったりしているところではあるんですけれども、今のところ、太子町のほうで設置するのは、もちろんやぶさかではない。太子町のほうで設置するというふうなことですとか、電気料金はもちろん太子町で持つというふうなところまでのお話も、ちょっと内部で差し上げたこともあるんですけれども、そのまま中々話が進まないで止まってしまっているというような状況です。

○森田委員長 ほかにございませんか。

○村井委員 公用车管理事業で。公用车で今、全体、台数でいったら何台を所有、管理さ

れているんですか。

○**小路会計管理者兼会計課長** 公用車の分なんですけれども、福祉関係や消防関係を除いた部分でいくと、予算化させていただいているのは、維持管理や補修とかを考えると26台という部分になります。

○**村井委員** これも以前からずっとお話ししていたところもあるかと思うんですけど、公用車も経年の劣化といったところで、いろいろ更新の時期が来るかと思うんです。バスに関しましては、長年、愛着のある茶色のバスがずっと、更新時期がどうだこうだといってお話、議論がいろいろあったかと思うんですけど、今回、金剛バスを発端に今の新しいバスになって、第一線から一旦は退くという形で更新という形になっておると思うんですね。ただ、やっぱり公用車といったところ、本当に日常の地域にお伺いするときの足として、もしくは何らかの対応をするときの特殊な車両といったところのことで、特徴のある車両がいろいろあるかと思うんですけどね。公用車の更新というのは計画的に進められているのか、その辺の管理、更新といったところはどのようにしているのか教えていただけませんか。

○**小路会計管理者兼会計課長** 公用車についてなんですけれども、一定、年数と距離とかで決めてはいてるんですけども、計画ということで決めてはいてるんですけども、今のところ、この数年間、新しい新車という部分は入れさせてはいただいていないような状況です。介護の外出支援とか青パトとか、そういうのは新しく入っているんですけども、一般の軽トラックとか軽ワゴンについては入っておらない状態になります。今後、運行状況を見て、年数と、あと、距離とかを見させていただいた上で検討させていただきたいなと思っております。

○**村井委員** やっぱり計画的に更新はやっていかなあかんと思いますし、本当に私たちは、恥ずかしながらと思わん認識を持たなあかんんですけど、次世代と言われていたのが、実際、電気自動車にハイブリッド車というのが世の中にこれだけあふれてきて、自治体が率先してそういう利用を促進、啓発といったところに努めなければならないと思うんですけど、やっぱり公用車の中のガソリン車以外の公用車導入率というのが特に低いと思うんです。例えば、庁内のそういうところのインフラ整備を含めたところで低いと思いますし、もう一つ言えば、公用車の中でも特殊か知らないけど、例えば特殊な能力を持つ車両としては、四輪駆動車とか、例えばダンプアップするようなトラックタイプの公用車とか、私がいつも見ているのが、軽バンの上にラップがついている拡声器がある

んですけど、拡声器も壊れて動かないんだろなというふうなのも目視で確認できますしね。そういうふうなところをしっかりと危機管理としてですね。何でそんな上にラップがついているんだといったら、「危ないですよ、気をつけてくださいよ」と、何かそういう啓発のときにも、もしかしたらその車両は出動するかもわからない。ただ、そのときに、いざマイクを握ったら何も音が鳴らないとかね。ほかにあるんです。いや、それだったら、それで更新しましょうよというふうなところもしっかり。住民さんも見ても分かりますしね。

そういうところの計画を持って進めていかなあかんと思いますし、特殊な能力を持った車両もあるでしょうし、その辺は原課でしっかりと、こういうニーズがあって、こういう現場では山へ行くからやっぱり四輪駆動車のほうがいいとか、ちょっと物を運ぶところがあるからダンプアップできるような車両がいいとかあるでしょうし、その辺のところの計画をしっかりと踏まえたところもやっていかなあかんと思うんですけど、その辺のところ、ちょっと再度ご答弁いただいてよろしいでしょうか。

○小路会計管理者兼会計課長 今ご質問いただいた部分なんですけれども、一応原課のほうで何が必要とかという部分もありますから、四輪駆動車とか、あと、車両につきましては、今後、ドライブレコーダーとか、そういった部分の中でも安全面を考慮した上で、職員の安全面、あと、自動停止とか、そういうのも必要になるかなと思います。

それと、今おっしゃったように、ゼロカーボンシティという宣言をしていますので、それに向かった部分の中で考えていくような部分の車両も考えていかないとあかんと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○村井委員 では、続きまして、公用車のところからちょっと次の61頁のところのことも関連してくるんですけど、前からずっと議論させてもらっていますけど、公用車の運転、ドライバーさんのところでの安全教育といったところで1つ、先ほど会計管理者のご答弁の中で、消防、福祉車両は除くというところのことがあったんですけど、やっぱり消防、福祉関係の公用車を運転される一般の方、もしくは特別地方公務員の方、いらっしゃると思うんです。公用車という位置づけの中の運転というところで、例えば61頁の富田林警察署管内交通安全協会、これ、毎年春と秋に安全講習会を万葉ホールで開いていただいていますけど、公用車に何らかの形で運転、携わる方は、そういうところの講習会を率先して受講していただいて、組織、また各関係団体において、安全運転といったところの認識を持ってもらわなあかんと思うんですけど。今、実際に講習会の案

内は、例えば青色防犯パトロール隊の皆さんに配布して、こういう講習会がありますと、実施されていますというところで参加を促しているという状況も十分把握しているんですけど、公用車といったところでは、ほかのところの関係団体もありますし、その辺のところに啓発、もしくは講習会に参加していただくというところのお声かけをしていこうという考えは、どんな考えを持っておられるのか教えていただけませんか。

○辻中自治防災課長 運転講習会の参加ということですがけれども、委員おっしゃるとおり、青色防犯パトロールの方には、公用車を使っていただいてパトロールしていただいていますので、折り込みのお手紙であるとか、日々のパトロールのときに、講習会があるということでお声かけさせていただいているところです。また、講習会があるということ自体は、太子町の職員の社内メールとかを通じて、全職員についても講習会を実施しているということで参加を呼びかけているような状況です。

以上です。

○村井委員 開催時間帯が勤務の終わったところで、中々参加が難しいといったところも役場職員さんに関しましてはあると思います。ただ、富田林警察署管内交通安全協会におかれましては、ずっと長年、この交通安全講習会を春、秋、もしくはそのシーズンに街頭での啓発活動とか、もしくは富田林モータースクールでのそういう啓発イベントとかいうのを積極的に開いて、交通安全、事故0の町を目指すということでやっておられると思うんです。ただ、万葉ホールでの開催の参加人数といったところが、ここ数年、昔の高度成長期のときに比べたらすごく少ない数。管内ということは、よその市町村もあるんですけど、よその市町村に比べて太子町はすごく少ない。この協会の方もすごく頭を悩まされているというところなので、そういうところ、太子町役場にかかわらず、関係団体、さっき自治防災課長でしたけど、福祉車両も公用車として一般の方が運転されているケースもございますでしょうし、その辺のところ、義務とはならないと思うんですけど、率先して参加してもらって安全運転に努めてもらうような動きを取っていただけますように、ちょっと再度、公用車の利用としてご答弁いただけませんか。

○小路会計管理者兼会計課長 公用車の分なんですけれども、安全運転については、今後、講習会とかにつきましては、自治防災課と連携を取りながら、職員の分も、庁舎に情報のサイボウズというのがあるんですけども、そちらのほうを活用させていただきながら、こういうような講習会の開催についても流していきたいなという気はしておりますので、よろしくお願いします。

○森田委員長　ほかにございせんか。

○西田委員　では、もう一回戻っちゃって。63頁、これ、LINE公式アカウント情報配信サービスというのを利用したら利用料が発生してくるんですか。

○杉山企画担当課長　このLINEの公式アカウント情報配信サービスの利用料ということで、こちらのほうは、住民の皆様はLINEを通じて周知したりとかするんですけども、周知するためのシステムというか、情報をつくるアカウントのほう、そちらの利用料になっております。

○西田委員　LINEの公式アカウント、私でもつくろうと思ったらつくれる中で、自分で組み立てたらいいなと思うんだけど、そういうのは業者、それともそういうシステム、ソフト、何に頼ってのこれ。LINEというのはただというイメージが強いし、私は今度、LINENWORKSだったっけ、やったのも無料でやっているんだけど、案外この229万6千800円って何に対してなのか。

○杉山企画担当課長　LINE自体は、そもそも公式アカウントをつくるとか、多分無料でさせていただいているんですけど、公式アカウントで情報というか、例えば「台風10号が近づいてきています。注意してください」とか、ああいうメッセージをつくる、いわゆるセールスフォースという別の、LINEのメッセージをつくるためのシステムがあるんですけども、そちらのほうの利用料という形で、庁内、今言いました各部局のほうで使わせていただいているという形になっております。

○西田委員　これこそもっと手作りでできるんじゃないかなと思うんです。今、課長が立ってくれたので、私は一人でも住民さんが必要とする施策、太子町に求められたら、たった一人でも、そのための施策は打つべきだと思っているんですけども、費用対効果とよくおっしゃるじゃないですか。だって無料でやろうと思ったらやれるけど、そういうのを利用したら229万6千800円要るんでしょう。かと思ったら、そしたら、67頁、これ、なくなっちゃいましたけど、お出かけ支援とかでね。福祉センター、これは残っているから余計減っちゃうんだけど、それでも足しても、お出かけ支援をやって、乗換えをやって、これを足したら350万円でしょう。これ、先ほどの公式のアカウント、1千488人。これは太子町の住民さんだけじゃないと思いますから、ここから太子町の住民さんじゃない人を引いたら一体何人なんだと。その人には229万6千800円。これを手作りでやろうと思ったらできるけれども、その人員が足りないのか、その分はどこかに頼んで。ところが、住民さんがあれだけ喜んでいたやつを突然切って、

このかかったやつ、総合福祉センターも入れて350万円、これ、何人の住民さんが使っていたんだろうと思ったときの費用対効果。こういうときは費用対効果とは見ないんですか。

○杉山企画担当課長 今ご質問いただいたLINEでの周知、それと比較して、公共交通のお出かけ支援事業なり、乗継ぎ事業ということで、費用対効果ということでご質問いただいたんですけれども、LINEでの周知のメッセージ、こちらのほうは、ほかの自治体でも使っておられるようなセールスフォースというソフトになっているんですけれども、LINEを見てもらうために、例えば1つ絵を入れるとか、そういうものも含めて全てそのシステムでやっているんですけれども、LINEで1つメッセージを流そうと思うと、職員が独学で勉強してメッセージを流すというのは中々結構な作業になってくるんですけれども、そちらのほうを、いわゆるホームページみたいな形で文字だけを打ってアップというわけにはいかないようなシステムになっておりまして、こちらのシステムを使わせていただいて、研修のほうも今後ちょっと予定しておりまして、そういうような研修を活かしながら、できるだけ業務負担を少なく、LINEの周知ということをするということは、今1千400人ですけれども、今後どんどんLINE登録者、今の時点ではたしか1千600人を超しているような状況でして、どんどんイベントの周知であるとか、災害の周知であるとか、そういうところも含めて、LINEをホームページ、もしくは広報と同じような形で皆さんに周知していけるような広報媒体ということにしていこうと思っていますので、こちらに関しては一定必要な費用かなというふうには考えております。

一方、公共交通につきましては、こちらのほうは、あくまでも私のほうでこうしますということでは言えないんですけれども、地域公共交通会議において、12月20日に、金剛バス、金剛自動車のほうがバス路線事業を廃止するという中で、一定こちらの事業に関しても、利用促進の面から、もしくは利用者負担の応分負担というところも含めて一旦廃止にするということで地域公共交通会議のほうで決定されました。12月21日以降、では、どうするんだというところがありまして、まずはバスの路線の継続というところが第一優先ということで、地域公共交通会議の会長ももちろんそうですけれども、まず出血を止めるというところで、こちらのほうを廃止させていただいたという経緯がございます。

では、このまま何もしないのかということで、地域公共交通会議の中でも委員の皆様

からご意見いただきましたけれども、これに代わるような、例えば、どのような利用促進策がいいのかということは今後考えていきますという意味決定の下で、今現状、こういう形になっております。また、ちょっと長くなるんですけれども、6月30日に地域公共交通計画ということで新たな計画のほうを立てさせていただきまして、その中で、どのような利用促進策がいいのかを今後、計画策定の、計画の5年間の中で考えていこうという中で、そのほかにも、今走っている路線のほうでバス停のほうが本当にこれでふさわしいのか、また、このルートがふさわしいのか等々を含めながら、それも含めて利用促進という形で今後、地域公共交通の施策というのを進めていくということになっておりますので、すみません、ちょっと長くなりましたけれども、今後そういうことも含めて利用促進施策という観点から考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○西田委員 350万円と言ったけど、福祉センターはそのまま残っているから、引いたら250万円と250万円ぐらいの話、どっちを取るのみたいなことかなと。これは出したんだから、それはそうなんだけれども、こういうのをなくしちゃったという意味では果たしてどうだったのかなと。また同じ課で考えていることだったら考えてもらいたいと思うし、LINEが必要なのは、やっぱりちょっと長けた人がいてなあかんというんだったら、これからいろんなところにそういうのが必要になってくるじゃないですか。SNSの時代で、議会までこんなことになって。と思ったら、職員さんの中にそういうのに長けた方をどれだけ採用して、どこにちりばめるんだということも考えていかなあかんと思うし。これが始まってすぐのときに、部長のタブレット、動いていたのみたいなことがあるのを、私、本当に。

今度から、お聞きだと思うけれども、議会の配信、常任委員会も配信していこうかなというところで、人が長けている、長けていないの前の話で、ネット環境がこれだけ不安定なのを、3階ではそういうことを感じることはないのかしら。私はこれをやっていて、また固まっちゃったと思うことが多いんだけど、それは変えていこうと思っていますか。

○小泉総務財政課長 主に庁舎のネットワーク環境に関するご質問と、あとは職員のデジタルに関する知識といいますか、スキルといいますかという関連のご質問かなと思うんですけれども、まず、庁舎内のネットワーク環境につきましては、このタブレット端末を使うときは、いわゆるWi-Fiで接続しております。その他、職員の事務に使うノート

パソコンでありますとかデスクトップパソコンにつきましては有線であつないでいる状況でして、有線であつないでいる分には特段ネットワークが不安定になるというような事象は出ていないんですけれども、委員ご指摘のとおり、Wi-Fi、こちらにつきましては、現在、ポケットWi-Fiというものを複数台配置しておりますけれども、一度に接続できる人数に限りがあるというようなことがありまして、常時そのポケットWi-Fiに何人接続されているかというのがちょっと目に見えないものですから、定員オーバーになったときに不安定になったりとか、そういったことはございます。

今後なんですけれども、特段、今、更新計画のようなものは考えてはいないんですけれども、ただ、ネットワーク機器につきましては一定の時期で更新時期が来ますので、その際に固定式の据置型に変えていくとか、そういった改善策はその際に検討させていただければなというふうに思っています。

あと、職員のデジタルに関する知識みたいなところは、本町ではIT専門の職員、いわゆる専門職で雇用している人材はおりませんし、今後も、今のところそういった計画もないというふうには聞いているんですけれども、その代わり外部人材の活用ということで、年に数回、国のほうの補助事業で人材派遣という形で太子町のほうにデジタル知識を持った方が研修の講師で来ていただいたりとかですね。今年度におきましても、そういった外部の人材活用という形で、職員のITリテラシーの向上に向けて事業を複数、取り組んでいるところです。

以上です。

○西田委員 人材が欲しいなと思うなら、私ら議会として、エコミーティングそのものが不安定でつながりが悪いのかというのが、Wi-Fiが飛ぶのが切れたりするので、いやいや、あなたたちのところの環境が悪いからで、このソフトというか、そこに問題ないんですよという、ちょっと絞り込みができにくくて、それだったらWi-Fi環境をそれこそきっちり整えてもらったほうがと思うんだけれども、私はずっと出ていて困るというものもあるんですが、理事者側としても、これからずっとやっていくのに、このままやったらあかんなという、危機まで行かないでも、そういう意識はあるんですか。

○小泉総務財政課長 実際の個人的な使用感といいますか、そういったことでいうと、私個人としては、そういった不安定なことになったことがないんですけれども、ただ、こういう集団の場になりますと、そういった事象があるように、周囲の状況を見ていると見受けられます。ただ、エコミーティングに起因するトラブルなのかどうかというのは、

ちょっと所管外ですので把握しておりません。

ちょっと繰り返しの答弁になるんですが、Wi-Fiの環境としましては、一定更新の時期に来ましたら課題等の整理、調査等をさせていただいて、見直しができればなというふうに感じております。

以上です。

○森田委員長 ほかにございませんか。

○村井委員 65頁のところのふるさと納税のふるさと太子応援基金のところの広告というところの決算がすごく上がっておるんですけど、広告というのはどういうふうな広告をされているのか教えていただけませんか。

○杉山企画担当課長 広告のほうなんですけれども、ふるさと納税に関しましては、いわゆるふるさと納税を出していただいている、そういう事業者さんがあるんですけれども、さとふるでありますとか、あと、楽天、ふるさとチョイス、ふるなび等々、そういうサイトの中で一定広告といいますか、太子町の返礼品に関する広告のほうを出しているような広告というふうになります。

以上です。

○村井委員 それは事業業務委託料の中には含まれていないということですね。また別で宣伝広告費ということで契約されているということですか。

○杉山企画担当課長 はい。こちらのほうは委託料とはまた別にはなるんですけれども、それぞれ広告のほう、必要に応じて、その年によって使う額とかもちょっと違ってはくるんですけれども、そういう形で契約になります。

以上です。

○村井委員 インターネット状況、例えばホームページ、このスマホでも、今、どっちかといったらスマホかな、スマホのところでよく出てくるねとかいってよく聞くんですけど、そういうところのプロバイダーというか、何と言ったらいいのかな、宣伝のそういう業者さんというのは、もちろん楽天さんとか、さとふるとか、いろいろメジャーなところで、地元のサイトに出していますよという、広告どないですかみたないことになっておるんだと思いますけどね。また違うところの広告代理店とか、いろいろそういうところもあると思うので、またちょっと違う戦略も考えていく必要もあるかなと思いますし、検討されるような余地があれば、また、ふるさと納税の額をちょっとでも増やしていく、もしくは太子町のそういうPRを発信していくというところを工夫していただい

ますように、お願いしておきます。

○森田委員長 ほかにございませんか。

○西田委員 また今度、選挙がありますけれども、この年も選挙があつて、そこにマイナンバーでどないなるんだろうと思ったんですけれども、その分3人でしたっけ、ずっといてたかどうかちょっと覚えていないんですが、人をつけてもらって乗り切ったかなというようなところがあるかと思うんですが、そういう意味では、また選挙があつてのときに、今の体制で、マイナンバーカード、そんなのでごった返すこともないから落ち着いているのか、そのあたり。あそこ、本当に課の人が少ないん違うかなと思っていた1年を過ごしたので、落ち着いていて大丈夫なのか。マイナンバーカードの取得の人が一定、太子町でも何ぼかぐらい増えて落ち着いているのか、教えていただけますか。

○木村住民人権課長 マイナンバーカードの交付事務のほうにつきましては、ポイントのほうが終了しましたので、一定落ち着いている状況でございます。

○西田委員 この間説明会があつて、私も、村井委員もちょっと質問したのは、皆さんにちゃんと伝えますということで待っていたら、ちょうど昨日、その封筒が届いて「お答えします」だったんです。それを見たら、私のほうは初めて公費請求で、ガソリンというのを業者が受けない業者があると思ったので、太子町内でどことこのガソリン業者がこれを受け付けてくれるのか、いやいや、面倒くさいからしませんというところもあるのか、それか、これは公費で出るので、はじくことはできないのか、そこが聞きたかったんですが、ちょっとそれが分からなかったの。

それはいいんですけれども、公職選挙法上、投票日に人が立っているのはどうなんだということに対しては、最後に、「その態度のいかんによっては公職選挙法に接触するおそれがあります」ということで書かれているんですけれども、そういう意味では、そういうおそれがあることはやめましょうねという啓発をするのかどうか、その先をちょっと知りたかったのので教えていただけますか。

○木村住民人権課長 選挙の活動等につきましては、ホームページ等でも周知のほうをさせていただいております。選挙運動活動については広報等では周知のほうはしておりませんが、選挙活動等全般につきましては、皆さんの目に触れるように、広報紙であったり、ホームページであったり、一定周知のほうはさせていただく予定となっております。

○森田委員長 ほかにございませんか。

○村井委員 77頁の、先ほどマイナンバーカードが出たので、コンビニ交付システムを導入していただいて、先ほどの説明では住民票の写しが5千96件ですか、印鑑証明が3千697件のうち、コンビニで交付された件数というのを教えていただけませんか。

○木村住民人権課長 住民票が年間743枚と印鑑登録の証明のほうが552枚となっております。

○村井委員 これは、住民票の写し、印鑑証明とも発行手数料というところは、太子町役場の1階の住民人権課のところで発行したときの手数料はお幾らですか。

○木村住民人権課長 住民票と印鑑証明につきましては1通300円となっております。

○村井委員 コンビニ交付の場合の手数料はお幾らでしょうか。

○木村住民人権課長 こちらも、窓口に来ていただいたときと同様の300円となっております。

○村井委員 先ほど西田委員の質問にもありましたように、1階の業務のマイナンバーカード、それで今言った選挙、言っている間に何や世間のニュース、うわさでは、その先に大きな選挙があるんじゃないかといったところの準備も進めていかなあかんという中で、住民人権課のところの多岐にわたる業務の中で、コンビニで合わせて1千300件ほどの発行があったというところで、要するに、窓口に来られなくても、1千300人なのか、延べ1千300枚、太子庁舎外で発行がされているという事実がね。これからこういうのがどんどんどんどん増えてくると思うんです。例えば先ほど言ったように、ホームページ、ネットで申請ができますよとかいう時代も、これは当たり前になってくるでしょうし。さっきの手数料のところの300円、コンビニでも300円。私は、庁舎外でもっとマイナンバーカードを活用していただいて、コンビニで交付していただくということをどんどん進めていかなあかんと思うんですけど、手数料の割引みたいな、特に大阪市さんかな、導入直後から率先してコンビニ交付のところの利用を進めていって役所の業務を減らしていこうという中で、すごく割安で最初に導入していかれたと思うんですけど、その辺の手数料のところについて改正していくというお考えはあるのかないのか、教えていただけませんか。

○木村住民人権課長 手数料につきましては、今のところ改正するというようなことは考えておりません。ただ、委員おっしゃるように、コンビニで活用していただくためには周知のほうが必要と思っておりますので、広報紙であったり、LINE等で広く住民さんの方の目に触れるように周知のほうを心がけたいと思っております。

○森田委員長 ほかにございませんか。

○西田委員 令和5年度まで4年間、コロナの真ただ中を過ごしたと思うんです。太子町では町長も替わって新たな4年を過ごした中で、多くの管理職の方も替わっていかれたと思うんですけれどもね。このコロナの中で4年も、ちょっと長いスパンで見てくださいね。やっと動き出したのが、この5月で5類になってほぼ解除された中で、コロナの中で失われたものもあるかと思うし、もしかしたら、コロナの中で、今までやらなあかんからやってきたことが、止めてみたら、これはもしかしたら考え直さなあかんものだったのかなとか思ったのがあるのか、それを次の年度の予算なんかには反映しようと思っているのがあるのかどうか。部長さん、振り返って思うところがあったら教えてください。

○小角政策総務部長 この4年間、コロナがございました。ただ、以前は私、部長もやっておりませんでしたので、どういう状況かというのは分かっておりませんので、どういうふうに思われているかと聞かれましても中々答えづらいところではございます。ただ、確かにコロナでいろんな事業であったり、今でしたら物価高騰対応とか、いろんな事業が出てきました中で、実際に町のやりたい業務ができていたのかどうかというのは、どうしても職員が忙しい状況の中でやってきたので、やりたい業務、事業ができていくかというのは、ちょっとそこは何とも言えないところではございます。ただ、実際に町長がやりたい事業ができていたのかどうかというのは何とも言えないところではあるんですけれども、ただ、その中でもやっぱり給食の無償化であったり、今こういうふうな形でバスの緊急対応がありますけれども、やっていく中で、町内も2台走らせているような状況でございます。

そういう中で、これからもやっていかなければならない事業はやっていくべきであるというふうに考えておりますので、引き続き庁内一丸となって、住民さんのためにやっていきたいというふうには考えております。

以上です。

○森田委員長 ほかにございませんか。

○村井委員 ちょっと関連した質問になるんですけど、コロナの国難と言われるような事象で大変な数年間だったと思うんです。ただ、私は全般として、いろいろ事業をやっている中で、対応策をやっていただくんですけど、自治体の小さいながらのスケールメリットを最大限に、フルに発揮されたなと思っておるんです。小さい自治体だか

ら即対応できた。小さい自治体だから住民さんの小さな声までいろいろ拾うことができたというふうなところでね。今、世の中で大きかったら何かスケールメリットがあって、経費がかからなくて合理化できていいんじゃないかというふうなところを、逆の面で気づかせてもらったこの数年間だったと私は思っておるんですけどね。何でもかんでも大きくしてやってもらったら、それは給付するのも暇がかかるだろうし、埋もれて小さな声は目に見えない、聞こえないといったところもそれはあるだろうし。改めて行政とは何だというふうなところを問い直される、私としてはそういう時期だったと思っておるんですけど、その辺の小さいながらのスケールメリットを発揮できたという実感をお持ちなのか、そういうところの実感があったというか、実感というかな、何というかな、あったのか、教えていただけることはできませんか。

○小角政策総務部長 小さな町ということでスケールメリットというところでございますけれども、確かにコロナの事業であったり、庁内でこういうふうな方向で行こうと決まったときに、各部長から課長、それで職員に下りることによってスムーズにできた部分があるかなというふうには考えております。ただ、これからの人口減少の中で、いつまで今の状況がもつのかという部分、確かに先行き不透明なところもございますので、可能な限りは、この小さなスケールメリットを活かしながらという部分でもございますけど、やっぱり将来的な部分も見据え、広い目で世間といいますか、世の中の進み具合を見ていく必要があるのかなというふうには考えております。

以上です。

○森田委員長 まだまだ質問ありますか。

○村井委員 あと、自治防災のところで3個ぐらいですか。

○森田委員長 何だったら途中で一旦休憩やろうかなと思ったんだけど、3つか4つですか。そしたら続けますか。

○村井委員 確認だけです。あと2件だけ、すみません。

続けて、それでは、143頁の、ちょっとこれは説明のところでは漏れていたんですけど、水防事業といったところで、水防事業の水防資材購入費、もしくは備品購入費といったところの事業、どういう事業を誰がやっておられるのか教えていただけませんか。

○鳥取まちづくり推進部長 水防事業に関しましては、明日のまちづくり推進部所管になってございますので、明日説明させていただきますので、よろしいでしょうか。

○村井委員 では、これは消防団が所管されているということではないということでは

しいですか。

○辻中自治防災課長 水防という観点では、消防団はもちろん絡んでくるんですけども、ここの予算化されている水防事業のところは直接絡んでいないということでございます。

○村井委員 消防団は予算書、決算書に残っていない業務を受けているということでしょうか。ごめんなさい。本来なら水防団、大阪の中でもそんなにないですよ。市内に何か所か、泉州のほうに何か所かあって、全国的に見たら水防団の役割を地元消防団が担っているといったところのことで運用されている自治体がほとんどだと思います。だから、この事業費の中の水防事業というところで、消防団がこれに関わるんだったら、ちょっと消防団のところのご意見をお伺いしようかなと思ったけど、そうじゃなかったらそうじゃないで、またやります。

ちょっと続けて。145頁のドローンのところが出てきているんですけど、実際、ドローンをここ数年、職員さんで講習していただいて、資格のところですか、取得したり、いろいろ技術面のところを研修していただいたりしていると思うんですけど、実際にドローンを活用された事例、現場でどう活用されたか、そういう実績のところがあれば教えていただけませんか。

○辻中自治防災課長 ドローンのほうを太子町のほうで、現在、8名プラス去年3名という形で講習してドローンを扱える職員を育成しているところでございますけれども、今まで、過年度でいいますと、例えば庁舎とか体育館の屋根の確認とかという形に使われておりますが、昨年におきましては、6月の台風2号プラス梅雨前線の被害があったときに、山田の配水池の上の大池の様子を確認するために、自治防災課のほうで池の確認という形でドローンを飛ばした実績があります。

以上です。

○村井委員 今、それをドローンで調査されたということは、ドローンがないときはどういう調査方法、手法を取っておられたんですか。

○小角政策総務部長 災害時等、調査に行くといえ、私、下2階、地域整備課等にいるときは、現地まで歩いていくというようなところでございます。ただ、庁舎等、屋根になれば、実際、町の職員ではできないので、業者さんに委託なり等して点検してもらうというような状況だったかなというふうには考えております。

以上です。

○村井委員 では、当時、そしたら現場だったら歩いて目視して確認してといった作業が、

ドローンを活用することによって、被害状況の程度とか被害箇所の現状の確認、また人的被害がないのかあるのかの有無、即時に対応できたということによろしいのでしょうか。

○小角政策総務部長 ドローンですと、やっぱり確認で、その詳細までは分からないんです。実際、人が入っていけば詳細まで確認できるというところで、どちらがいいのかというところは、その状況によって異なってくると思うんですけども、どちらにしましても、ドローンで見ることによって、ある程度の状況は把握できるという点では、良かったのかなというふうには考えております。

以上です。

○森田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○森田委員長 ないようでございますので、政策総務部関係についての質疑を終わります。
ここで暫時休憩いたします。

再開は2時45分。よろしくお願いします。

午後 2時30分 休 憩

午後 2時45分 再 開

○森田委員長 それでは、再開いたします。

健康福祉部関係について説明を求めます。

○子安健康福祉部長 それでは、健康福祉部、福祉介護課、保険医療課、子育て支援課、いきいき健康課に関連する歳出の中から、備考欄の事業別区分で決算額の大きいものを中心に説明を申し上げます。

それでは、まず、歳出でございます。80、81頁をお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、次の頁、82、83頁をお願いいたします。

1目社会福祉総務費、支出済額3億3千639万4千511円。なお、繰越明許費として翌年度に繰り越す4千739万4千円は、令和5年度に実施した低所得世帯生活支援給付金などの一部について、令和6年度も引き続き支給事務を行うことに伴い繰り越すものでございます。

それでは、社会福祉総務費のうち、備考欄の事業別区分の主な事業でございますが、社会福祉管理事業の4千605万6千783円は、避難行動要支援者に係る地図情報シ

システムの保守及び更新に係る経費として、１２節委託料で電算機器・プログラム保守委託料５１万７千円のほか、１８節負担金補助及び交付金で、太子町社会福祉協議会への法人運営や地域福祉推進のための各種事業に係る補助金４千６０万２００円のほか、地方自治法に基づく内部組織の共同設置として、南河内府民センター内で富田林市や河内長野市などの６市町村で共同設置しております広域福祉課に係る南河内広域行政共同処理事業負担金４８９万７千円などがございます。

次に、民生委員等事業９８万８千３５４円は、本町の民生委員・児童委員、保護司会や更生保護女性会の活動に係る経費でございます。なお、民生委員・児童委員の定数は、地区担当２９人、主任児童委員２人となっております。現在欠員は生じておりません。また、保護司は５人でございます。

次に、地域福祉援護事業の２７万９８０円でございます。次の頁をお願いいたします。

これは、知的・精神の障がい者の方の財産管理や施設への入退所などに伴う契約及び遺産等に係る法律行為を自ら行うことが困難な方を保護支援する成年後見制度に係る経費で、令和５年度の実績といたしましては、１２節委託料の成年後見申立書類作成委託料５万３千１７２円のほか、施設入所者１人に対する成年後見人費用助成金として２１万６千円を支出いたしております。

次に、地域福祉コーディネーター配置事業３６９万６千７３０円は、会計年度任用職員として配置いたしております地域福祉コーディネーター１名に係る経費で、地域における生活困窮者や障がい者などの要援護者が、住み慣れた地域で孤立することなく安心して暮らすことができるよう、社会福祉士を配置することで、課題の解決や適正な福祉サービスの導入につなげております。

なお、実績といたしましては、既存の法的サービス等との協働（つなぎ）や各種福祉サービスの利用申請支援など、合わせて１３０件、また、個別の相談支援では１２８人の相談を行っております。なお、相談種別で累計すると延べ１７１件の相談実績となっております。

重層的支援体制整備事業（福祉介護課）１千１１４万２千６４０円。１２節委託料の地域力強化推進事業委託料４２２万８千円は、住民相互のいわゆる共助を目指し、住民主体の支え合いマップの更新作業や新規作成に向けた事前の聞き取りを実施するとともに、平時の見守りである、安心太子見守りネットワークの整理、更新を行い、在宅介護支援センターとの情報の共有化を進めております。

また、相談支援包括化推進員配置事業委託料691万4千640円は、育児、介護、障がい、貧困など、世帯全体の複合的・複雑化したニーズに対し、包括的に対応するため、専門員を配置し、課題解決のため、相談支援包括化推進会議を開催しているところでございます。

なお、これらの事業は社会福祉協議会に委託いたしております。

過誤納還付事務事業448万6千798円は、福祉介護課所管の各種事業費確定に伴う国・府支出金等の精算に伴う償還金でございます。

次に、新型コロナウイルス感染症対策事業1億3千560万6千713円は、原油価格や物価高騰により住民や事業者が影響を受ける中、特に負担感の大きい低所得者の負担軽減を目的に、1世帯当たり3万円及び7万円を支給した低所得世帯生活支援給付金の支給と、公定価格により物価高騰による経費の増高分を価格等に転嫁できない介護及び障がい福祉サービス事業者に対し、3万円から20万円の支援金の支給に要した経費で、事務補助の会計年度任用職員に対する会計年度任用職員報酬132万1千460円や期末手当10万2千345円のほか、郵便料や給付金の口座振込手数料28万3千250円などを支出いたしております。

なお、給付金等の支給実績といたしましては、低所得世帯生活支援給付金が、3万円の給付金が1千348世帯、7万円の給付金のうち令和5年度中の支給分が1千223世帯、合計1億2千605万円、介護保険・障がい福祉サービス物価高騰対策支援金が47事業者、323万円をそれぞれ支給いたしております。

次の頁をお願いいたします。

2目障がい福祉費、支出済額4億253万3千436円。

このうち主なものとしましては、備考欄の事業別区分で障がい福祉管理事業218万2千964円のうち、12節委託料の電算機器・プログラム変更委託料181万5千円は、障がい福祉サービス等に係る報酬改定に伴う電算改修費用でございます。

また、障がい者緊急一時保護居室確保事業委託料26万4千70円は、障がい者に対する虐待が発生した場合の一時避難場所として、南河内6市町村で居室を確保するための費用でございます。なお、令和5年度の本町の利用実績はございませんでした。

次に、心身障がい者（児）事業600万8千638円。

7節報償費517万356円のうち、心身障がい者等給付金512万8千500円は、身体障がい者や精神障がい、療育で手帳をお持ちの在宅の方590人に対する給付金で

ございます。

また、１９節扶助費の身体障がい者手帳診断料助成金３０万１千９１０円は、身体障害者手帳の交付申請の際に必要な診断書に係る費用を助成するもので、助成件数は延べ４９件でございます。

障がい者自立支援給付等事業３億７千９３１万９千４８２円は、１１節役務費で障がい者自立支援給付事業に係る審査支払手数料として国保連合会審査支払手数料２２万６千７４円のほか、主治医意見書記載料２６万１千６６８円は、障がい支援区分認定に当たり必要な主治医意見書の作成に伴い、主治医にお支払いする手数料でございます。

１２節委託料１８０万４千９３９円のうち、在宅入浴サービス事業委託料１１５万３千２００円は、自宅において家族の介助だけでは入浴が困難な重度の身体障がい者の方に提供する訪問入浴サービスで、お一人の方の利用実績となっております。

１３節使用料及び賃借料８６万２００円は、重度障がい者リフト付きタクシー利用料２２万６千６００円のほか、電算機器・プログラム賃借料６３万３千６００円は給付費適正化システムの賃借料となっております。

なお、重度障がい者リフト付きタクシー利用料については、１１人の方に対して延べ１６３回の利用実績となっております。

次に、１９節扶助費３億７千６０８万２千９７３円のうち、障がい者（児）日常生活用具給付・貸与費３３１万７千５８４円は、障がいのある方が在宅で生活するために必要な用具の購入等について助成する事業で、７０件の利用実績となっております。

次の頁をお願いします。

一番上の障がい者（児）補装具給付費２２８万７千５９６円は、障がいのある方がより円滑に日常生活を送ることができるよう、補装具等を給付、または貸与する事業で、３１件の実績となっております。

さらに、介護給付・訓練等給付費３億６千８８万３千７７２円は、障がい者が安心して自立した日常生活が送れるよう、居宅介護、共同生活援助や生活介護等のサービスを提供する事業で、介護給付で８３人、訓練等給付で６７人の方の利用実績となっております。

移動支援給付費８８４万６千６００円は、屋外での移動が困難な障がいのある方の外出のための支援を行う事業で、３２人の方の利用実績となっております。

日中一時支援給付費７４万７千４２１円は、日中における活動の場の確保及び親の就

労支援や家庭の一時的な休息などを支援する事業で、4人の方の利用となっております。

次に、自立支援医療給付事業210万7千632円のうち、19節扶助費の更生医療給付費210万548円は、身体障がい者で、その障がい除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のための医療の給付を行うもので、17人の方に支給いたしました。

また、障がい児に対して、更生医療と同様に生活能力を得るために必要な自立支援医療給付費を支給する育成医療給付費の令和5年度の支出はございませんでした。

次に、障がい者施策推進事業472万4千円。7節報償費は、障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進に意見をお伺いする障がい者施策推進協議会の委員報償費12万6千円と、12節委託料は、障がい者福祉計画策定委託料459万8千円でございます。

次に、重層的支援体制整備事業（福祉介護課）819万720円は、12節委託料で、障がいをお持ちの方々に必要な情報の提供や助言を総合的かつ専門的に行う基幹相談支援センター委託料216万7千円や、障がいをお持ちの方々からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行う、障がい者相談支援事業委託料353万5千400円となっております。

また、21節補償補填及び賠償金の障がい者相談支援事業等過年度消費税248万8千320円は、ただいまご説明いたしました基幹相談支援センター委託料などの各種相談支援事業について、受託事業者と消費税非課税事業との認識でこれまで契約を行っていたところ、令和5年10月4日付で国より当該相談事業については、消費税課税事業であるとのことが示されたことから、受託事業者が過去に遡り消費税の追納の必要が生じたことから、当該受託事業者に消費税相当額を支払ったものでございます。

続きまして、3目老人福祉費、支出済額627万6千129円。

事業別区分の介護保険施設整備事業125万円は、地域密着型介護老人福祉施設ふくの音の整備に係る借入金利子に対する助成で、平成28年度から令和7年度までの10年間を助成期間といたしております。

在宅高齢者支援事業50万3千250円は、12節委託料の緊急通報装置賃借委託料で、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯を対象として、緊急時に迅速な対応を図るために緊急通報装置を設置するもので、53人の方が利用されております。

また、高齢者介護予防拠点づくり33万497円は、グラウンドゴルフ等多目的交流

広場の維持管理経費で、主に電気代や水道料、グラウンド周辺の除草業務委託料などとなっております。

老人ホーム入所事業 226万2千629円は、65歳以上の高齢者で、心身の状況や置かれている環境、また、経済的理由などを総合的に勘案して、在宅で日常生活を営むことが困難な人に対する養護老人ホーム入所措置費で、対象者はお一人となっております。

次に、敬老祝事業 47万6千66円は、金婚式記念品代及び敬老祝金で、令和5年度の金婚式の対象者は12組、敬老祝金は100歳の方が対象で7名でございます。

次の頁をお願いいたします。

老人クラブ活動等社会活動促進事業 76万2千600円は、老人クラブ和光会の活動を助成するための補助金でございます。

社会福祉法人等による利用者負担額助成事業 11万円は、低所得で生計が困難であると認定した要介護者に対して、サービス利用に伴う利用者負担の一部を軽減した社会福祉法人等に対し助成するもので、1施設に対する助成金で、対象者は1名でございます。

次に、外出支援事業（地域支え合い型移動サービス支援） 58万1千87円は、高齢者の生活支援として地域支え合い型の移動サービスを実施する団体に対して、町の公用車を貸し出す支援を行うもので、主に貸出用の公用車2台に係る燃料費 15万3千818円のほか、修繕費や保険料となっております。

次に、4目老人医療助成費につきましては、令和2年度末をもって経過措置を含めて制度が終了したことから、医療機関や助成対象者から遅れて請求があった場合の対応として、一部負担金助成費 10万円などを予算計上しておりましたが、令和5年度中の支出はございませんでした。

次に、5目重度障がい者医療助成費、支出済額 2千610万2千84円。

これは、1級または2級の身体障害者手帳をお持ちの方など、重度の障がいがある方々の医療費の自己負担に対して助成するもので、年間の平均で219人の対象者の方に対する助成費などがございます。

次に、6目ひとり親家庭医療助成費、支出済額 983万4千746円。

これは、ひとり親家庭で、18歳に到達した年の年度末までの子どもと親、または養育者の方に対する医療費の自己負担に対して助成するもので、親と子合わせて年間の平均で293人の対象者に対する助成費などがございます。

次の頁をお願いいたします。

7 目子ども医療助成費、支出済額 4 千 9 1 1 万 1 千 7 2 8 円。

これは、対象者を 18 歳に達した日以降の最初の 3 月末日を経過するまでの者として、高校卒業までの年代の子どもの入院及び通院に係る医療費の自己負担に対して助成するもので、令和 6 年 3 月 31 日現在の対象者は、就学前の乳幼児が 5 2 7 人、小学生が 5 6 7 人、中学生が 2 8 3 人、高校生が 3 1 9 人の合計 1 千 6 9 6 人で、これらの対象者に対する助成費などがございます。

次に、8 目未熟児養育医療給付費、支出済額 5 0 万 5 千 6 5 4 円。これは、出生時の体重が 2 千グラム以下であるなどの未熟児を対象として、正常な新生児の機能を有するまでの指定養育医療機関への入院治療費に対して給付を行うもので、乳児 1 人に対する医療給付費などがございます。

次に、9 目国民年金総務費、支出済額 1 千 5 3 2 万 5 千 3 8 9 円のうち、事業別区分の国民年金事業 5 万 5 千 6 6 0 円は、年金に係る事務のうち、法定受託事務等の市町村が担う年金事務に要した郵便料などの経費となっております。

次の頁をお願いいたします。

10 目国民健康保険費、支出済額 1 億 3 千 7 6 4 万 3 千 9 7 9 円。

事業別区分の国民健康保険特別会計繰出金事業 1 億 8 3 4 万 8 千 7 0 1 円は、国民健康保険特別会計への繰出金で、保険基盤安定繰出金のほか、その他一般会計繰出金として、集団健診の際の国保被保険者のがん検診に係る経費や町独自減免に対する繰出金に加え、福祉医療費助成事業に係る国庫負担金減額相当分の繰出金でございます。

次に、11 目介護保険費、支出済額 2 億 6 千 2 7 7 万 7 千 7 8 5 円。

次の頁をお願いいたします。

事業別区分の介護保険特別会計繰出金事業 1 億 8 千 8 7 4 万 4 千 5 6 9 円は、介護保険特別会計への繰出金で、介護給付費や地域支援事業、事務費に対する繰出金となっております。

また、低所得者保険料軽減繰出金 1 千 6 7 5 万 1 7 1 円は、1 号被保険者の保険料のうち、第 1 段階から第 3 段階の方の負担が国の制度で軽減されることに伴い繰り出すものでございます。

次に、サービス事業 6 6 0 万 2 千 9 2 5 円は、地域包括支援センターが事業所として実施する介護サービス事業で、主には、会計年度任用職員として雇用するケアマネジャ

一の報酬や、要支援１、２の認定を受けた方などのケアプランの作成に係る介護予防支援負担金となっております。

なお、要支援の方を対象とする介護予防プランの作成件数は６８７件で、総合事業対象者に対する介護予防ケアマネジメントの作成件数は３８２件となっております。

次に、重層的支援体制整備事業（福祉介護課）８８９万９千円は、令和４年度から重層的支援体制整備事業への移行に伴い、介護保険特別会計から組み替えたもので、主に、地域包括ケアシステムの推進に向けて、高齢者世帯等を対象に地域において介護予防や生活支援などの様々な日常生活上の支援体制の充実・強化のための生活支援コーディネーターの配置に要する経費として、生活支援コーディネーター委託料８８９万９千円となっております。

次に、重層的支援体制整備事業（いきいき健康課）８３２万７千８９円。こちらも先ほどの重層的支援体制整備事業と同じく、介護保険特別会計から組み替えたもので、地域ケア担当者研修会や元気ぐんぐんトレーニングに係る経費のほか、相談に係る包括支援センターの運営経費として、１２節委託料の包括支援センター相談窓口機能拡充委託料３８万３千２５０円や、社会福祉協議会に委託しておりますサロン送迎委託料３６４万３千２００円に加え、次の頁をお願いいたします。

高齢者交流サロンの運営に対する補助として、１８節負担金補助及び交付金で、交流サロン推進事業費補助金（運営）２５０万６千円となっております。

次に、１２目総合福祉センター管理費、支出済額１千８２４万９千円は、事業別区分の総合福祉センター維持管理事業で、１２節委託料の指定管理委託料は、総合福祉センターの維持管理等を太子町社会福祉協議会に指定管理として委託を行っております。

業務内容といたしましては、センターの管理や浴場の運営などの施設や設備の維持管理に関することや、利用者の生活等の相談支援などとなっております。

なお、総合福祉センターの年間利用者は延べ１万４千８６人、１日平均５７．７人の利用となっております。

また、浴場は、月・火・木・金の週４日で、年間の利用者は延べ５千３８５人、１日平均２７．９人の利用実績となっております。

次に、１３目後期高齢者医療費、支出済額２億２０１万２千６５９円。

これは、本町を含めた府内市町村で構成する大阪府後期高齢者医療広域連合が保険者として行う後期高齢者医療保険制度に係る経費となっており、１８節の負担金補助及び

交付金の１億５千８８４万２千２５９円は、後期高齢者医療制度の医療給付費等に係る定率負担金や広域連合への事務費負担金となっております。

また、２７節の繰出金４千３１７万４００円は、本町の後期高齢者医療特別会計へ繰り出すもので、事務費や保険基盤安定制度に係る保険料軽減分の繰出金でございます。

次に、２項児童福祉費、１目児童措置費、支出済額１億６千９６７万３千６円は、児童手当給付事業として児童手当の給付に係る経費で、対象は中学校卒業までの児童を養育している養育者に対して支給されるものでございます。支給対象者の実績は、延べ人数といたしまして１万５千４５５人、月平均で１千２８７人となっております。

なお、児童手当につきましては、本年１０月から、支給対象がこれまでの中学校卒業までから高校卒業の年齢まで拡大されるほか、支給額や所得制限などが見直されることとなっております。

次に、２目児童運営費、支出済額３億３千４９１万７千６１６円。

事業別区分の保育所運営事業は保育所運営に係る経費となっており、１２節委託料の保育料徴収委託料３６万円は、やわらぎ・松の木両保育園に対する保育料徴収に係る委託料。また、１８節負担金補助及び交付金の３億３千４４４万４千７５４円は、やわらぎ・松の木両保育園への保育所入所委託料３億６７８万９千８５０円のほか、各園への各種補助金などとなっております。

なお、令和５年度末の児童数は、やわらぎ保育園が８４人、松の木保育園が１０５人、やわらぎ幼稚園が８５人、広域入所児童が６人で、合計２８０人でございます。

次の頁をお願いいたします。

３目放課後児童会費、支出済額３千７２１万８千７４０円。

事業別区分の放課後児童会運営事業は、放課後児童会の運営に係る経費で、主に会計年度任用職員として雇用いたしております支援員及び補助員、計１７人の報酬や職員手当等、共済費のほか、施設の維持管理経費でございます。

令和５年度のクラス編成でございますが、磯長教室は４クラスで児童数が延べ１５３人、山田教室は１クラスで児童数が延べ２６人でございます。

４目児童福祉費、支出済額２億４千１８８万７００円。

事業別区分の子ども・子育て支援事業２千８０８万２千４６２円は、子ども・子育て会議の開催に係る委員報酬などの費用のほか、就学前の子どもとその親を対象としたおひさま広場や１歳６か月児フォロー教室などの実施に伴う保育士などの専門職の配置に

要した経費でございます。

次の頁をお願いいたします。

12節委託料のうち、子育て関連支援事業委託料の299万9千702円は、子どもの貧困対策として対象となる子どもの世帯への生活支援事業で、6世帯に対して支援を実施いたしました。

18節負担金補助及び交付金の多子世帯保育料等助成金749万3千510円は、国の多子世帯保育料負担軽減制度を拡充する町の単独施策として、第2子半額、第3子以降無料の多子世帯保育料等助成金で、対象児童は延べで49人でございます。

また、副食費補助金994万2千560円は、幼児教育・保育の無償化において町独自の副食費に対する助成で、助成対象児童は延べ2千250人となっております。

児童虐待防止事業1千130万8千624円の1節報酬457万8千856円は、児童虐待防止対策事業に係る社会福祉士等の会計年度任用職員の報酬でございます。

また、7節報償費の21万1千500円は、児童虐待スーパーバイザーに対する報償費で、年間延べ15日の活動に係る経費でございます。

さらに、12節委託料の児童家庭相談システム導入委託料171万1千490円は、支援の必要な母子等に対するサポートプラン作成に向けて、令和4年度に整備した児童家庭相談システムの端末等の増設に要した経費で、13節使用料及び賃借料の電算機器・プログラム賃借料170万2千800円は、令和4年度に整備した同システムの賃借料でございます。

発達障がい児等療育事業496万2千338円でございますが、12節委託料のうち、障がい児療育等支援事業委託料77万円は、発達に関して遅れのある児童を対象とした5人程度の小クラスの教室で、太子町、河南町、千早赤阪村の3町村で共同実施しており、太子町からは5組の利用がございました。

また、18節負担金補助及び交付金の心身障がい児通園施設補助金382万3千550円は、知的障がい児等の通園施設である社会福祉法人聖徳園に対する運営補助金で、通園児童数は4人でございます。

次の頁をお願いいたします。

保育所等巡回支援・児童個別支援事業1千511万4千397円は、町内の保育園、幼稚園、小中学校を臨床心理士等が巡回し、教員等に児童への関わり方などについて助言を行う事業で、専門職である保育士1人、臨床心理士3人、作業療法士1人、言語聴

覚士1人の報酬などがございます。

次に、障がい児通所支援給付事業1億5千400万9千765円のうち、19節扶助費の障がい児通所等給付費1億5千362万9千309円は、小学校就学前の児童の発達支援事業と就学後の放課後等デイサービス事業の利用に対する給付事業で、年間延べ利用人数は1千825人の利用実績となっております。

次に、重層的支援体制整備事業（子育て支援課）の子育て支援センター事業委託料806万4千円は、やわらぎ幼稚園に地域子育て支援センターの運営を委託している経費でございます。

医療的ケア児支援事業8千440円は、医療的ケアの必要な子どもたちが地域で安心して生活を営むことができるよう、河南町、千早赤阪村と共同で関係機関の協議の場の設置や医療的ケア児に対するコーディネーターを配置し、質を向上するための研修会に要する経費でございます。

過誤納還付事務事業483万4千458円は、前年度の事業費確定に伴う、子育て支援課所管の国・府支出金等の精算に伴う償還金でございます。

子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（ひとり親世帯分）8千799円は、食費等の物価高騰に直面し、特に影響を受ける低所得の子育て世帯に対し、生活支援の観点から児童1人につき5万円を支給する子育て世帯生活支援特別給付金のうち、児童扶養手当受給世帯等のひとり親世帯に対する支給に要する経費で、制度案内や支給決定通知等の郵便料となっております。

なお、ひとり親世帯分の給付事業につきましては、制度案内や辞退届の送付、受付等の事務については本町にて行いますが、給付金の支給については、大阪府が実施主体となり、対象世帯に給付金を支給いたしております。

次の頁をお願いいたします。

次に、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（その他世帯分）1千121万2千292円は、先ほどのひとり親世帯分と同様に、低所得の子育て世帯に対して児童1人当たり5万円を支給するもので、ひとり親世帯以外の住民税均等割非課税の児童手当受給者等に対して支給するための事務経費として、3節職員手当等の時間外勤務手当1万7千358円のほか、役務費2万3千604円は、制度案内や支給決定通知等の郵送料、給付金の口座振替手数料となっております。

12節委託料の子育て世帯生活支援特別給付金電算処理業務委託料115万5千円は、

支給対象者の抽出などの電算処理のための費用でございます。

また、18節負担金補助及び交付金の子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）865万円は、その他世帯分として支給した90世帯、児童173人の給付金でございます。

22節償還金利子及び割引料135万4千円は、令和4年度中に実施した同給付金の事業費確定に伴う国庫への償還金でございます。

次に、新型コロナウイルス感染症対策事業420万3千330円は、物価高騰の影響を受ける子育て家庭に対する支援として、保育所等を利用する児童の主食費に対する補助金、及び町内で子ども食堂等の子どもの居場所づくり活動を実施している団体の食材などの購入に対する支援を目的に子ども食堂支援事業補助金の交付に要した経費で、1節報酬の会計年度任用職員報酬108万4千20円のほか、職員手当等や共済費、旅費などは、事務補助の会計年度任用職員の雇用に要する経費でございます。

なお、補助金の交付実績といたしましては、主食費補助金が児童229人に対し228万2千500円、子ども食堂支援事業補助金が1団体に対して50万円をそれぞれ交付いたしております。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、支出済額8千89万9千71円。
次の頁をお願いいたします。

事業別区分の保健衛生管理事業2千503万4千153円は、保健センターの事務関連経費や小児救急医療事業等の広域で行っている事業に係る負担金などの経費でございます。

まず、1節報酬651万6千631円は、保健センターが実施しております事業全体に係る看護師や管理栄養士、事務補助等の会計年度任用職員の報酬でございます。

18節負担金補助及び交付金1千569万5千527円のうち、小児救急医療事業負担金1千405万2千299円は、南河内南部の3市2町1村が共同実施しています小児救急医療事業の運営負担金で、診療実績は、令和5年度の1年間の受診者全体では延べ7千910人、このうち太子町の方は273人でございます。

次に、南河内圏域障がい児（者）歯科診療事業負担金29万9千806円は、南河内5市2町1村で障がい児（者）の歯科診療事業を共同運営しており、令和5年度の診療日数は50日で、受診者数は初診で20人、再診は686人で、このうち太子町の方は、再診で12人となっております。

一番下の富田林休日診療所運営負担金１７万９千３７１円は、本町及び富田林市、河南町、千早赤阪村で共同実施している休日診療所の負担金でございます。

なお、令和５年度の診療実績は、診療日数７３日、受診者は全体で３千８９人で、このうち太子町の方は１９９人となっております。

そのほか、各種団体への負担金・補助金等の支出でございます。

次に、市町村健康対策推進事業２３９万１千５９２円は、健康づくり推進会議や自殺予防対策関係の経費でございます。

１節報酬の２１万７千円は、健康づくり推進会議委員及び自殺対策計画委員に対する報酬でございます。

７節報償費の１１万６千８００円は、自殺予防に関連する報償費で、年６回のこころほぐしの会での臨床心理士によるこころの悩み相談に対する講師謝礼となっております。

また、１２節委託料の自殺対策計画策定業務委託料２０３万５千円は、計画期間を令和６年度から令和１０年度までの５年間とする第２期太子町いのち支える自殺対策計画の策定に係る業務委託料でございます。

保健センター維持管理事業６０２万２千９５５円。次の頁をお願いいたします。

これは、ガス代や電話料などのほか、清掃や設備保守等の保健センターの維持管理に係る経費でございます。

次に、狂犬病予防事業及び公害対策事業を飛ばしまして、過誤納還付事務事業８０万４千円は、いきいき健康課に係る前年度の事業費確定に伴う、国・府支出金等の精算に伴う償還金でございます。

次に、２目健康管理費、支出済額１億５千４９５万５千６３円。

なお、繰越明許費として翌年度に繰り越す２７９万１千円は、令和６年３月末をもって終了した公費による新型コロナウイルスワクチン接種費用の一部が令和６年度に入ってから請求になることなどに伴い、翌年度に繰り越すものでございます。

事業別区分の予防事業３千３１５万９千７４６円は、各種定期予防接種に係る経費でございます。

まず、１２節委託料３千１５８万９千７８１円は、予防接種法に基づく乳幼児等予防接種委託料２千２５４万２千３２３円。次の頁をお願いいたします。

６５歳以上の高齢者の方などを対象とするインフルエンザ予防接種委託料８８１万９千２２４円は、対象者２千３７８人に対する接種費用のほか、肺炎球菌予防接種委託料

１８万３千８２２円などでございます。

また、１８節負担金補助及び交付金１３１万９５９円は、任意の予防接種及び定期予防接種で、やむを得ない事情により、本町と委託契約を締結していない医療機関で受けた予防接種に対する助成費用で、対象者は、おたふくかぜワクチン接種者で１３３人、高齢者への肺炎球菌ワクチン接種者で５１人、風しん予防接種者で１１人などでございます。

次に、健康教育事業４６万３千９３４円は、マルシェ d e たいしでのミニ健康展やヘルシーライフ講座、血糖へらそう会の糖尿病学習会などの各種健康教室の開催に要する経費となっております。

次に、健康相談事業１４万５千８６０円は、健診の結果説明会等に係る経費や、毎年、年度当初に各ご家庭に配布いたしております保健センターの事業案内等に係る印刷代などとなっております。

次の健康診査事業１千６４６万７千８３５円は、各種がん検診や４０歳以上の方を対象とした特定健診時の追加項目の健診などに係る経費となっております。

このうち、１２節委託料の１千６０２万９千６３８円は、各種がん検診等の費用で、受診者数はそれぞれ、子宮頸がん検診６０１人、乳がん検診４１７人、胃がん検診３７７人、大腸がん検診４８１人、肺がん検診３２９人、また、特定健診の追加項目の健診７１８人、骨密度測定２５２人、成人歯科健診４１人でございます。

次の頁をお願いいたします。

集団健診事業３５１万１千４１３円は、毎年８月下旬に行っています、とくとか健診に係る経費でございます。

令和５年度は、新型コロナウイルス感染症が５類感染症に移行後、初めての開催となりましたが、感染対策には引き続き万全を期しつつ、例年と同じ規模で開催いたしました。

なお、開催日数は例年と同じく６日間で、受診者数は６８６人でございます。

次に、母子保健事業１千１９３万１千３８７円は、妊婦から出産後３歳６か月児までの妊婦健診及び乳幼児健診等に係る経費でございます。

７節報償費の１８３万５千８８０円は、赤ちゃん会、乳幼児健診、乳幼児訪問など、母子保健に係る医師、歯科医師等の報償費でございます。

また、１２節委託料の７９８万４千９２円のうち、妊婦健康診査等委託料５８７万６

千 8 2 4 円及び 1 8 節負担金補助及び交付金の健康診査費助成金 1 7 万 6 千 4 8 0 円は、妊婦の定期健診に係る費用で、1 人当たり公費負担限度額 1 4 回分の 1 1 万 6 千 8 4 0 円を上限額として委託または助成するもので、受診者 8 8 人、受診延べ回数は 6 9 9 回となっております。

1 2 節委託料に戻っていただきまして、乳幼児健康診査等委託料 8 3 万 8 千 9 2 0 円は、生後 1 か月から 3 歳 6 か月までの乳幼児の健診に係る経費でございます。

妊婦歯科健診委託料 1 1 万 5 千 8 3 0 円は、母子健康手帳の交付を受けた妊婦が出産するまでの間に歯科健診を受けていただくための経費で、受診実績は 1 5 人でございます。

1 7 節備品購入費 1 6 4 万 8 千 9 9 0 円は、子どもの弱視を早期に発見するため、3 歳 6 か月健診で行う視力検査に用いる屈折検査機器の購入費でございます。

1 8 節負担金補助及び交付金 1 8 万 9 千 3 8 0 円のうち、新生児聴覚検査助成金 1 万 2 千 9 0 0 円は、新生児の耳の聞こえの障がいを早期に発見し、早い段階で適切に支援することを目的に、検査費用に対し 5 千円を上限に助成するものでございます。

次に、健康マイレージ事業 1 1 3 万 4 千 5 4 6 円は、本町が実施しております健康マイレージ事業「たいしくんスマイル」に係る賞品代や啓発用チラシ、スタンプカード等の作成に要した経費でございます。

なお、令和 5 年の「たいしくんスマイル」の応募総数は前年に比べ 1 3 6 人増の 1 千 5 3 人となっております。また、協賛企業は 6 社増の 3 2 社、ポイントの寄付対象団体は 3 6 団体となっております。

次の頁をお願いいたします。

妊娠出産包括支援事業 8 6 8 万 5 千 1 8 6 円は、妊娠期から 1 歳半までの子育て期にわたる母子保健に関する総合的な相談支援を行うための経費で、1 2 節委託料 1 9 3 万 3 千 4 8 2 円は、妊産婦のケアのため、助産師を派遣する費用や育児サポート等のためにデイサービスやショートステイに係る費用のほか、電算機器・プログラム変更等委託料 9 9 万円は、妊娠届出時と出産届出時に母親等と面談を行った際に、それぞれ 5 万円を支給する出産・子育て応援交付金事業に係る電算システムの改修費用でございます。

また、1 7 節備品購入費 5 8 万 7 千 4 0 0 円は、出産・子育て応援交付金事業において、母親や養育者との面談環境を整えるために胎児モデルや幼児用体重計のほか、面談用の机や椅子、子ども用のベンチやマットなどを購入したものでございます。

さらに、１８節負担金補助及び交付金の出産・子育て応援交付金５９５万円は、妊娠届出時と出産届出時に支給する５万円の交付金で、令和５年度は、妊娠時６３人、出生時５６人の延べ１１９人に支給いたしております。

次に、後期高齢者事業２４９万８千６８７円は、７５歳以上の高齢者に対する介護予防と保健事業の一体的取組に要する経費となっております。

１節報酬１４４万５千８５０円のほか、３節職員手当等２９万１千１６８円、４節共済費２８万３千９１０円などは、事業実施に必要な看護師等の雇用に要する経費となっております。

また、需用費３０万１８５円は、事業に必要な消耗品などの購入経費などとなっております。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業７千６９５万６千４６９円は、春と秋に実施した集団接種に要した費用を中心に、令和５年度に新型コロナウイルスワクチンの接種に要した費用となっております。

１節報酬６０８万１千６１０円は、コールセンターのオペレーターや事務補助として雇用いたしております会計年度任用職員に対する報酬となっております。

３節職員手当等１９７万６千９４０円は、町立万葉ホールでの集団接種会場の運営に当たった職員に対する時間外勤務手当や、次の頁をお願いいたします。

会計年度任用職員に対する期末手当となっております。

１２節委託料４千７６万５千４０７円は、住民の予防接種履歴等を管理しております健康管理システムに係る接種回数の増加への対応のための電算機器・プログラム変更委託料２４７万５千円や、集団接種の際の役場駐車場整理業務委託料９８万２千６７４円のほか、他市町村でワクチン接種を受けた際の国保連合会を通じた接種費用の支払いに係る事務委託料２９万４千円、本町住民への新型コロナワクチンの接種費用として医療機関に支払う予防接種委託料３千万３千３９１円、集団接種会場内でのスタッフの配置などワクチン接種会場運営業務委託料５３７万５千９２０円、接種券送付直後のコールセンター業務増加への対応のためのコールセンター業務委託料６８万６８０円などとなっております。

なお、令和５年５月から６月にかけて、６５歳以上の高齢者や基礎疾患を有する方などを対象とした春開始接種において、町立万葉ホールで実施した集団接種の接種者数は２千４８２人、１０月から１１月にかけて行った秋開始接種は３千４１９人となっております。

ります。

13節使用料及び賃借料140万9千540円は、本町が実施する集団接種等の予約システムに係る経費として、ソフトウェア使用料132万円などでございます。

また、18節負担金補助及び交付金16万7千680円は、集団接種会場までの介護タクシーや路線バス等の運賃無料化に係る補助金でございます。

22節償還金利子及び割引料の償還金2千372万738円は、令和4年度に実施した新型コロナワクチン接種に係る事業費の確定に伴う国庫への償還金でございます。

恐れ入ります、少し頁を飛んでいただきまして、166、167頁をお願いいたします。

9款教育費、5項幼稚園費、1目幼稚園費。

事業別区分の預かり保育事業（子育て支援課）の18節負担金補助及び交付金の子育てのための施設等利用給付費38万5千500円は、幼児教育・保育の無償化に伴い、町立幼稚園の預かり保育を利用された場合の自己負担分に対する給付で、園児延べ114名分でございます。

次に、私立幼稚園等助成事業4千64万2千440円は、町内私立幼稚園及び町内在住者に対する幼稚園教育の振興と幼児教育における保護者負担の軽減を図るための事業に伴う経費で、18節負担金補助及び交付金の施設型給付負担金3千583万9千330円は、園運営の健全化を図るための助成で園児52人分。

また、一時預かり事業（幼稚園型）負担金の366万7千円は、やわらぎ幼稚園等に対する助成で、対象児童1日平均で31人分。

子育てのための施設等利用給付費の110万4千910円は、子ども・子育て新制度に移行していない私立幼稚園を利用された保護者に対する給付で、園児6人分でございます。

歳出につきましては、以上でございます。

続きまして、歳入でございます。

24、25頁をお願いいたします。

13款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金、収入済額3千327万2千826円。

1節社会福祉費負担金、収入済額762万6千856円は、未熟児養育医療給付事業に係る自己負担分である未熟児養育医療費負担金4千円と、南河内府民センター内に共

同設置している広域福祉課業務を行う本町職員１名分に対する人件費負担金７６２万２千８５６円でございます。

次に、２節老人福祉費負担金については、令和５年度の収入はございませんでした。

３節児童福祉費負担金、収入済額２千５６４万５千９７０円は、保育所入所に伴う利用者負担金で、延べ８７５人分の保育料収入でございます。

次に、１４款使用料及び手数料、１項使用料、次の頁をお願いいたします。

２目民生使用料、収入済額９８８万８千２７０円。

１節放課後児童会使用料の収入済額９５１万３千３５０円は、磯長・山田両教室の児童１７９人分の使用料収入でございます。

２節福祉センター使用料、収入済額３７万３千１２３円は、つばき作業所及び総合福祉センター敷地内にある関電電柱に係る行政財産使用料でございます。

３節多目的交流広場使用料１千７９７円は、広場内に設置しております飲料水の自動販売機１台に係る使用料でございます。

次の頁をお願いいたします。

２項手数料、２目民生手数料、収入済額５２４万３千１５５円。

１節介護予防支援手数料、収入済額５０２万３千１５５円は、介護予防プラン及び介護予防ケアマネジメントの作成に伴う手数料でございます。

２節事業所指定等手数料、収入済額２２万円は、通所や居宅等の介護サービス事業所の指定に係る１８件分の手数料でございます。

続いて、１５款国庫支出金、１項国庫負担金、１目民生費国庫負担金、収入済額５億４千６８万３千１４１円。

１節社会福祉費負担金、収入済額１億９千２８４万１８２円は、主に更生医療や未熟児養育医療給付費のほか、国保特会への繰出金に対する保険基盤安定負担金や介護給付・訓練等給付費、介護特会への繰出金に対する低所得者保険料軽減負担金などで、負担割合はいずれも事業費の２分の１となっております。

次の頁をお願いいたします。

２節児童福祉費負担金、収入済額３億４千７８４万２千９５９円は、保育所入所委託費負担金１億５千３３８万６千４５０円及び児童手当負担金１億１千６９５万５千６６６円、並びに障がい児通所事業給付費負担金７千７５０万８４３円で、負担割合は、保育所入所委託費負担金と障がい児通所事業給付費負担金は２分の１、児童手当負担金は、

児童手当費総額の約70%が国庫負担分となっております。

2目教育費国庫負担金、1節教育振興費負担金、収入済額1千624万2千376円は、認定こども園の運営費及び未移行園等利用給付費に対する国庫負担金となっております。

次に、4目衛生費国庫負担金、1節保健衛生費負担金、収入済額3千393万8千730円は、新型コロナウイルスのワクチン接種に要する経費のうち、医療機関等に支払う予防接種委託料に対する国庫負担金でございます。

次に、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、収入済額6千304万3千円。

1節社会福祉費補助金、収入済額3千122万7千円は、障がい者の自立支援に対する地域生活支援事業費等補助金493万7千円や、障がい者総合支援事業費補助金94万円のほか、社会福祉総務費や障がい福祉費などの各費目で支出された重層的支援体制整備事業に対する交付金2千535万円となっております。

2節児童福祉費補助金、収入済額3千181万6千円のうち、児童虐待・DV対策等総合支援事業補助金の359万3千円は、児童虐待防止事業に対する補助金で、補助率は2分の1。

地域子ども・子育て支援事業交付金1千629万4千円は、放課後児童会事業等に対する補助金となっております。

保育対策総合支援事業費補助金120万円は、松の木・やわらぎ両保育園への保育体制強化事業に対するもので、補助率は2分の1となっております。

このほか、物価高騰の影響を受ける低所得の子育て世帯に対し、子ども1人当たり5万円を支給する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業の給付金及び事務費に対する補助金でございます。

次に、3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金、収入済額3千710万2千円。このうち、疾病予防対策事業費等補助金33万1千円は、各種がん検診の受診勧奨費用及び第5期風しん予防接種に係る抗体検査等の費用に対する補助金でございます。

妊娠出産包括支援事業補助金75万9千円は、妊産婦のケアやサポートのための訪問相談、デイサービスやショートステイ等の事業に対する補助金でございます。

次の頁をお願いいたします。

一番上の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金2千800万6千円は、新型コロナウイルスワクチンの接種予約や各種お問合せに対応するためのコールセ

センターの設置に係る経費のほか、接種券の作成や集団接種会場の運営に要する経費などに対する補助金でございます。

さらに、出産・子育て応援交付金 7 2 9 万 1 千円は、令和 5 年 2 月から事業を開始しております、妊婦期から出産・子育てに至るまで面談等を通じて様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援と、経済的な負担軽減を図る目的で妊娠届出時と出産届出時にそれぞれ 5 万円を支給する出産・子育て応援ギフトの実施に対する交付金のほか、母子保健対策強化事業補助金 7 1 万 5 千円は、令和 5 年度に購入いたしました、視力検査のための屈折検査機器の購入に対する補助金でございます。

次に、3 項国庫委託金、2 目民生費国庫委託金、収入済額 3 7 6 万 4 千 2 0 3 円のうち、1 節社会福祉費委託金、収入済額 3 6 8 万 6 千 9 4 9 円は、国民年金事務に対する委託金でございます。

2 節児童福祉費委託金、収入済額 7 万 7 千 2 5 4 円は、特別児童扶養手当の支給事務に対する委託金でございます。

1 6 款府支出金、1 項府負担金、1 目民生費府負担金、収入済額 3 億 5 0 4 万 6 千 8 1 3 円のうち、1 節社会福祉費負担金、収入済額 1 億 7 千 4 6 5 万 6 千 5 4 7 円は、主に国民健康保険及び後期高齢者医療の保険基盤安定制度に係る保険料軽減分と保険者支援分に対する負担金で、負担割合は保険料軽減分の 4 分の 3、保険者支援分の 4 分の 1 が、それぞれ府の負担分となっております。

次の頁をお願いいたします。

このほか、更生医療や障がい者の自立支援制度に係る介護給付・訓練等給付費などに対する負担金となっており、負担割合はいずれも事業費の 4 分の 1 でございます。

次に、2 節児童福祉費負担金、収入済額 1 億 3 千 3 9 万 2 6 6 円のうち、保育所入所委託費負担金 6 千 5 6 8 万 1 0 8 円は、保育所の運営費に対するもので、負担割合は 4 分の 1。また、児童手当負担金 2 千 6 3 0 万 2 千 8 3 2 円は、児童手当費総額の約 1 5 % が府負担分となっております。

障がい児通所事業給付費負担金 3 千 8 4 0 万 7 千 3 2 6 円は、児童発達支援や放課後デイサービス等を利用した際の給付費に対する負担金で、負担割合は 4 分の 1 でございます。

2 目教育費負担金、1 節教育振興費負担金、収入済額 1 千 2 4 3 万 3 千 3 3 2 円は、認定こども園の運営費及び未移行園等利用給付費に対する府負担金でございます。

次に、2項府補助金、2目民生費府補助金、収入済額1億750万3千213円のうち、1節社会福祉費補助金、収入済額3千292万6千732円の主なものでございますが、社会福祉費補助金の備考欄の中ほどにあります地域生活支援事業費等補助金246万8千円は、障がい者の自立支援事業に対する補助金。また、その3つ下の地域福祉・高齢者福祉交付金1千479万6千円は、社会福祉一般事業、地域福祉コーディネーター配置事業などが補助の対象事業となっております。

次に、その下の重層的支援体制整備事業交付金1千261万5千円は、令和4年度から重層的支援体制整備事業に移行している各種相談事業に対する交付金でございます。

さらに、その2つ下の移譲事務交付金241万7千541円は、主に身体障害者手帳の交付等に伴う権限移譲に係る事務交付金でございます。

2節福祉医療費補助金、収入済額2千万4千873円は、重度障がい者医療及びひとり親家庭医療並びに子ども医療のうち、就学前の乳幼児の公費負担事業費に対するもので、補助率はそれぞれの医療費助成事業に対して2分の1となっております。

次の頁をお願いいたします。

3節児童福祉費補助金、収入済額5千457万1千608円のうち、地域子ども・子育て支援事業交付金1千363万9千円は、延長保育事業、放課後児童健全育成事業等に対するもので、補助率は3分の1。

また、新子育て支援交付金の3千857万5千608円は、太子町子ども・子育て支援事業計画に基づく子育て事業及び少子化対策事業に対するもののほか、優先配分枠及び成果配分枠として交付されたものでございます。

保育対策総合支援事業補助金60万円は、やわらぎ保育園、松の木保育園への保育体制強化事業補助金に対するもので、補助率は4分の1でございます。

さらに、児童福祉費補助金の備考欄の一番下にあります安心こども基金事業補助金155万7千円は、児童家庭相談システム端末等の増設に要した費用に対するものでございます。

3目衛生費府補助金、収入済額575万9千900円の1節保健衛生費補助金、収入済額568万円のうち、健康増進事業費補助金212万4千円は、健康教育、健康相談、訪問事業等の健康増進事業に対するもので、補助率は3分の2でございます。

自殺対策緊急強化事業補助金109万9千円は、令和5年度に策定いたしました第2期太子町のち支える自殺対策計画の策定経費などに対するものでございます。

また、出産・子育て応援交付金 110 万円は、妊婦や子育て家庭に対する伴走型相談支援や各種サービス利用に対する経済的負担軽減のため、妊娠届出時と出産届出時のそれぞれに 5 万円を支給する出産・子育て応援ギフトに対する交付金で、対象事業費の 6 分の 1 が府負担分となっております。

さらに、大阪府屈折検査導入支援対策交付金 30 万円は、子どもの弱視を早期に発見するために令和 5 年度に購入いたしました屈折検査機器の整備費用に対するものでございます。

次の頁をお願いいたします。

3 項府委託金、2 目民生費府委託金、1 節社会福祉費委託金、収入済額 7 千 1 5 0 円は、40 歳から 64 歳の生活保護受給者に対する要介護認定調査に対する府委託金でございます。

次の頁をお願いいたします。

19 款繰入金、2 項特別会計繰入金、1 目介護保険特別会計繰入金、1 節介護保険特別会計繰入金、収入済額 7 2 9 万 2 千 2 6 0 円は、重層的支援体制整備事業に対する財源として、介護保険特別会計から繰り入れたものでございます。

また、2 目国民健康保険特別会計繰入金、1 節国民健康保険特別会計繰入金、収入済額 4 1 1 万 1 千 3 6 7 円は、一般会計予算で、いきいき健康課が実施している国民健康保険被保険者に対する各種健康増進事業の財源として、国民健康保険特別会計から繰り入れたものでございます。

次の頁をお願いいたします。

21 款諸収入、3 項受託事業収入、1 目衛生費受託事業収入、1 節高齢者保健事業収入、収入済額 9 8 8 万 8 千 4 6 1 円は、高齢者の介護予防と保健事業を一体的に実施する後期高齢者事業に対する後期高齢者医療広域連合からの受託事業費交付金でございます。

4 項雑入、1 目雑入、2 節雑入でございますが、健康福祉部が所管するものとしたしましては、43 頁の備考欄の下から 4 つ目にあります健康教育参加負担金 3 千 2 0 0 円は、保健センターで行いました調理実習の負担金。

その下の笑顔いっぱいプロジェクト参加負担金 2 万 2 千円は、わくわく農園等の参加者負担金で、1 世帯当たり 5 0 0 円を徴収し、延べ 44 世帯分で、苗や肥料などの購入に充てております。

次に、その下の総合福祉センター太陽光発電売電料 1 千 7 2 円は、関西電力の電気買取り料。

次の頁をお願いいたします。

4 5 頁の雑入の備考欄の中ほどにあります後期高齢と福祉医療との高額療養費調整額返還金 7 4 万 2 千 4 5 円は、後期高齢者医療の高額療養費と重度障がい者医療費助成との調整に伴う広域連合からの返還金でございます。

さらに、1 つ飛ばしまして、後期高齢者医療定率負担金返還金 6 9 万 8 千 8 8 8 円は、令和 4 年度分の後期高齢者医療定率負担金の精算に伴う広域連合からの返還金でございます。

その下の診療報酬に係る返還金 1 3 万 4 2 0 円は、ひとり親家庭医療費助成事業の資格喪失後受診に伴う返還金でございます。

更にその下の南河内広域行政共同処理事業負担金返還金 5 6 万 7 千 4 2 円は、南河内府民センター内に 6 市町村で共同設置いたしております広域福祉課に係る令和 4 年度負担金の精算に伴う返還金でございます。

1 つ飛ばしまして、新型コロナウイルスワクチン予防接種費用 4 2 万 3 千 9 4 0 円は、本町の万葉ホールで実施いたしました集団接種でワクチン接種を受けた他市町村の住民分でございます。

次に、1 つ飛ばしまして、電気代（多目的交流広場）1 万 3 千 8 2 1 円は、葉室グラウンドゴルフ場に設置してある飲料の自動販売機に係る電気代でございます。

健康福祉部所管の歳入・歳出に係る説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○森田委員長 ただいま、健康福祉部関係の歳入・歳出について説明がありました。

ここで暫時休憩いたします。再開は 4 時 1 0 分をお願いいたします。

午後 4 時 0 0 分 休 憩

午後 4 時 1 0 分 再 開

○森田委員長 それでは、再開いたします。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○辻本委員 頁数は 8 7 頁、心身障がい者（児）事業に関して質問させていただきますが、

身体障がい者手帳診断料助成金という形で２９名の方が助成を申請されたと思うんですが、まずは年齢というのは、「児」と書いていますけど、幾らの方が対象だったんでしょうか。

○辻本福祉介護課長 ご質問の支出に関しましては、こちらの事業、年齢のほうは定めておりません、制限がございませんので、子どもから大人まで、おじいちゃん、おばあちゃんまでということになっております。

○辻本委員 そしたら、１級、２級という手帳がありますけれども、限度額はどれぐらいずつだったんでしょうか。

○辻本福祉介護課長 こちら、手帳の診断料助成につきましては、等級区分関係なく、診断料は病院によって若干異なりますので、そういったところで一律幾らという定めはございませんが、かかってくる分ということになっております。

○辻本委員 それと、もう一つ、申し訳ないんですけども、１１５頁、集団健診事業、とくとく健診ですが、いろいろと住民の皆さんの健康のためにがん検診を、太子町は素晴らしい取組をやっていただいているんですが、もう一歩進んだところで、もしいけるものであったらという形なんですけど、今後、今のがん検診プラス、ピロリ菌等の検診等がそこに入ることはないんでしょうか。

○田村いきいき健康課長 現在、がん検診は自治体で実施している対策型検診を行っております。本町でも実施しております対策型検診は、対象集団におけるがん死亡率の減少を目的としておりまして、実際、本町で実施しております胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮がんの５つのがんにつきましては検診の有効性が確立されておりますが、ピロリ菌等の検診については有効性の確立がまだ確定、定まっていない状態でありますので、今後も国の対策型がん検診における在り方と府内市町村の動向を見ていきたいと思っております。

○辻本委員 ありがとうございます。

○森田委員長 ほかにございませんか。

○斧田委員 ８３頁のほうの民生委員のことで、説明のほうで定員２９名に対して２９名、主任児童委員が２名に対して２名ということで、素晴らしい結果になっているということなんですけれども、中々、定年的な位置づけというんですか、民生委員さん、あると思うんですけど、そこら辺はどのような状況なんですか。

○辻本福祉介護課長 民生委員の定年と今後の成り手の部分で回答させていただきます。

まず、民生委員の定年につきましては、一応75歳という年齢で線引きがございますが、こちらにつきましては、全国的に、来年度がちょうど改選の年になっておりまして、民生委員確保のために負担軽減を図りながら、そういった要件もどう設定していこうかというのが、今、話し合われている最中でございます。本町におきましても、今の定年年齢に近い現役の民生委員さんの方が複数名いらっしゃいますので、今後の国から出てくる指針なりを見ながら、次期改選に向けてぼちぼち選定作業のほうというところ、定数の見直しも含めて、行ってまいりたいと考えております。

○斧田委員 欠員が出ていないという本当にすばらしい状態で、頑張っていると思うんですけども、先ほど聞きましたように、地元でのいろんな情報とかも含めて、こういう欠員になっていない状態というのをこれからも頑張っていたいただけたらと思います。

続いて、85頁以降5か所ぐらいある重層的支援体制整備事業について、ちょっとまた質問のほうをさせてもらえたらと思っております。これにつきましては、役場だけでなく社協ともかなり協力的な関係でやられていて、連携を取っていくというふうなことで、社会的な支援が必要な人であったりとか、障がい者であったりとか、高齢者であったりとか、いろんな形での連携というのをやられているんですけど、普段の活動というんですか、情報交換であったりとか、こういう重層的支援体制をつくるために取り組んでいる内容について教えていただけたらと思います。

○辻本福祉介護課長 本町の重層的支援体制整備事業に対する取組なんですけれども、まず、関係課で申し上げますと、私のところ福祉介護課、あと、地域包括支援センター、子育て支援課といったところが主になってまいります。また、ケースによりましては教育委員会等にちょっと入っていただくような場合も考えられます。あと、外部のほうが社会福祉協議会、また庁内の他機関ですね。それぞれ障がいであったりとか、介護であったりとかいう機関もございますので、庁内のそういった関係施設が一丸となってというようなところでの取組になっておりますが、普段といいますか、ご質問の取組につきましては、まず、ちょっと気にしているというか、それぞれあるんですけど、まず適切なところに相談者をつなぐというのをそれぞれの課、機関が意識しておりまして、場合によっては、もちろん関係機関が集まってケースの会議をするといったようなこともやっております。ですので、取りこぼさないということをモットーに、関係機関がお互いに情報を共有しながら取り組んでおります。

以上です。

○斧田委員 ありがとうございます。教育委員会のほうが、こういう補助金の充てというふうな部分でも予算的にはあまり見えなかったんですけども、そこら辺はどんなのかなというのを説明のほうもしていただきまして、ありがとうございます。年々というんですか、これを重ねてきている中で、やっぱりこれからそういう連携というんですか、できるだけ早くケースを発見する、そして、そのケースを相談する機関につないでいくというふうなご説明をいただきまして、これからもそういうふうなことで、いろんな命というんですか、ちゃんとつないでいけるような形で取り組んでいただけたらと思います。

それと続きまして、８７頁のほうをお願いしたいと思います。障がい者の自立支援給付等事業につきましてなんですけれども、イメージとして、この事業、毎年ずっとすごく需要が伸びてきていたんじゃないかなというふうに思っています。ここら辺のほうについての内容ですけれども、対象となる人数のほうが増えてきているのか、それともサービスをいわば厚くするためというんですか、そこら辺が進んできているのか、中身について教えてもらえたらと思います。

○辻本福祉介護課長 こちらの給付事業につきましては、そもそも給付単価が伸びておるというような状況がございます。また、対象者のほうも、特に精神障がいの方が本町ではちょっと増加傾向にあるというようなことも若干影響しておるのかなというふうに思っております。ちなみに、こちらの給付事業の主なサービス区分といいますか、そういったものを簡単にちょっとご紹介させていただきますと、例えば生活介護であったりとか、あと、居宅介護、あとは就労継続支援、あともう一つ挙げますと共同生活援助、こちら、最近といいますか、このところよく耳にされるグループホームと言われるやつですね。町内にも町外にも比較的最近ちょっと増えてきているのかなというふうに思っておりますが、そういったところのサービスを積極的にご利用になられているというようなところも、この決算に表れているのかなというふうに考えております。

以上です。

○斧田委員 ありがとうございます。

続きまして、１０３頁のほうをお願いしたいと思います。児童虐待防止事業についてなんですけれども、市町村の窓口というんですか、の役割というのが非常に厳しくというんですか、重要になってきているというんですか、これまででしたら、太子町の場合

でしたら富田林市の子ども家庭センターのほうに、ある程度こういうふうな業務が行っていたのが、市町村のほうでやらないといけないというふうに内容が膨らんできているんじゃないかなと思うんですけど、そこら辺はいかがでしょうか。

○胡麻子育て支援課長 虐待対応についての相談窓口、ないしは子ども家庭センターとの関係性ということでのご質問かと思います。そうですね。子ども家庭センターというのが、児童福祉法の改正によって各市町村に設置する義務ということが課せられています。その内容としまして、今まで市町村でやっておりました児童福祉の分野と母子保健の分野が一緒になって、1つ虐待予防に対しても連携して取り組んでいきなさいということで、その設置のほうが進められているところですが、その中でやはり、大阪府が対応しております虐待に対して、中々、軽度のものから重度のものまでであるということで、数をこなすことが難しい部分は市町村でやっていくようにというような趣旨も入っているのかなというふうに思います。中で、大阪府のほうで、ある程度対応されて、支援の見守りになった分については事案送致というようなことで市町村に下りてくる場合もあります。逆に市町村のほうから重度の場合は大阪府に事例のほうを提供するという場合もありまして、そういう関係性の中で、より市町村のほうの対応も難しくなってくるのかなというふうに思っております。

以上です。

○斧田委員 ありがとうございます。地元というんですか、子どもたちの命を守らないというふうな部分では非常に大変な仕事だと思うんですけど、ちなみになんですけれども、こういう虐待件数というんですか、太子町のほうで報告されている件数なんですけど、この3年ぐらいの推移はわかりますでしょうか。

○胡麻子育て支援課長 虐待の件数を報告させていただきます。この3年間ばかりということではいいですと、令和3年ですと72件の要対協台帳への登録ということでありました。令和4年、74件となっております。令和5年については55件になっていますが、これは要保護児童といいまして、台帳登録には要保護児童と要支援児童という2種類あります。より重度の子どもさんたちを要保護児童で登録させていただいております。数字的には要保護児童は少なくはなってきていまして、その内訳で重症度においても、令和4年、重症度が高い重度の方の場合、16人おられたんですけども、令和5年で4人、今、令和6年、直近の数字では0人ということで推移はしております。

以上です。

○斧田委員 ありがとうございます。私のほうからは以上です。

○森田委員長 ほかに。どなたか。

○西田委員 では、ちょっと保育のほうでお尋ねします。町長の主要施策の決算報告の挨拶ありましたけれども、私はやっぱり子育て支援に力を入れているという意味では、それは本当に子育て支援を頑張っている太子町だなと思っているんです。そんな中で保育の無償化を目指して、段階的ですけども、ゆくゆくは保育料を0円にしようというのが町長の公約でもあるし、今期にはそれが実現するのかなと思っているんですけども。では、太子町はすばらしい、保育が無料だと思って、いっぱい来てくださったらいいと思うんですけど、さあ、来たときにどうなるんだということが心配なので、ちょっとお尋ねするんですけど、今、太子町ってずっと、保育園、待機児童がいてないいい町ですよと言われていたんですが、今もやっぱり待機児はいないんでしょうか。

○胡麻子育て支援課長 保育園の待機児についての質問ということでお答えさせていただきますけれども、現在、太子町には私立の保育園が2園あります。両園を合わせて定員が0歳児で16人、1歳児で32人、2歳児で37人、3歳児で40人、4歳児で30人、5歳児で35人ということで計190人の定員を保育園のほうは用意していただいています。ただ、入園希望の子どもの年齢や定員管理はとても流動的でありまして、保育士の配置体制や入園している子どもの状況等によって、その定員というのは保育園が決めているところです。

今現在、9月入所を希望されている状況で申しますと、0歳児が4人、2歳児が1名、入園申込みされておりますが、一旦保留という状況になっております。それぞれのご家庭のご事情を担当の者がお聞きしながら、可能な限り保育園と連携を取り合って入園の受入れをお願いしているところでございますが、保育園の事情をお伺いする中では、年度途中としますと、どうしても保育士の異動等により、ご希望に沿った入園を受け入れることができないという場合が見受けられております。ですので、年度当初については、それぞれの年齢で入園希望をお待たせすることなく全員入園していただいているのは、ここ数年続いておりますので、年度途中についての状況の改善というところには、保育園とまた連携を取って取り組んでいきたいとは思っています。

○西田委員 だから、全員入園しようと思ったら中々難しくて、3月生まれの子どもは、本当に3月なんて入れないみたいなのところもあるし、途中、1歳とかだったら4月からいけるかなというような感じに聞こえたんですけども、いや、1歳で3月に入れなくて、

有給を使って何とか4月にと考えた人も入れないで、結局仕事を辞めざるを得なかったりとか、太子町に来てくださいということで50万円の近居・同居のがあるから来たんですけど、それはだからうちの娘なんだけど、家ができるのは「この月に」と言えないぐらいに、今、資材の高騰もあつたりとかして流動的で、結局2月にこっちに来ることになって、いや、それだったら4月にしてくれと言っても、そういうのは受渡しで、ローンが始まったら賃貸と2つを払えなかった。2月に来たら、やっぱり入れない。共稼ぎしていて。前の保育園へ行けていたらいいけれども、やっぱり違うところに移ったら駄目ですということで、結局それでも3月の途中で入れたんだったかな。1か月ぐらいは、じいちゃん、ばあちゃんを渡し歩き、有給消化でやってきたという意味では、「来てね、来てね」で、無料だから本当に来ますよ、選んで。というときに入れなかったら、ちょっと問題あるじゃないですか。ですから、うちは私立の保育園なので町がどこまでできるか分かりませんが、既に年度途中の入所が難しいというのをどう解決できるのかなというのは少し考えていただきたいと思うので、よろしくお願いします。

だから、私はこの仕事をするまで専業主婦であって、町立だったんだけど、今、本当に専業主婦でやっていける若い方が減っていて、それだけじゃなくて、仕事にやりがいもあるから働いている方、多いじゃないですか。そんな中で町立幼稚園が今説明してくださった預かり保育をしているんですけども、これ、どれぐらいの利用があるんですか。幼稚園に入れているお母さんって、おうちにいるから、基本子どもと接したいという方が多かったような気がするんですが、預かり保育を短いパートとかに行っているのに利用している人とかもいるんですか。

○胡麻子育て支援課長 町立幼稚園の預かり保育事業については、子育て支援課のほうで補助のほうをさせていただいておりますので、子育て支援課で回答させていただきますが、今現在、入園者が31名、そのうち預かり保育をしておられる新2号と認定される子どもさんなんですけれども、この方の場合は一応条件として、やはりお仕事をしているという条件があつて新2号にはなるんですけども、その預かり保育の方が7名おられるというふうに聞いております。ただ、町立幼稚園に預けておられる方については、家庭保育が全てできるという方ばかりではやはりないということで、ただ、時間に融通が利くご家庭が多いのかなということで、ご希望のときにお預かりさせていただくというような形にはなっております。

以上です。

○西田委員 本当に働くお母さんが増えていて、中々子どもさんたちも保育園で。でも、また集団の生活ができるというのもいいので、それはそれでいいんですけど、入りたくても入れない状況を何とかしてほしいなと思うんです。また、働くお母さんのシングルの方なんかはトリプルワークしても大変という中で、101頁やったっけ、病児保育事業補助金は出ていますけれども、これ、2園とも何とかしたいということだったんですが、今どこがやっているんですか。

○胡麻子育て支援課長 病児保育事業についてですけれども、病児保育には3種類の病児保育がありまして、1つは病児対応型、病後児対応型と言われるもので、地域の子どもさんが病院や保育所等の専用スペースを利用される、一時的に看護師等に見ていただくというのが1つ、病児保育がありますが、2つ目が体調不良時対応型の病児保育ということで、保育中、今でいうと松の木保育園に通っている時間帯にお熱が上がってきたと、そういう方については、保護者の方がお迎えに来られるまでの間、一定時間、看護師の下で迎えを待つという、そういう体調不良時対応型という病児保育を松の木保育園で今、実際にやっていただいております。2園でというところなんですけれども、やわらぎ保育園に関しましては、看護師等の雇用が中々難しいということで、今、実際には実施されていないところではあります。

以上です。

○西田委員 朝からもう熱が出ていて、でも仕事を休めないというときに預かってくれる病児保育があれば一番いいなと思いますので。それを太子町でやれと言われると中々大変だから、富田林市だったら富田林病院でやっているとか、980円しかなくて、ちょっと残念な話なんだけど、一時預かり利用支援事業補助金も出たけれども、中々すぐ使えないというのもあるのかなと思うんですが。うちでできなかつたら、いや、絶対に最後にはうちでしてもらいたいんですけど、よそを借りるというのもあると思うので、病児保育のそういうよそに働きかけもあるし。体調不良というのは、わーいといって、そしたら仕事が終わるまで預けて、途中で熱を出したらいけるのかなと思ったら、猶予が少しでただけで、連絡が入ったらやっぱり迎えに帰らなあかん病児保育事業って、どれだけ働くお父さん、お母さんに役立っているのかなとも思いますので、ずっと預かれるほうに進みつつ、この病児保育事業、補助金は出すんですから、両園でできたほうがいいので、その働きかけもお願いしたいし、お金が一番関わっているんだったら、太子町として何ができるのかなというのをもた考えていただきたいと思います。

この一時預かり利用支援事業、補助金が出てありがたいという話だったんですが、予算で86万4千円がついていて980円だったら1回使われたのかなだけれども、1つこれの利用が少ないというのは、元気なお子さんとか、お母さんが急に入院するとか、そういうことがなくてよかったねという話なんだけれども、啓発が足りないとかいうことではないですか。

○胡麻子育て支援課長 一時預かり利用支援事業補助金ということで、この事業については、太子町のほうがまだ一時預かりの整備がちょっとできていないというところで、他市町村の一時預かり事業所を利用していただきまして、その際に、例えば河南町の事業所を利用した場合、河南町民さんだったら幾ら、太子町さん、町外から利用されると、それに割増しを幾ら足してという金額設定になっております。その割増分について、こちらのほうで補助をさせていただくという形にはしているんですけれども、対象者というのが、やはり保育園、幼稚園に通っておられない0歳児、1歳児、2歳児の方が多くなるかなと思っております。ですので、その対象児がよく集まります保健センターでの事業でチラシを配布していただきましたり、こちらの子育て支援課で行っている事業で配布させていただいたり、広報はもちろん、ホームページももちろんというところではあるんですけれども、対象者に届くところではチラシの配布をさせていただいております。

予算額に対してやはり執行実績が少ないというのは、確かに大きな開きがあるかと思えます。1つの要因としまして、今回予算化する際に、委員もおっしゃられたように、突然病院に入院しなきゃいけなくなったとか、長期の利用を見込んで2人分、長期利用をされる方だとか、保育所入所をちょっと待たないといけないような方が使っただけならばというような形で数を出したもので、かなりの予算額になりました。蓋を開けてみればというところで、今回、去年が初めての事業だったんですけれども、案内させていただいている4施設のうち、2施設は割増し料金を取られるんですけれども、あとの2施設が割増し料金を取らずして一般利用の金額で利用をさせてもらっているものですから、その分が実績額には出なかったというところもあります。

○西田委員 ありがとうございます。子育て支援に頑張るというのを掲げているので、した後のこともしっかり考えていただいて、待機児童がたくさん出て入れませんなんていうことにならないようにお願いしたいと思います。

そういう意味で、太子町子ども家庭センターというのが、先ほど斧田委員からもあり

ましたけれども、よく分からなくて、トータルに子どものことを考えるのか、しんどいお子さんのことだけを考えるのかがちょっと分からないんですけども、府のやっている子ども家庭センターの事業を太子町が引き継ぐというイメージなんですか。

○胡麻子育て支援課長 先ほどの説明が少しややこしかったかもしれません。子ども家庭センター自体は、妊娠期から18歳まで、ひいてはヤングケアラーとなりますと40歳にもなるかと思うんですけれども、子どもさんに対して切れ目なく支援をしていくというようなセンターにはなりますので、少し支援の必要な子どもさんなり保護者に対してだけではなく、一般の子どもの遊びの教室だとか、また、心理的な負担のある保護者だとか、子育ての一般的な教室をしたりだとかということで、特にこういう事業をここだけするというものではなく、広く事業を実施していくというところにはなります。

○西田委員 広く事業をするということで、場所が要るん違うんとか思ったりもするんだけれども、別に子育てだけじゃなくて、いろんなところとも連携していくかなと思うんですけれども、それで、では、どこでするんだろうと思ったら、保健センターなんかも思うんですけれども、ちょっとお尋ねしたい。いろんなところを改修もし、新しくもなり、庁舎も古くなったからということで今改修していますけれども、そういう中で次はどこだろうと思ったら、保健センターだ。違うの。という話もよく出ているじゃないですか。ちなみに、保健センターって建てて何年たつんですか。

○田村いきいき健康課長 昭和56年に建てているので、43年経っています。

○西田委員 だから次だねと思ったとき、施策を打ったら、その受皿ということを考えたときに、お隣の河南町は、最初からそう思っていたかどうか分かりませんが、「かなんぴあ」で子どもの遊ぶ場所が随分広くあって、河南町のお子さんはいいいねみたいなことを言われたりするぐらいなんですけれども、太子町として、ここで答えられる話じゃないと思いますから要望だけしておきますけれども、子育ての施策を打つのに、場所も必要だと思ったときに、広く保健センター、ここをどうしていくんねんということも、中の細かなことじゃなくて、そういうこともいろいろ訴えてもらって、そういうのを財政にちゃんと言わなあかんだろうし、トータルで見えていただけたらなと思いますので、よろしくお願いします。

○森田委員長 ほかにございませんか。

○村井委員 決算書にも出てこないことだと思うんですけど、以前にも質問したかと思うんですけど、今、毎週月曜日になったら、地域福祉の連携ということで協定を結んだ上

で、移動販売車が町内各所で高齢者とか買い物弱者の方と言われる方々のお買い物、もしくは地域コミュニティの再構築といったところで巡回してもらっている。実際にちょっと住民さん、お客さん、利用者さんからも、そういうところの声を私はいろいろ聞くんですけど、実際に役場担当課として、協定を結んでやってもらっている事業についての、例えば視察、利用者さん、住民さんの声を聞いたとか、そういうところのことをやっておられるのか。また、これから、例えば、今、第3期の地域福祉計画というのをやっておられると思うんですけど、次に第4期にもうすぐ、総計と一緒に変わってくるところなので、そういうPDCAサイクルを回していく中で、また新たに今から声を聞いて次の計画に反映していこうというふうなお考えがあるのか、ちょっと教えていただけないか。

○辻本福祉介護課長 そういった高齢者、移動困難な方に対して、そばまで行くよという、今回は買い物ですね、というようなところ、直接お声のほうも、私、聞ける範囲で、例えば福祉センターなんかにも立ち寄っておられたりとかするので、実際に買い物をしておられる人に声をかけて聞いたりとか、あと、移動するという部分だけは一緒なんですけど、こちらから出かけてリハビリですね、買い物リハというところも、先日、ちょっと私、同行させていただいて直接声を聞いたりとかいう部分もございます。また、おっしゃっているように、来年度ですか、地域福祉計画のほうにも当然そういったところも、高齢者に対する取組としてプラスになるようなところは、どんどん拡充していくというような方向性をもって計画に盛り込んでいければというふうには今のところ考えております。

○村井委員 1つ、これは福祉部局だけじゃなくて、例えば、この南河内でいったら地域公共交通の再編といったところで、やっぱりそういうところで、どうしても、今までは何とかバスが来ていたから行けていたところが、バスが来なくなったから買い物のところを逆にそういう移動販売車がカバーしてもらっているという自治体もありますし、そういうところ、私たちが小さいときに言われた行商的な、私のところの近所も来てもらっていますけど、地域のご婦人方が10名ぐらいですか、到着する20分も前からいろいろ井戸端会議が始まって、これはまさしく地域計画に書いているような目指すところの方向の1つなのかなと思いながら、いつも拝見させてもらっているんですけど。先ほど課長からご答弁いただいたように、次の地域計画、更新の時期に来ていますし、そろそろそういうふうな調査検証といったところの準備にも入らなあかんと思うので、また

実際に利用者さんの声とかを聞いていただけて次の計画に反映してもらいますようお願いしておきます。

○森田委員長 ほかに。

○建石委員 保育所等巡回支援児童個別支援事業について、ちょっと詳しく教えてほしいんですけど、巡回相談をされて、就学前児童と就学児童、それから個別指導等々のデータが出ているんですけど、もうちょっと詳しく、どんな資格を持っておられる方が、また、個別に家庭に行かれるのか、その辺のところをもうちょっと詳しく教えていただきたいんですが。

○胡麻子育て支援課長 巡回等個別相談支援事業ということで、太子町のほうでは、こちらのほうにかなり力を入れてさせていただいていますので、専門職とすれば臨床心理士を2名雇ってやっています。それと言語聴覚士、言葉を上手に出すにはどうすればいいかという言語聴覚士と作業療法士1名、保育士2名というようなことで、言語聴覚士と作業療法士は常時いるわけではないですけれども、その専門職が、就学する前については、健診のときに同伴したりだとか、あと、遊びの教室を集団で集めてさせていただいたり、あと、相談ということで大体半年に1回ほど予約をして相談事業をしたりだとかというのを就学前でやっております。

就学して小学校1年生に上がりますと、学校のほうに出向きまして、放課後の時間帯に個別に先生とも相談させていただいて、この子の発達のほうを少し支援いただきたいということで、保護者の同意も得た上で、放課後で教室をさせていただいたりだとか、あと、中学校もそういう形で行かせていただいたりということで、乳幼児の頃から小学校、中学校に上がるまで一貫してその子を見させていただいているというような状況があります。

以上です。

○建石委員 就学前児童が延べ76名となっているんですけれども、これは親御さんのほうからご依頼があって、こちらのほうで手配して日程を合わせて家庭に向かおうという理解をされているんですか。

○胡麻子育て支援課長 基本、保護者の方からの相談を受けて、窓口となって相談に対応するという形にはしておりますけれども、健診だとか、学校の先生からも少し学習面でどういうふうにこの子に教えたらいいかなだとか、お友達関連のトラブルがあるので、どういうふうにこの子への声かけをしたらいいかなというので、保護者に一旦はご相談

された上で学校の先生からもこちらの子育て支援課のほうに相談が入るというふうにはなっております。

○森田委員長 ほかにございませんか。

○西田委員 だんだん社協がいろいろやってくださるようになって、分かりやすくは総合福祉センターを委託しているんだけど、いろんなところに「社協です」と言わずにちりばめられているじゃないですか。結局今、社協が、うちが委託しているだけでもどれぐらいの事業をやって、どれぐらいの金額、また、そこに人がどれぐらいいつているのかなと思うんですけど、分かりますか。

○辻本福祉介護課長 社協関係でございますが、全て網羅できているかといいますとあれなんですけれども、ちなみに、現在、社会福祉協議会のほう、職員のほうが常勤で11名、うち5名は嘱託と聞いております。あと、アルバイト職員が5名というような職員の構成になっております。

うちの委託事業を申し上げますと、まず、福祉介護課所管の事務になりますけれども、委託料を合計しまして約3千800万円。先ほど申し上げた職員の4人分に相当する人件費がそこから捻出されておるようです。あと、包括のほうでもサロンの送迎であったりとか、ふれあい農園であったりとか、あと、介護特会のほうにいきますと、地域リハビリテーション活動支援委託料といったような歳出がございますが、そういったところで嘱託1名ずつというようなところのボリュームになっております。また、福祉介護課のほうが所管しております、こちらは委託料ではなく補助金になりますけれども、社会福祉協議会の補助金の中では常勤職員4人分であったりとか、生活支援員の分であったりとかいう人件費が充てられておりますので、社協の人件費に関しては、全てではないですけれども、ほぼほぼ何らかの町の受託事業であったりとか、補助であったりというようなところで賄われておるというふうに理解しております。

○西田委員 本当によく車を見かけるし、この駐車場にもよく止まっているし、何か用事があるから来られるから職員さんもよく見かけるんです。これだけ事業が連携していたら、物理的にあそこはすごく遠く感じて、保健センターも今後どうするのといったら、40年以上たっていて、社協かってそろそろいかなものかしらと思ったとき、第6次総合計画を今考えている。別に第6次総合計画は建物のことを考えているわけではありませんけれども、太子町の一番上位の法律、そこにちりばめられていく中で、ここでそういうのをちゃんと建物のことも、書かなくても、計画の中に細かなことは書いたらあ

かんというけれども、少し太子町の10年の未来を位置づけて、子育てしやすい町みたいなのを大きくかぶせるんだったら、そういう公共施設のことを真剣に考えるということとを少し、いろんな課の方、部の方もいらっしゃるから、考えていただきたいと思うので要望しておきます。

○村井委員 これも決算書には出てこないことなんですけど、前からちょっと推している、今、公共施設のところのご質問があったので、1階の執務のスペースのことなんですけど、私もあれから、特に1階の子育て支援、高齢介護、包括支援センターというところの窓口のところは1つで一体化されたところの窓口の業務、受付というか、どちらの課ですか、どういうご用件ですかというようなところの業務。住民さん、利用者さんからどちらへ行ったらいいのかがちょっと不明確で、まず、これこれで来ました、みたいな感じで問合せのことでまた仕事量が増えているというようなところ。それを私もちょっと調べていたら、執務スペースって、オフィスって法律で決まっているんですね。労働安全衛生法かな、あれで1人当たりの面積が何ぼか決まっていて、その基準を満たさないと駄目ですよというようなことになっているみたいなんですけどね。私も調べて、こんなものがあるんだということで。ただ、午前中の総務のところもそうですけど、最大限に職員さんのパフォーマンスを発揮してもらう、組織力、また連携といったところで日頃の職務を遂行してもらう中で、やっぱり執務環境の改善ってすごく大事だと思うんです。私、先ほど昼食の話もしましたが、休んでいるのか、仕事をしているのか、ばらばらでまばらのエリアになって、特に福祉担当部局のところは私が見ても過密な状況で、中々厳しい状況の中で、ずっと職務に当たっていただいているんだなという認識は持っておるんですけど。この前も部長にお聞きしましたが、その辺の改善のお考え、計画があるんだったら教えていただけませんか。

○子安健康福祉部長 村井委員からのご質問でございます。1階、特に健康福祉部関係の執務室が手狭になっているということで、その認識は私も同様の感覚では持ち合わせています。以前にもご質問いただいた後、我々としては、まずは庁議、政策会議というのを庁議、各部長及び町長、教育長、現在ではそういうメンバーでやらせていただいていますけど、庁議の中で1階の健康福祉部を中心とした執務スペースの改善を検討したい旨お願いし、一定ご了解をいただいて、今現在は健康福祉部内でどのように執務室を改善していくことができるのかどうか、できるのであればどのような形が取れるのであるのかというのがあることを一応検討させていただいている最中であるというところ

でございます。一定、部内においても案的なものはできております。具体的に申し上げることはできないんですけれども、案的なものはできておりますので、今後、更に政策会議、庁議のほうに報告の上、当然、健康福祉部だけでできることではございませんので、庁舎管理をしている政策総務部などの協力も得ながら、検討して、今、案になっているものを具体化していければなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○村井委員 今、検討していただいているもの、これは早いことやっていただけたらいいなと私も思いますし、それで、太子町の福祉というすごい難題のところに皆さんで当たっていただいているので、個々のパフォーマンスをフルに発揮していただいて。

それと、1階のところでいったらカウンターのところ、健康福祉部管轄のところは椅子が置いてある。ある程度やっぱり腰を据えて、ご相談事、受付のところを進めていただくというための多分椅子だと思うんですね。その辺のところも、私もよその例えば銀行とかに行っても、ほかのところに行っても、そういうふうなところといったら、ちょっと住民さんのプライバシーのところもあり、横につい立てがあったり、そういう工夫もあっていいのかな。デリケートなご相談事もございますでしょうし、次に改良されるときはそういうところの改善、改良もあっていいのかなと思いますので、またその辺も考慮していただいて進めていただけますようお願いしておきます。

以上です。

○森田委員長 ほかにどなたかございませんか。

(「なし」の声あり)

○森田委員長 ないようでございますので、健康福祉部関係についての質疑を終わります。

以上で本日の審議を終わります。

これにて委員会を散会といたします。

次回は明日4日となっておりますので、よろしくお願いいたします。

本日はお疲れさまでございました。

午後 5時04分 散 会

太子町議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

決 算 常 任 委 員 長 森 田 忠 彦